

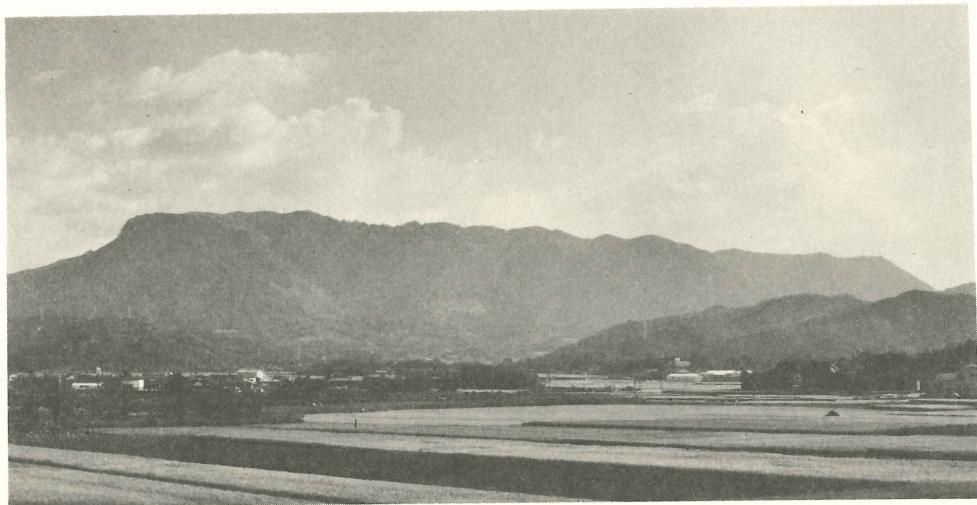
文化財愛護シンボルマーク

大分県文化財調査報告 第七十一輯

八面山の文化財

大分県教育委員会

八
面
山
の
文
化
財



序

大分県教育委員会は、文化財の保存・活用と資料収集の基礎データーの作成を目的として、文化財総合調査を実施しております。

標高六五九メートルの八面山は、豊前平野とその周辺の人々には、豊前地方を代表する心の山であり、宇佐・国東の山々と求菩提・英彦山の山々との宗教や文化をつなぐ山岳でもありました。

しかし、これまで八面山の文化については、本格的な調査は皆無であり、個々の文化財等についての断片的な報告を見るのみであります。そのため、大分県教育委員会は、昭和五十八～五十九年度の二か年に亘り、八面山の文化財総合調査を実施しました。この成果の一端が、本報告書であります。限られた日時の事業のため、八面山とその周辺の文化財のすべてを解明したものではありませんが、本書が文化財の保護に多少なりとも寄与できれば幸であります。

おわりに、この調査にご尽力いただいた調査員各位、この事業に積極的にご協力いただいた関係市町村教育委員会及び三光村、資料提供に快く応じていただいた関係各位に対しまして、深甚の謝意を表します。

昭和六十一年三月三十日

大分県教育委員会教育長 手 島 誠 一

目 次

一 八面山周辺の考古遺物（村上久和）	1
二 八面山と三光村の歴史（乙咩政巳）	5
三 古文書・古記録（乙咩政巳）	57
四 八面山と神社（伊藤勇人）	97
五 八面山周辺の石造美術（入江英親）	161
六 八面山周辺の仏像彫刻（岩男順）	195
七 祭りと芸能（染矢多喜男）	225
八 薦の祭礼及び絵馬（段上達雄）	257
九 八面山一帯の植生（梅津幸雄）	267

凡例

一 本書は、大分県教育委員会が昭和五十八～五十九年度に実施した八面山の文化財総合調査報告である。

一 この調査は、八面山とその周辺の文化財の保存・活用と資料収集の基礎資料を作成することを目的に、概要調査を実施したものである。

一 この調査の二か年の調査員と担当項目は、つぎのとおりであり、この報告書の執筆も調査員がおこなった。

石造建造物 入江英親 県文化財保護審議会委員

彫刻 岩男順 県文化財保護審議会委員・別府大学文学部教授

民俗文化財 染矢多喜男 県文化財保護審議会委員

段上達雄 県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究員

神社伊藤勇人 別府大学文学部助教授

歴史・文書乙咩政巳 宇佐市教育委員会社会教育課主事

植生梅津幸雄 中津市立中津中学校教諭

考古資料村上久和 県教育庁文化課主任

一 本書の編集は、大分県教育庁文化課文化財管理係がおこなった。

八面山周辺の考古遺物

村上久和

八面山周辺の考古遺物

一 上宮地区遺物出土地

上宮地区においては、箭山神社南側の通称鏡池および巨石群斜面において、須恵器および土師器が表面採集されている。

土師器小皿は、底径三・二センチをはかる。底部外面は糸切り後に板状圧痕が部分的にみられる。全体的に落はくが激しい。

(第1図3)

土師器壺は、口径一三センチ、器高四・〇センチの内黒土師器である。口縁部は外反し、端部は玉縁状に丸く肥厚する特徴を持つ。外底はへラ切りである。(第1図4)

須恵器は、甕胴部片である。外面は平行叩き、内部は荒い同心円の叩き目がみとめられる。以上の外、上宮地区巨石斜面においては、須恵器、土師器が重松敏美氏等によって採集されているようであるが、今回は実見できなかつた。時期は、(一)が鎌倉時代から室町時代、(二)・(三)が平安中期に比定できるであろう。

二 中宮坊跡

中宮坊跡では、酒井登氏によつて若干の遺物の表面採集があつた。それによると龍泉窯系青磁(平安末期から鎌倉時代)・同安窯系青磁(平安末期から鎌倉時代)・唐津系陶器片(室町時代から江戸時代)などがみられ、今後の再調査を望みたい。

三 山下経塚

山下経塚は、康和四年および保安元年銘の銅製経筒を出土したことで著名な遺跡である。昭和10年に出土した遺物は、現在東京国立博物館に保管している。経塚はこれらのみではなく、周辺にもあつたらしく、特に東側原野を造成中に経塚らしい石棺状のものが出土したとの伝承もある。日田市の桑野陽吉氏コレクションの中に、伝三光村八面山出土の経筒資料がみられるが、山下出土の可能

性が高い。桑野コレクションには、陶製經筒一本、鉄製經筒一本がある。そのうち一本は、陶製長胴壺で、口径六・六センチ、器高三三・〇センチ、胴部最大径一三・〇センチを測る。胎土は精良であり、砂粒をほとんど含まない。釉は淡黄緑色を呈する。越州窯系陶磁器のものと考えられ、平安時代後期のものである。（第1図1）

四 妙見宮岩陰遺跡

金色地区の妙見宮は、耶馬渓熔結凝灰岩が浸触作用をうけ岩陰を形成していく、あたかも求菩提山などでみる陰窟状を呈している。この遺跡の発見者は、中尾七平氏であり、多数の土器の散布を見る。土器は、土師器・内黒土師器・須恵器などである。

土師器坏 口径一二・八センチ、器高一・八センチを測る。外底面はヘラ切りをしており、口縁部は外反し、端部は玉縁状に丸くおさめる。

内黒土師器椀 口径一三・〇センチ、器高六・〇センチを測る。高台は、やや高く、外方へのびており、外底面はヘラ切りをしている。口縁部は外反し、端部は丸くおさめる。（第1図5）

以上のほかに土師器小片多数が散布するが、全て斜面上であり、遺構などの存在は現在までのところ認められない。時期は全て平安時代前期～中期（九世紀末から十世紀前半）に比定できる。

上記以外でも瑞雲寺遺跡、岡崎遺跡などで平安時代後期の青磁類、大宰府系鬼瓦の出土を見ている。

小 結

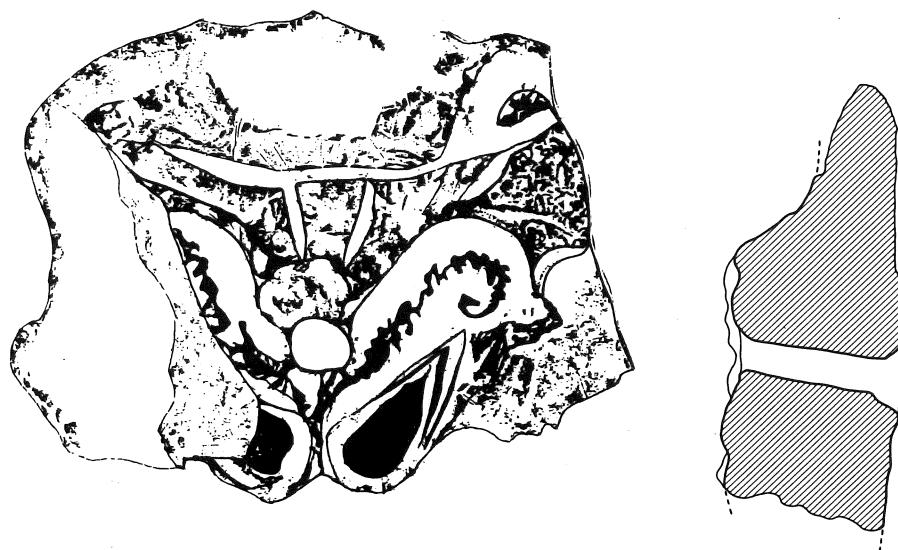
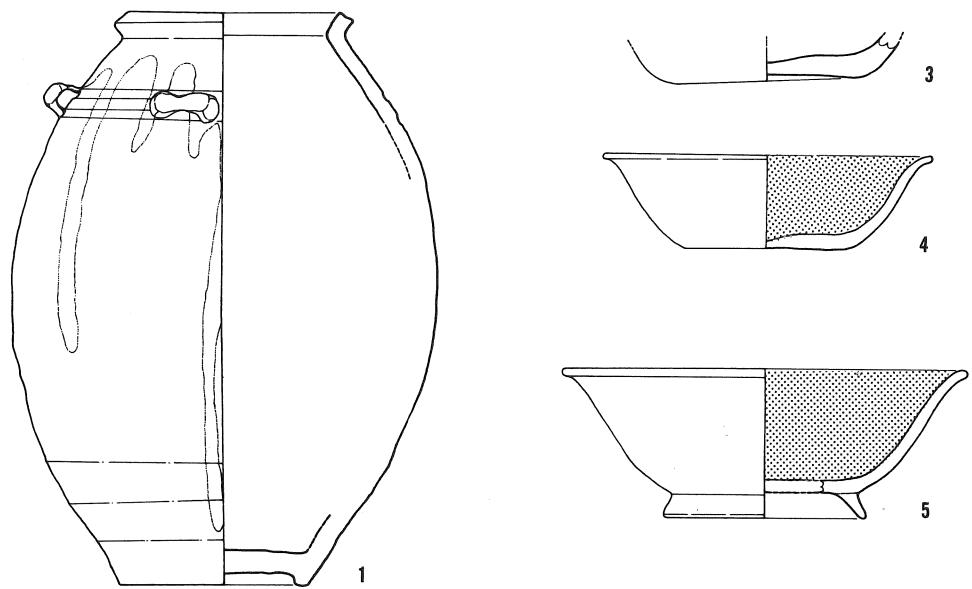
八面山周辺の祭祀遺跡を概観したが、八面山では遺物で見るかぎり、九世紀後半から十世紀初頭にかけて神道的祭祀が盛んに行なわれるようになる。特に山上の巨石、あるいは岩陰（陰窟）祭祀などが認められる。これは求菩提山など豊前地方の修驗祭祀と共通するが、時期的にみて若干古いようである。次に十二世紀後半から十三世紀初頭に山下経塚など仏教的祭祀に転換する。この時期に大日寺などの天台系寺院の成立があり、山中の坊舍などが盛んに作られたと遺物から想定される。このような在り方は、筑前宝満山などと共通した変化をするようである。十一世紀に遺物が認められず、この時期を山岳信仰の変化期と考えられるのではなかろうか。

以上八面山周辺遺物の素描を試みたが、調査期間が短かく、全て表面採集資料のみで、遺構・時期については明確でない。今後発

掘調査をふまえて山岳信仰の実態を解明しなければならない。

この調査において、豊前地方の山岳信仰を古くから研究している中尾七平氏を始め、酒井登、金色仁、神安夫氏等に御教示・御協力を得た。記して感謝の意を表したい。



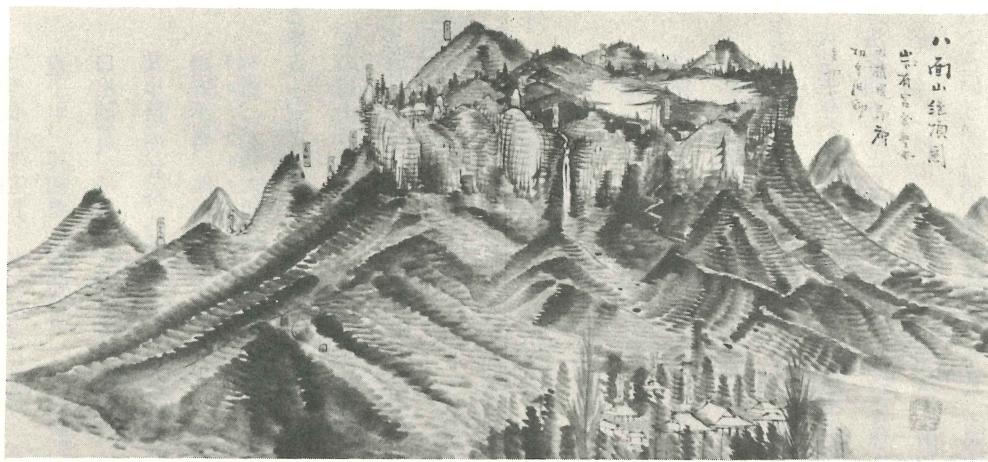


0 15cm

第1図 八面山周辺出土遺物 (1.伝山下経塚 2.岡崎遺跡 3.4.上宮地区 5.妙見宮)

八面山と三光村の歴史

乙
咩
政
己



元治2年（1865）の八面山絶頂図（山口馬城次氏所蔵）

八面山と三光村の歴史

第一節 八面山と三光村

八面山は下毛郡三光村の南部と本耶馬渓町北部の屋形地区にまたがり、耶馬溶岩台地の最北東端に位置し、航空母艦型の大メサである。山体は集塊岩の上に旧耶馬溶岩（複輝石安山岩）がおおい、最高所は六五九メートルである。大正一二年国指定名勝の耶馬渓に、また昭和二五年指定耶馬日田英彦山国定公園の中に所属している。当山は天和三年（一六八三）に鳴動しており（中山重記校訂『豊前国宇佐郡四日市村年代記』）、享保二年（一七一七）にも鳴動し山腹が裂けたとのことである（今永正樹編『豊前中津地方ふるさと歴史年表』）。

この山は四方どちらから見てもほぼ同じ山容をしていることから、八面山といいう名称が付けられたという。また別名箭山（弥山）といい、昔矢を作るのに使用した矢柄竹が多く自生していたことによる命名とも、あるいは屋根型をしているので屋山と呼ばれるようになったとも伝えられている。山頂には箭山神社があり、北麓に猪山八幡宮、北西麓に斧立八幡宮が鎮座している。八面山が福岡県の英彦山・求菩提山などと同様に、修驗道に関係する靈山であったことはあまり知られていない。それは史料があまり残存していないことに帰因する。文献上確認される八面山関連の初見史料として、仁平二年（一一五二）に記述された『人聞菩薩朝記』⁽¹⁾があり、これを掲示すると、

本朝国内豊前国宇佐郡少藏山北辰坐、其語云、我一所住坐法界、衆生有情利益力願發云、從此西有彦山神坐、名言權現、一万金剛童子申、其權現以宝珠玉、一切衆生度給、於然上法蓮行人來着云、我權現如意寶珠玉、我未見給申、於然斑蛇積玉口入出來、自口出前置、是見^レ八幡申、已八幡聞、雖北辰追迄得給、八幡者不奉上、仍八幡香春明神語云、自此南彦山坐、其御前如意寶珠候也、其申給云、其時八幡彼之御山仁參向之^レ申給、為玉來着申、其時北辰付奉上之申、雖而不見由申給之^レ、此度尚見給申給、人出玉請取不返、他國逃去、其時權現大誓願發言、我玉不得者、又返不成正覺誓行、其時豊前国下毛郡諫山鄉南當高山猪山大多羅牟神者、八幡大祖也、彼為燒修給出、皆仍彼之所去、宇佐郡御許垂跡權現給、

とある。(○印筆者)。下毛郡諫山鄉の南に位置する高山が、八面山を意味するものと考えられる。

この高山に言及した類似の伝承が、正應三年(一二九〇)弥勒寺學頭法印神吽によって編纂された『八幡宇佐宮御託宣集』(以下『宇佐託宣集』と略称)をはじめ、天和二年(一六八一)宇佐宮社僧恵海法師による『八面山縁起』、元禄七年(一六九四)の『彦山縁起⁽³⁾』、及び江戸時代に書かれた『六郷開山仁聞大菩薩本紀⁽³⁾』に収載されている。

以上の諸縁起はいずれも『人間菩薩朝記』を参考にし、さらにそれに肉付けをしてより具体的に説明したものである。ここで再び、八面山に関する『宇佐託宣集』第五巻の一部を引用すると、

豊前国下毛郡諫山鄉之南高山者、大菩薩母大帶姫御垂迹之洞也、令^レ登^ニ彼高山^ニ責^ニ問之^ニ、其聲聞伊興國石鉄山^ニ、大菩薩變^ニ金色鷹^ニ、召^ニ真金色犬^ニ、飛^ニ返此高山^ニ、語^ニ聖人^ニ而言、我者八幡也、賜^ニ此寶珠三天^ニ、可^レ利益^ニ益一切有情^ニ志、宇佐垂迹之時、神宮寺別當土奉^ニ仰天、同心仁天下乎可^ニ靜護^ニ也者、和與永得^ニ珠給事、高山者猪山之上、大嶽峯也、今申^ニ和與^ニ石^ニ者、爾時御座也、石趺大菩薩現在、又金色犬變石在^レ今、

とある。まずこれらの伝承にかかる全文の大意を要約し、紹介しておく必要があろう。

大宝三年(七〇三)八幡大菩薩は唐土より帰国し、小倉山(現在の宇佐神宮上宮)に至り、北辰に対して、一所に住して衆生を利益する方法を問うたところ、彦山權現の如意宝珠によつて一切の衆生を度すべしと、また香春大明神からも同じ返答を受け、ただちに彦山へ向う。一説によれば、この宝珠は彦山權現が摩訶陀國から持参したもので、百六十余年後、法蓮聖人が玉屋窟でこれを感得したものという。八幡大菩薩は翁となり、法蓮に如意宝珠を乞うたが断わられ、奪つて逃走、法蓮はこれを追い、般若智印を結び四方

に投げ、火界真言を念ずると、翁の逃げ路に火の手があがり、逃走できずに帰来して宝珠を返した。心ゆくときに渡してほしいと懇望し、法蓮は渡す気もなく承認、翁が悦んで去ったあとに珠がなくなっていたので、法蓮は追跡し大菩薩の母である大帶姫垂迹の洞のある下毛郡諫山郷の南高山に登って問責した。その声は伊与国の石鉄山（石槌山）にまで聞こえ、大菩薩は金色の鷹に変じ、金色の犬を連れて高山に飛び返った。ここで大菩薩が宇佐に垂迹した時に、法蓮を神宮寺（弥勒寺）の別当にするということで、和与（和解）が成立したという。

法蓮聖人については、『続日本紀』文武天皇大宝三年（七〇三）九月癸丑条に、「施_ニ僧法蓮豊前国野四十町、褒_ニ医術一也」とあり、元正天皇養老五年（七二一）六月戊寅条にも、「詔曰、沙門法蓮、心住_ニ禪技、行_ニ居法梁_ニ尤精_ニ医術、濟_ニ治民苦、善哉若人、向不_ニ褒賞_ニ、其僧三等以上親、賜_ニ宇佐君姓」とある。法蓮は正史にも記載されている実在の人物で、医術によって褒賞され、豊前国野四十町や宇佐君姓を賜わったことが判明する。なお、『宇佐託宣集』第六卷によれば、大菩薩との宝珠をめぐる約束により、法蓮が弥勒寺の初代別当に任命されたという。

法蓮は彦山中興の祖といわれ、諸縁起に必ず引用されているが、これは法蓮の医術に精通した呪術的性格が修驗道と一脈相通じ、かつ豊前国の著名な靈験僧であつたため、引き合いで出されたものと推定される。

この伝承中、高山とは猪山（猪山社鎮座地）の上にある大嶽峯であると説明しており、これは八面山の一峰（箭山神社鎮座地）を指すものである。

さて、以上の伝承をそのまま史実として認めるることはできないが、彦山・石槌山・御許山といった修驗の靈山が関連して記載されており、このことから伝承の書かれた当時、すなわち十二世紀中頃八面山は修驗の靈山として、位置づけられていたものと理解される。なお、箭山神社周辺部からは土器片がかなり発見されており、今後の調査研究に期待される。

ところで、八幡大菩薩と法蓮聖人の和与が成立した時の和与石については、『八面山縁起』に社壇（箭山神社）の西にあり、高さ五メートル（約十五～十八メートル）ほどあるという。元治二年（一八六五）美濃国出身の土岐源五（蓑虫山人）が描写した「八面山絶頂図」に、「立岩」と注記されている巨石がこれに該当し、特に、ここからは彦山と宇佐が一望できることも注目されよう。唐橋世済編撰『豊州誌卷之上』（大分県立図書館所蔵）の八面山の項によれば、「一面八方向背ナク八面削ルカ如シ、山ノ中央有レ石、國柱石ト云、又

和与石ト云、高一丈六尺許、周囲五丈二尺、屹然トメ峙立ス、傳ヘ云、上古ノ初、^(旱)昊天陰陽ヲ分ツノ神跡ナリト云」と説明してお
り、石の高さに相違がみられる。

石躰大菩薩（鷹の変石）・犬の変石に關して、『八面山縁起』は社壇の北方に金色の鷹・犬の化靈石があるとしている。この点、江戸時代中期の作成と推定される『絵縁起卷之一』（薦神社所蔵）には、社殿に隣接して「鷹石」・「犬石」が表現されている。恐らく、社殿のすぐ北にある巨石を指すものと考えられる。

つぎに、八面山修驗の成立を如実に物語る遺物として、経筒を取り上げなければならない。これは書写した紙本經を収める容器のことで、これを地中に埋納して小塚を築造した遺跡が経塚である。寛弘四年（一〇〇七）藤原道長が、金峯山に造営したのが最初といわれている。

八面山北麓の三光村大字田口字山下から、紀年銘を有するものが、今までに三本確認されている。

(一) 康和四年（一一〇二）在銘のもの（東京国立博物館所蔵）で、銘文はつきのように陰刻されている。⁽⁴⁾

康和四年十一月九日

国任

〔〕

(二) 元永元年（一一一八）在銘のもの（東京国立博物館所蔵）、筒の高さは一六・七釐で、左記の銘文がある。⁽⁵⁾

奉書寫如法經

元永元年 被次
十月五日

勸進僧經尊

(三) 保安元年（一一二〇）在銘のもの、銘文は詳しく述べることができない。⁽⁶⁾

また、同村大字成恒字隨雲寺で発見された、佐々木ミサヲ氏所有の銅鑄鍍金誕生仏・銅鑄獨鈔杵・鉄短刀・角釘・ガラス丸玉・青磁・白磁も、経塚から出土したと考えられる。明治二十四年（一八九一）十一月二十四日付の埋藏物発掘届に、「右ハ明治廿四年十一月十九日、下毛郡山口郷大字成恒私有地字瑞雲寺ト称スル山林ヲ、石入用ノ為メ堀崩シ候処、前記ノ物品堀出シ候間、物品相添此品御届申上候也」と記述され（〇印は筆者）、経塚を発掘した可能性の極めて高いことが指摘されよう。八面山とその周辺地域には、

修験関係の遺跡がまだ多く存在するものと推定される。

経筒の紀年銘から、文献資料よりも若干遡及して、十二世紀初頭にはすでに修験の靈場として繁栄していたことは否定できない。では、その始源をいつに求めるべきかという問題が残されるが、箭山神社周辺部から十～十一世紀の土器片も発見されており、今後の調査・研究に期待されるところである。

八面山の峰入については、(仮題)『八面山順拝次第記』(櫟木普一郎氏所蔵)と命名すべき江戸末期の記録が残されている。これによると、華厳が八面山の聖母大権現に仕え、大日如来を崇拜し、大日寺を開基したと伝え、峰入は仁平三年(一一五三)の智然を初めとして、弘化二年(一八四五)智淳まで十九回執行されたという。その順拝経路は、聖母・八幡・比咩神を祭神とする箭山神社から、金色の鷹・犬靈石や和与石、周辺麓の堂・岩窟などの由緒地を順拝して、大日寺に帰る八泊九日の行程であったことがわかる。この峯入行事が十二世紀中頃から執行されたという点については、十二世紀初頭段階すでに修験の靈場であったこととと考え合わせると、かなり信憑性の高い記述と推察される。

中世の当山については、箭山神社参道のすぐ左脇に、徳治二年(一一〇七)の角塔婆一基が現存し、銘文に「法蓮」と刻まれており、修験者によって建立された記念碑と思われる。また、大永三年(一五一三)の通津頬勝・成恒氏種連署實得時元大石寺名坪付注⁽⁷⁾には、宇佐宮の宮番料所である實得名において、「一所四拾代鬼免不_レ収 大嶽山領」とみえ、天正十三年(一五八五)の成恒鎮直覚書⁽⁸⁾では、「一所三拾代 定錢九拾文請_ニ取之、大岳山伏勾分」とある。大嶽山伏とは『宇佐託宣集』第五卷で確認された大嶽山の山伏であり、麓に所領の一部が検出され、当峰がこの頃も修験の靈場として生きつづけていたことの一端を知りうる。その中核は大日寺であったと考えられる。『八面山縁起』によれば、箭山神社より乾(西北)の方向五、六町(約〇・五四〇・六五キロ)ほど行つた中腹に、大日寺と六坊が所在していたが、天正年間の兵火により、山上の社殿を含めてことごとく灰燼に帰したという。大日寺は箭山神社の神宮寺であり、猪山神社の場合神護寺がそれに該当する。

近世においては、元和八年(一六二二)『小倉藩人畜改帳』の深水惣左衛門手永田口村に、山伏二人、家二軒が見られるが寺の記述が見当たらず、やはり天正年中の争乱で堂舎が焼失し、廢寺化していたものと推定される。この頃もわずかに修験の法燈は維持されていたことになる。

『八面山順拝次第記』には、正保元年（一六四四）智喬による峰入から、弘化二年（一八四五年）の智淳まで七回実施されており、再び修験の靈場としての活動が確認される。天和二年（一六八二）編纂の『八面山縁起』は、祐音法師が恵海法師に依頼して成立したもので、彼は八面山座主大日寺と猪山神護寺を兼務していたことが確認される。なお、十七世紀末に書かれた『寺社寄帳』によると、大日寺は天台宗、神護寺は真言宗であったことが判明する。

櫟木家の位牌には大日寺中興開山として、元禄三年（一六九〇）没の祐玄と、同じく嘉永六年（一八五三）の智永がみられ、衰退した時期のあつたことも窺知される。また、同家には「聖母堂・八面山・垢離」（右）（中央）（左）と陽刻された天明四年（一七八四）の木版が残つており、「八」の字は八幡神と密接に関係する鳩で表現され、これで刷られた牛王宝印紙も大切に保存されている。

一方、神護寺については嘉永五年の宗旨改手形に、無本寺で無住の寺であつたため、吉祥寺（中津市大字角木所在）が手形に代判している。元治二年（一八六五）の「八面山絶頂図」には、山麓に大日寺が描かれており（江戸時代麓に再建）、これに隣接して神護寺も建立されていたと伝えられているが、すでに廃絶していたとみえ何も書かれていない。

明治初年に神仏判然令が出されると、全国的に排仏毀釈運動が展開されるが、『八面山順拝次第記』によると、明治元年に峰入が廢止され、大日寺住職は櫟木家を名乗り神官職として、箭山神社外九ヶ村神社に奉仕している。大日寺跡には無残な首のない地蔵石仏があり、当地での排仏による破壊活動が裏付けられる。明治五年（一八七二）修驗道廢止令が出され、八面山修験もこの時点を以て完全に消滅したといえよう。

ここで三光村について簡単にふれておきたい。三光村は北は中津市、南は本耶馬渓町、東は宇佐市、西は山国川を隔てて福岡県築上郡大平村と接する。面積は四六平方キロメートルで、全体の六五パーセントが山林原野で占められている。

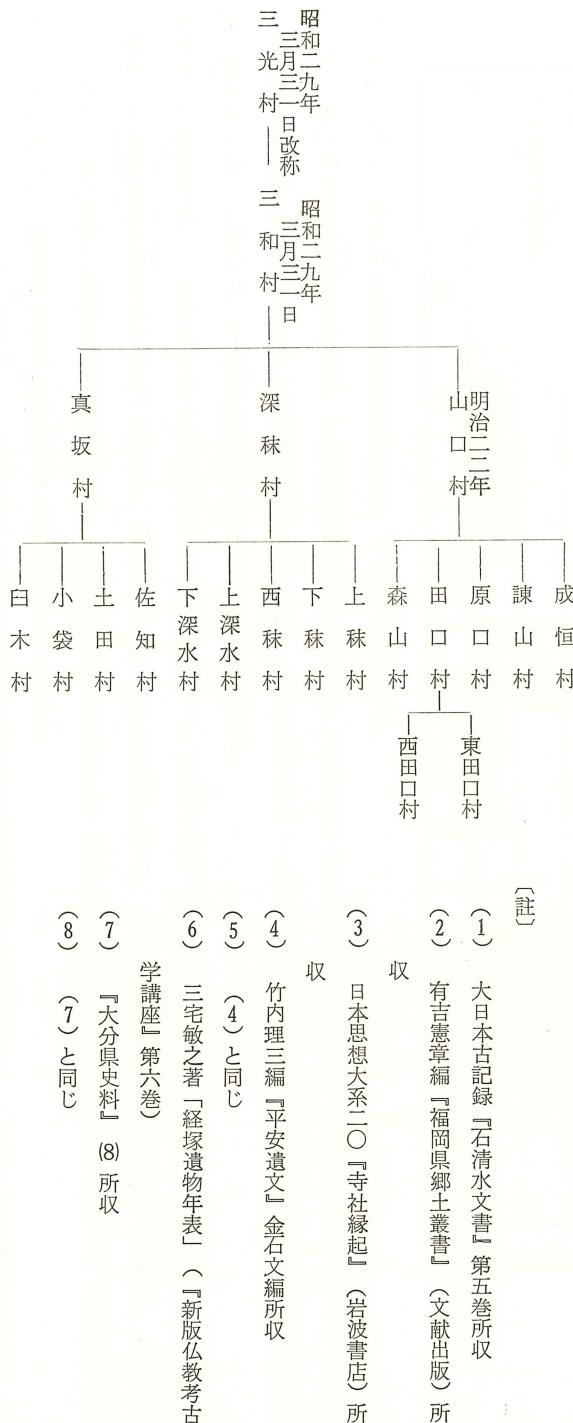
東部は本流の大丸川が深水から秋を経由し、八面山から発する金色川は田口谷を北流、西部は小袋川が諫山を経て、それぞれ森山で合流する。また、数多くの池が存在し、西部の山国川右岸に佐知平野があり、中央部の田口から森山にかけては狭長な沖積地が展開している。

当村は農業地域で米麦を主体とし、タバコ・養蚕・野菜・花木・果樹・肥育牛などにも取り組んでいる。農村振興として、大規模圃場整備事業が実施されている。近年、県北テクノポリスに伴い先端技術の工場進出もみられ、一段と過疎化に歯止めがかけられ村

の発展が大いに期待されている。

交通網は最西端部を国道二一二号線がほぼ南北に、また犬丸川に沿って一般県道円座中津線が走っている。中央部には一般県道渋見成恒中津線、西部には一般県道中津山国自転車道が走っている。

最後に、三光村の変遷を図示すると次のとおりである。



第二節 下毛郡郷の成立

豊前国は八郡より構成されていたが、特に上毛・下毛の郡名はある時期に分割成立したものと考えられる。

『日本書紀』景行紀十二年九月条に、「二を耳垂と曰ふ。残い賊り貪り婪きて、屢人民を略む。是れ御木の川上に居り」とある。御木川は山国川のことである。

分割の時期は不詳ではあるが、大宝二年（七〇二）「正倉院文書」の戸籍には、「豊前国上三毛郡」とみえる。また、太宰府觀世音寺の梵鐘に「上三毛」の陰刻銘が確認され、これは京都妙心寺のものと形状・法量などが類似し、ほぼ同時期に同一工房で製作されたと考えられる。妙心寺鐘には、「戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評春米連廣國鑄鍾」の銘があり、「戊戌年」は文武天皇二年（六九八）に相当し、二郡分割はそれ以前にまでさかのぼることになる。

ところで、上三毛郡に象徴される三字郡名が、二字郡名に変更されるようになる。『続日本紀』和銅六年（七一三）の五月条に、「畿内七道諸国郡郷は好字をつけよ」とみえ、『延喜式』卷二十二の民部上にも、「凡そ諸国郡里等の名二字を並べ用い、必ず嘉名を取り」と規定され、この頃文字を二字に改称したことが判明する。平城京跡から出土した養老二年（七一八）の木簡に、「豊前国下毛郡調綿百屯」と書かれ、下毛の二字郡名が初見として検出される。

大化改新時の評（郡）は大・中・小の三等級であったが、大宝令制では大・上・中・下・小の五等級に改編された。郡の規模に基づいて、郡司の定員が決定されたが、下毛郡は四里以上八里未満（一里五十戸）の下郡に当たり、大領・少領・主帳各一名が置かれた。そこで、史料上にみられる郡司名を揭示すると、つぎのようになる。

大 領	少 領	檢 出	年 次	出	典
擬無位勇山岐美麻呂		天平十二・九・廿五		『続日本紀』	
擬大領蕨野勝宮守		天長四		『類聚国史』五十四卷	
郡司膳助頬		長保六・三・廿七		『權記』	

下毛郡司一覧表

勇山岐美麻呂は天平十二年（七四〇）藤原広嗣の乱に際して、はじめ広嗣方であったが、その後京都郡大領楮田勢麻呂の五百騎、仲津郡擬少領膳東人の兵八十人、下毛郡擬少領勇山岐美麻呂と築城郡擬少領佐伯豊石の兵七十人は追討軍に加わっている。勇山氏の本貫地は諫山郷と推定され、ここには古墳時代後期の臼木古墳群（三光村大字臼木所在）があり諫山氏の墓所との関連で注目される。

蕨野勝宮守については、妻の難波部首子負壳が夫の死後空室を守った節婦として、天長四年（八二七）正月廿五日に戸課役田租を免ぜられた記述の中に認められる。蕨野は現在の本耶馬渓町で、その地にも今も宮守夫妻を祭る毛蕨神社がある。

膳助頬に関しては、『權記』長保六年（一〇〇四）三月廿七日の条に、宇佐大宮司大神邦利が首領となり、下毛郡司膳助頬を殺害したことが看取される。

つぎに、地方行政区画の最末端単位である里（郷）についてみることにする。大化二年（六四六）改新の詔に一里五十戸として初見するが、『出雲國風土記』によれば、靈龜元年（七一五）里は郷に改称され、その下に新たな里が置かれた。しかし、天平十二年（七四〇）頃里は消失して、郷制に移行した。

『和名類聚抄』によると、下毛郡には山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小楠の七郷が判明する。このうち麻生郷は建武元年（一三三四）から応永廿一年（一四一四）の間に、下毛郡から宇佐郡に編入されたことが知られている⁽³⁾。以上の郷の現在地比定に関しては、『中津市史』・『大分県地名大辞典』等で論及されており参考されたい。

ところで、律令体制下における郷は五十戸で編成され、いわば人々の集合体を意味するものであり、郷を地域的範囲として把握することは不可能である。ただ条里制が施行され、戸籍に基づく口分田の班給と宅地が確定していたにすぎず、山林原野などは範囲外にあつたと考えられる。それが一つの地域的分割として把握されるようになるのは、開発の進行により、十一世紀以後、荘園と公領（国衙領）の区別が要求されて以降、郷は行政的区画として認識されるようになったと推測される。

三光村内における郷の範囲について一瞥すると、仁平二年（一一五二）の『人間菩薩朝記』に、「豊前国下毛郡諫山郷南高山猪山大多羅牟神者、八幡大祖也」と記述されており、八面山の北側に諫山郷が所在していたことが知られる。

そこで、中世文書中に検出される郷の範囲をみると、嘉禎二年（一二三六）の大神仲子所領所從讓状⁽⁴⁾に、「在豊前国下毛郡諫山郷田口浦」とみえ、大字田口を中心とする地域に比定される。楠野一美氏所蔵の沙弥西見渡状「管豊前国陳山郷得万四郎丸名内田屋敷事」という事書から、得万・四郎丸名が諫山郷内に存在しており、両名は大字諫山・臼木にあつたことが判明しており、この点は後述する。

正和二年（一一一三）の鎮西下知状⁽⁵⁾に、「豊前国野仲郷實得・時元・快日參箇名半分田畠屋敷事」とあり、三名は野仲郷内に包含

されていたとしている。しかし、明応五年（一四九六）の成恒種秀譲状⁽⁶⁾には、諫山郷田口村の田畠所從の中に、時元名が検出される。時元名は大字原口に小字名が現存し、実得名は大字田口に比定されることから、両名は諫山郷内にあったとすべきであろう。中世においては、個人的な郷域把握にすでに相違のあったことの一端を知りうる。

文保二年（一三一八）田口成任譲状⁽⁷⁾によれば、諫山郷内の散在名として鬼丸名が知られるが、この中に杜山前河原田二反と白木河原田一反甘代があり、杜山は森山と共に現在も川原田の小字名が残存しており、この名は大字森山・白木に散在していたことが確定し、この地域も諫山郷内であったと思われる。

応永廿一年（一四一四）の重道屋敷売券⁽⁸⁾によると、「豊前国下毛郡諫山郷末弘名内田嶋崎屋敷三反同小屋卅代事」とあるが、末弘名は大字成恒に所在（後述）していくことが確認されている。

以上のいくつかの事例を通して、諫山郷の領域を示すと、大字田口・成恒・森山・原口・諫山・臼木となり、三光村の中央部以西に該当する。

他方、野仲郷に関しては、八幡「宇佐宮御神領大鏡」⁽⁹⁾（以下「宇佐大鏡」と略称）に、深水庄は野仲郷内とされている。また、「稻用文書」嘉禄二年（一二二六）の擬大宮司宇佐公邦解⁽¹⁰⁾を初見とする野仲郷弁分は、秣地区に所在（後述）しており、ここも野仲郷内であつたことから、三光村の東部に野仲郷の一部が確認される。

- 〔註〕
- (1) 小田富士雄「帰化人文化と大宰府」（『古代の日本』第三巻）
 - (2) 『寧楽遺文』⁽³⁾、新補金石文
 - (3) 河野房男「麻生郷が宇佐郡となつた年代」（『宇佐市史』上巻）
 - (4) 『鎌倉遺文』⁽⁷⁾、四九四七号
 - (5) 「野仲文書」二号（『大分県史料』第八巻）
 - (6) 「成恒文書」第三巻一号（『大分県史料』第八巻）
 - (7) 『増補訂正編年大友史料』⁽⁴⁾、一八三三号

第三節 条里制遺構

(8) 『大分県史料』(4)、五〇七号
(9) 『大分県史料』(24)、「到津文書」四六八号
(10) 『鎌倉遺文』(5)、三五一八号

律令体制下では口分田の班給が規定されていたが、その実施には土地の区画が必要とされた。一郡あるいは数郡単位で一辺長六町（約六五四メートル）四方の一区画を里とし、これを東西または南北に並べたものが条で、里はさらに各辺を一町ごとに六等分して、溝や畦などで坪と呼ばれる三十六の区画に分割されたが、この一町角の基盤目状に区画された土地制度を条里制という。

下毛郡における条里遺構については、すでに兼子俊一氏の「大分県下の条里遺構」（『大分県地方史』四号）や中野幡能氏の「条里制遺構」（『中津市史』）などによって言及されている。

ここで、今までに確認されている下毛郡内の条里関係史料を表示すると、次頁の表の通りである。

下毛郡の条里に関して兼子俊一氏は、「山国川下流域右岸、中津市外の東方は、山国川の造った扇状地ないし三角州であるが、大部分県の条里としては最も広範囲にわたるもので」「地割の方向は南北線が東に約三十度傾いている。坪内の地割は大半が長地型である。」と指摘されている。これは中津平野のみを論じ、三光村内には全く触れられていない。

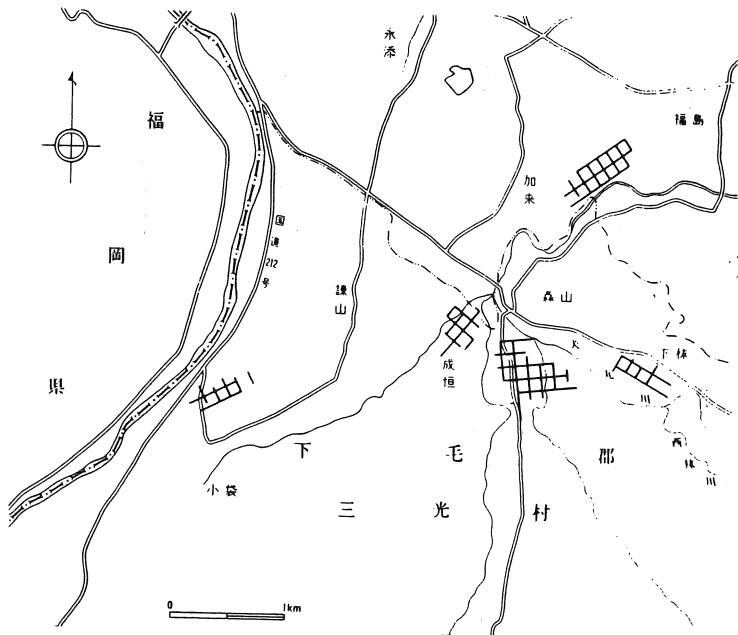
ところが、「条里制遺構分布図」（『大分県地名大辞典』）によれば、中津市と三光村内の条里制遺構が紹介されている。

三光村には「土地宝典」が残されており、一町四方の条里地割が認められるが、その地域を大字で明示すると、(1)田口（旧山口村）(2)成恒（旧山口村）、(3)下秣（旧深秣村）、(4)臼木（旧真坂村）に該当する。

(1)は八面山に発する金色川と、東側の小倉谷から発する岡崎川との間に拡がる沖積地域、(2)細長い谷を小袋川が北東に流れる成恒付近一帯。(3)は犬丸川の北側の狭長な沖積地域、(4)山国川右岸の佐知平野南端地域で、二坪・久ノ坪の小字名が残存している。

第四節 深水庄

宇佐宮は大宰府の安楽寺とともに、九州における二大莊園領主といわれ、九州一円に神領を有していた。鎌倉初期に編纂された『宇佐大鏡』によると、宇佐宮領には次の三類型が看取される。



三光村内条里遺構（『大分県地名大辞典』による）

郷	条	里	坪	検出年月日
野仲郷	六条八里	廿七六坪	卅坪	弘長一・四・十六
"	四条一里	年未詳（鎌倉時代）	櫛野一美氏所蔵文書	永弘文書五一号
"	玖津里	明応力	永弘文書一二三二号	永弘文書一二三二号
"	三ノ坪	永正十四・九・吉	永弘文書一六九八号	永弘文書一六九八号
六	立坪	建長三・十・八	永弘文書一八四六号	永弘文書一八四六号
	大坪	永正十七・九・五	永弘文書四三〇号	永弘文書四三〇号
	長享一・卯・十五	永弘文書一一八〇号		

方一町の坪は一反ずつ十等分されるが、これには六〇歩×六歩を一段とする長地形と、三〇歩×一二歩を一段とする半折型の二つがあり、三光村内の地割は長地形であることが確認される。

（『中津市史』・『宇佐市史上巻』等を参考にした）

(一) 十郷三庄 奈良時代以来給与された比咩神分の封戸が庄園化したもので、豊前国・豊後国・日向国の七郡に所在。

(二) 本御庄十八箇所⁽⁷⁾ 位田・供田・油料所等の庄園化したもの、豊前国・豊後国・筑前国・筑後国・肥前国に所在。

(三) 国々散在常見名田 開墾・買得・施入などによって成立した新加の所領で、本来半不輸で、多くは別府と呼ばれ、豊前国・

豊後国・筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・日向国に散在している。

以上のうち、下毛郡内の宇佐宮領として、(一)と(三)の類型が見られ、大家郷・野仲郷・深水庄は(一)類型に包含されるもので、これらは中津市と三光村に所在していたことが確認される。

『宇佐大鏡』によれば、深水庄は野仲郷内に含まれ、田数廿五丁七反で佃一丁六反と記載されている。また、当庄はもともと宇佐宮權大宮司宗海と前播磨掾如海の所領であり、宇佐宮御宝前燈油料として寄進されたもので、長徳六年（一〇〇〇）十一月二日の勘文ならびに立券公驗などに明らかだとみえる。

權大宮司宗海は宇佐姓で、御薦社相続系図には、野仲郷所在の薦社社司をも勤仕していたらしく、その地位を利用して宇佐宮封戸の野仲郷民を動員し、深水庄の開発を推進したものと考えられる。

なお十一世紀初頭、長保事件が勃発して大宰府と宇佐宮との衝突、および宇佐宮内部の主導権をめぐる抗争が展開されたが、宗海は大宰帥平惟仲方に与同して、宇佐大宮司大神邦利と対立したが、結果的には平惟仲方の敗北に帰している。⁽²⁾

元暦二年（一一八五）三月の解状案⁽³⁾に、女祢宣大神安子と祝大神宮保は押領された所領の安堵を請い、源範頼から外題安堵を受けている。この中に祝所帶分として、深水庄翁丸田畠が見られる。

また、承久二年（一二二〇）宇佐宮の宿直警護を懈怠し、夜別十五疋の過料を命じられた当庄の名に、得広・恒元・秋吉・末正・長寸丸が検出される。⁽⁴⁾

貞和四年（一三四八）十二月廿九日付の宇佐保範得分物注進状⁽⁵⁾に、

一自⁽⁶⁾深水庄翁丸名御園一栗ノ上分進之、三斗

惣都合四拾貳石。四升

とある。この翁丸名は以前祝大神宮保の所領であったが、この頃宇佐宮御炊殿番長の宇佐保範の管理下に置かれ、永弘氏の得分物の

栗を四拾弐石一斗四升進上するよう規定されていた。斗代は三斗であり、この御園の規模は約十四町であつたと推定されよう。

ところで、永正十五年（一五一八）十二月廿日付の番長大夫永弘重行下宮目録次第⁽⁶⁾によれば、

一 當社御園と申在所者、御神事御時、御菜并菓子等社納之御料所候之処、當郡内辛鳴郷中村御園之内屋敷五反、喜多坊押領候、并下毛郡之内深水おきな丸之御園、杉甲斐守方依^ニ押領^一、御放生會之時御菓子・御菜等不勤候、

と書かれ、御園とは宇佐宮の御神事に当たつては、御菜・菓子等を社納する重要な料所であつたことが判明する。この頃、翁丸御園は大内氏の家臣杉甲斐守により押領され、宇佐宮三大神事の一つである放生会の時、御菓子や御菜等を不勤していた状況を知りうる。

享徳三年（一四五四）九月、宇佐大宮司到津公弘により筆写された「宇佐宮祭会式」には、放生会事条の八月十四日において、「酒飯両郷野仲一石之勤」⁽⁷⁾とあり、野仲郷と深水庄はともに酒飯を出さねばならなかつた。

年未詳の永弘重行書⁽⁸⁾状に、宇佐宮の御園屋敷と申す在所は、当社における重役所であり、かの屋敷において年中御菜を作り、御法味に備うべき役所であったと述べられている。従つて、翁丸御園にも御園屋敷があつたことは確実であり、恐らく莊官級の屋敷がそれに相当すると想定される。

さて、深水庄の現在地比定については、現在名の小字名が残存していないが、大字上林の竹永万手氏所蔵の明治前～中期頃と推定される土地台帳に秋吉の小字名が検出された。次に、大字下深水には庄井手川原という小字名があり、犬丸川から深水庄への水の取入口であつたと考えられ、しかもこの地域には地形に制約されたものの、ほぼ方一町に近い条里に類似した地割が下深水から上林にかけて認められる。当庄では条里地割を模倣し、極めて計画的な開発が実施されたのであろう。以上の諸点から、深水庄は下深水から上林にかけて所在していたといえる。

- 〔註〕
 - (1) 「今仁恕子文書」一二号（『大分県史料』(2)
 - (2) 新川登龜男「八幡宇佐宮と大宰府の確執」（『大分県史』古代篇II）
 - (3) 「益永文書」五号、女称宜大神安子・祝大神宮保連署解状案（『大分県史料』(29)
 - (4) 「永弘文書」二〇号、宇佐宮宿直懈怠過料支配状案（『大分県史料』(3)
 - (5) 「到津文書」一六一号（『大分県史料』(1)

- (6) 「永弘文書」一七六三号（『大分県史料』(5)
 (7) 「永弘文書」一八六四号（『大分県史料』(5)

第五節 下毛庄

下毛庄は宇佐宮領の散在常見名田を包含したもので、常見名は恒見名とも記載されており、ツネミと読んでいたことが判明する。

『宇佐大鏡』によれば、豊前国の散在常見名田は大部分は開発地で少しは寄進地もあり、半不輸の地で毎年国使が入部して検田を実施、六百五十町の起請田から一町につき准絹二疋、余田からは一町につき准絹八疋を国庫に納めることになっていた。ところが、往古より国役として勤仕されていた、宇佐宮御炊殿一院（下宮）の造営が退転したことを探るに、安元元年（一一七五）宇佐宮は常見名を不輸の神領と成し、造営料所に指定されるよう申請して、院庁下文を以て許可され、それらは豊前七郡に所在していたことが明示されている。ここに散在常見名田は一円庄号により、上毛庄・下毛庄・宇佐庄・京都庄・築城庄・田川庄・規矩庄という郡名庄に一括編成されたのである。

仲津郡のみ確認されないが、年月日未詳の宇佐宮下宮神官等申状案⁽¹⁾には、「彼造営料所者恒見庄八ヶ所也」とあり、永弘光世事書案⁽²⁾にも同様の記載がみえ、仲津庄が存在していたとしている。

しかし、鎌倉時代宇佐宮の動向が看取される二史料の内、宇佐宮神領次第案⁽³⁾には、

口六十丁	豊前國	百廿名	同國	同	一百四十六名	同	十八名	同	四十七名
一	宇佐庄	上毛庄	百廿名	同	下毛庄	規矩庄	田河庄	（口別符）	大野庄
百廿五十丁五反									築城庄

中北郷 同西郷 京都庄 己上當国 〔十五名〕

とあり、造宇佐宮課役注文案⁽⁴⁾にも、

一 御炊殿 常見庄役 上毛庄、下毛庄、築城口、京都庄、田河、規矩、宇佐庄等
と記述され、それ以外にも若干の料所があつたことが判明する。さらに、明徳元年（一二九〇）の下宮社司兼番長永弘重輔條書案⁽⁵⁾に
は、「料物ハ七郡之庄役、恒見新庄・徳善保之敷之」とみえる。

以上のことから、郡名庄は七庄であつたことが窺知でき、八庄説は豊前八郡から想起された単純な誤記と推察される。ただ、造宮
料所の一部に徳善保も包含されており、もともと徳善名といえど弥勒寺領であつたことが判明している。同名の保も正応六年（一一
九三）の沙弥願仏田畠等譲状⁽⁶⁾に、「在豊前國下毛郡弥勒寺御領得善保内四郎丸名田畠屋敷等事」とあり、弥勒寺領であつたと判断さ
れる。この点、「兼番長ト申ハ當社宮寺かける社人也」⁽⁷⁾とみえることからも、下宮の番長は宇佐宮と弥勒寺に関係しており、弥勒寺
領の一部が下宮造営料所に指定され、案外豊前国所在の得善保がこれに充当されていたのではないかと想像される。

『宇佐大鏡』によると下毛郡の散在常見名田は、

下毛郡 田數七百丁
但国半不輸之時、宮召物加地子起請田百七十七丁四反卅 用作一丁八反

とあるように、田数は七百町で七郡中最大規模であった。しかし、建久三年（一一二一）の下毛庄検田目録には、現作田が三百六十
四町三段二十代でかなり減少しており、しかも宇佐宮に上納しない不輸租田が百十八町設定され、それらは宇佐宮に関係する金堂・
猪山社・大貞社・大根河社・妻垣社などに分与されていた。また、宇佐宮勢力の衰退と共に、名主による対抗、あるいは地頭御家人
の買得・押領などが顕在化し、ますます侵略されていった。

宇佐宮神領次第案による鎌倉時代の下毛庄の名田は、二百四十六もあり豊前国で最も多く、史料上検出されるものは次表のとおり
である。この内、三光村に存在した確実な名田について若干説明しておきたい。

今行名……下毛庄検田目録と宇佐宮神領次第案によると、大根河社免十町の内、今行名一町とみえる。時代はかなり下るが、天文
十年（一五四二）の成恒氏種譲状⁽⁸⁾には、下毛郡諫山郷田口村の中に今行名が確認され、大字田口に存在していたと考えられる。ま
た、嘉暦三年（一三二八）の宇佐前大宮司宮成公敦去状に、「今行名西堺之外、為稻富名内之條」⁽⁹⁾とあり、稻富名が本耶馬渓町大
字西屋形に所在することから、この名もこの地に比定される。仮名今行名は散在していたものと推察される。

下毛庄の名	出典
① 永久・此松永・本稻重・己成枝・己池永・稻富・稻男・稻	① 永弘文書二三号
豊利・弥稻男・成久・今行・本市丸・末久市丸・重久市丸名	② 永弘文書三号
② 株糸永・同乙王丸・秋真名・③野仲郷今永名・自見名、④	② 永弘文書六九号
金吉・⑤岐浦・株浦(②を含む)・⑥田口村(①の末久市丸	③ 永弘文書五六号
などを含む)・⑦得万・四郎丸名・⑧重光市丸名・⑨屋形香	④ 益永文書三号
丸名、⑩得永名	⑤ 楠野一美氏所蔵文書
	⑥ 田口文書(『鎌倉遺文』⑩六八五〇号)
	⑦ 田口文書(『鎌倉遺文』⑪九三三八号)
	⑧ 到津文書補遺二五号ノ二(『大分県史料』)
	⑨ ⑩ 永弘文書八二号

名と推定される。宝治元年(一二四七)の沙弥西阿譲状案⁽¹⁾では、下毛庄内田口村に末久市丸が検出され、文承二年(一二六五)の田口成蔵名田山野譲状⁽²⁾に、諫山郷田口浦において重光市丸が確認され、さらに弘安八年(一二八五)の良仏田地譲状⁽³⁾に、「下毛庄田口浦市丸名已下田畠山野等事」とある。以上のことから、それぞれ田口浦(村)内に所在していたことが検証される。

株糸永・同乙王・秋真名……寛喜元年(一二三九)の前太政大臣家政所下文案⁽⁴⁾には、「下毛庄封株糸永名田畠、同乙王丸名田伍町、秋真名田畠」とみえ、これらは宇佐宮御馬所検校宇佐嗣輔之父母相伝の私領で、嗣輔は次第證文等を相副えて譲与されたことを訴え、宇佐宮本家から領掌安堵されている。なお、元暦二年(一一八五)三月、大尾社(宇佐宮攝社)御供田二十町の内下毛庄株浦三町が確認され⁽⁵⁾、三名はいずれも株浦に包含されていたことは確実である。しかし残念ながら、同一の小字名は株地区に現存しない。

得万・四郎丸名……楠野一美氏所蔵文書の内、正應二年(一二八九)の沙弥西見渡状には、両名が諫山郷内にあったことが判明し、しかも「得万名内字横枕」「四郎丸内下臼木笠弥次郎古菌」と記述されている。横枕という小字名は大字諫山にあり、得万名は諫山に所在していたことが判明し、また、四郎丸名は下臼木ある以上、大字臼木にあったものと推定される。

〔註〕

- (1) 「益永文書」四一号（『大分県史料』⁽²⁹⁾）
- (2) 「永弘文書」六〇四号、永弘光世事書案（『大分県史料』⁽⁴⁾）
- (3) 「到津文書補遺」二五号ノ二（『大分県史料』⁽³⁰⁾）
- (4) 「到津文書補遺」二五号ノ五（『大分県史料』⁽³⁰⁾）
- (5) 「永弘文書」四一四号（『大分県史料』⁽³⁾）
- (6) 「湯屋文書」二卷三号（『大分県史料』⁽²⁾）
- (7) 「到津文書」一一二号（『大分県史料』⁽¹⁾）
- (8) 「永弘文書」二三号（『大分県史料』⁽³⁾）
- (9) 「成恒文書」四卷一一号（『大分県史料』⁽⁸⁾）
- (10) 「屋形三郎文書」五号（『大分県史料』⁽²⁾）
- (11) 「田口文書」（『鎌倉遺文』⁽¹⁰⁾、七一二四号）
- (12) 「田口文書」（『鎌倉遺文』⁽¹³⁾、九三三八号）
- (13) 「田口文書」（『鎌倉遺文』⁽²⁰⁾、一五四二七号）
- (14) 「益永文書」三号ノ二（『大分県史料』⁽²⁹⁾）
- (15) 「益永文書」五号（『大分県史料』⁽²⁹⁾）

第六節 下毛郡の地頭御家人

元暦二年（一一八五）三月、平氏が滅亡すると、源頼朝と義経との不和が顕在化するに至った。義経は後白河上皇から頼朝追討宣旨を賜わり挙兵したが失敗、彼は朝廷から九国地頭に補任してもらい、西国に下ろうとしたが船が難破し、身を隠さねばならず行方不明となつた。頼朝はこの追討宣旨を逆手にとり、平家残党と義経・行家の搜索を名目に、守護・地頭の設置を後白河上皇に申請し、文治元年（一一八五）十二月承認せることに成功した。

こうして源頼朝は莊園・公領に対し、御家人を地頭として任命し、九州の平家没官領・謀反人跡に、多くの関東武士が地頭として下向してきた。彼らは東下りのものと下り衆と呼ばれた。他方、従前より九州にいた在地武士で御家人となつたものも多數あり、彼らは在地の開発領主であつたり、また郡司や国衙・大宰府の役人出身の者で、幕府支配権の派及とともに御家人化し、國御家人とか鎮西御家人と呼ばれた。特に九州北西部の武士団には、名主的御家人が顯著に目立つといわれ、豊前国御家人に関する多くの論考があるが、ここでは惠良宏氏の「豊前国における東国御家人宇都宮氏について」（『九州史学』²⁴⁾を参考にして、以下若干述べることにする。

まず、東国御家人に関しては、多くの庶家を分出し、豊前国で最大の勢力を誇った宇都宮氏があげられる。
下野国の御家人宇都宮信房は、文治三年（一一八七）頼朝の命により、鎮西奉行天野遠景と共に、貴海島の追討と義經探索のため鎮西に下向し、自ら貴海島に渡海して勲功を立てている。その戦功により、建久三年（一一九二）二月廿八日頼朝から豊前国田川郡伊方庄の地頭職に補任されている。⁽¹⁾これは伊方庄の前地頭原田種貞が貴海島に渡らず、奥州追討にも参加しなかつたため、種貞の地頭職を停止し、新たに信房を補任したものである。

また、延慶二年（一三〇九）の鎮西下知状には、信房が頼朝から板井兵衛尉種遠跡の豊前国田河郡柿原名地頭職も拝領していたことが判明する。板井氏所領の豊前国仲津郡城井郷・築城郡伝法寺庄・豊前国税所職などの没収地は、全て信房に給与されたと考えられている。⁽²⁾

宇都宮氏の庶家として、野仲氏・山田氏・成恒氏・深水氏・大和氏・西郷氏・如法寺氏・友枝氏・広津氏・城井氏・佐田氏が確認される。以下、下毛郡在住の野仲氏と深水氏についてふれておきたい。

（一）野仲氏……庶家中最も有勢であり、信房の弟重房が建久七年（一一九六）下毛郡野仲郷を領知して、宇都宮を野仲に改めていふ。この時、地頭職に補任されたとも考えられるが確証がない。野仲郷は宇佐宮領で、後には野仲郷司として野仲氏が確認される。文永元年（一二六四）の沙弥妙性申状案によれば、豊後国田渋庄内恒任名を沙弥妙性が野仲郷司道俊の手より買得すること廿余年とみえ、かなり以前から野仲郷に入部していたものと推測される。
弘安二年（一二七九）六月一日付の関東御教書案に、中津尾寺座主神基の訴えによると、豊前国御家人野仲二郎入道正行以下の輩

は封戸・向野郷等の寺田を苑り取るという狼藉をしており、御家人であつたことが知られる。

正和二年（一三一三）鎮西下知状⁽⁶⁾によると、野仲道性圓空は宇佐宮神官永弘愛輔と豊前国野仲郷内全得・世永両名をめぐり相論している。両名は宇佐宮の一円神領で愛輔重代相伝の地であったが、圓空は数百騎の人勢を率いて押し寄せ押領している。

文保二年（一三一八）の宇佐宮神官實世申状⁽⁷⁾に、野仲次郎太郎道雄が實世の所領である下毛郡麻生郷藍原屋敷のうち北依一ヶ所を押領していたことが判明する。その外、彼は元応元年（一三一九）にも、大家・野仲両郷内の自見名田畠屋敷荒野塩浜ならびに今永田地を押領していたことが知られる。⁽⁸⁾

元亨二年⁽⁹⁾（一三二二）・同四年⁽¹⁰⁾に野仲郷司某が検出され、嘉曆二年（一三二七）野仲郷司道氏が確認され、いずれも同一人と考えられる。

このように野仲氏が郷司職を帯したのは、恐らく宇佐宮領内の野仲郷に地頭として入部、その地頭としての性格が律令制的な郷司職とやや類似する一面があり、かつ宇佐宮側も武家勢力に依存しながら、古代的支配体制の中に封じこめようとする意図があつたと思える。しかし、野仲氏は地頭・郷司の両職を最大限に利用しつつ、宇佐宮領の田畠・屋敷等の下地を押領・買得することにより、自己の勢力を拡大させることに専念した。

(2) 深水氏：その名字から下毛郡深水庄を本拠としていたと推定され、宇都宮系図では信房の弟興房を祖としている。史料上深水氏はいざれも武藤を冠しており、武藤少弐氏一族とも考えられるが少弐氏が豊前守護であつたことから擬制的なものと思われる。正和三年（一三一四）十一月十六日、豊後国來縄郷内小野名に対する小田原宗忍の違乱を停止すべく、安心院新三郎入道と共に深水武藤三郎がその使節としてみえる。⁽¹²⁾さらに同五年閏十月、再び小野名の小田原宗忍の狼藉を停め社家に返付せしめんがため、深水武藤三郎秋氏を使節として入部するよう、宇佐大宮司安心院公宣から下知されている。⁽¹³⁾なお安心院氏は宇佐郡の有力な御家人であったことが認められる。

以上のように、鎮西探題の命を受け、使節として係争地に派遣されるということは、鎌倉幕府の御家人であつた可能性を示唆するものと考えられるが確証はない。

次に、在地武士で御家人となつた下毛郡の国御家人についてみると、

(一) 田部氏……建保五年（一二一七）の大宰府守護所下文案には、吉富貞富多布原村・山国吉富等地頭職について、文治二年（一八六〇）正月廿日の鎌倉殿御判の下文により田部太子に安堵されたとしている。太子は下毛郡山国郷吉富名の地頭職を有し、上毛郡に在住していた。

(二) 久保氏……明海房源意女子大神氏代経方及び宇佐宮神官等と久保六郎種栄との、下毛郡黒水吉武両名地頭職をめぐる相論において、文保元年（一二一七）八月廿五日鎮西探題北條隨時は十二ヶ条の理由により、種栄に地頭職を領掌せしめている。⁽¹⁵⁾ 種栄の父は御家人久保三郎種家である。なお、正和二年（一二一三）八月廿二日、鎮西探題北條政顯は宇佐宮神官屋形諸成と円智との豊前国延入村畠地の相論において、社家に返付するよう裁しているが、この中で久保六郎種栄は使節として確認され、七月廿五日請文を提出していったことがわかる。⁽¹⁶⁾

(三) 屋形氏……嘉曆三年（一二三一八）沙弥蓮智（屋形諸成）は下毛郡稻男名の田畠・在家・山野と惣領職を、関東下文などの證文を添えて、嫡子三郎入道蓮覺に譲っており、⁽¹⁷⁾ 屋形氏は御家人であったと推測されよう。元徳三年（一二三二）十月十七日、京都騒動により御家人屋形三郎宗智子息又五郎諸利が、鎮西探題府に著到している。⁽¹⁸⁾ ここに御家人であったことが判明する。

(四) 田口氏……仁治二年（一二四一）五月十四日の関東御教書⁽¹⁹⁾により、下毛郡市丸名田畠山野等は申状の如く、母堂大神仲子の讓状を得ており、当知行相違なきにより安堵されている。また、文永二年（一二六五）八月廿九日、田部成蔵は諫山郷田口浦に所在する先祖相伝の私領である市丸名及び重光市丸名の田畠山野等を、関東下文以下の次第證文等を添えて嫡子田部成氏に譲っている。⁽²⁰⁾ なお、田口氏の本姓が田部姓であり、田口浦に所領を有していたため、それが名字となつたものである。

- 〔註〕
 - (1) 「佐田文書」一号（『熊本県史料』中世篇一巻）
 - (2) 「佐田文書」三号（『熊本県史料』中世篇二巻）
 - (3) 恵良宏「豊前国における東国御家人宇都宮氏について」（『九州史学』⁽²¹⁾）
 - (4) 「永弘文書」五四号（『大分県史料』⁽²²⁾）
 - (5) 「永勝院文書」一号（『大分県史料』⁽²³⁾）
 - (6) 「永弘文書」一四七号（『大分県史料』⁽²⁴⁾）

- (7) 「永弘文書」一九五号（『大分県史料』(3)
- (8) 「北良藏文書」一〇号、鎮西御教書（『大分県史料』(2)
- (9) 「薬丸文書」一五号、鎮西御教書（『大分県史料』(2)
- (10) 「薬丸文書」一七号、鎮西御教書（『大分県史料』(2)
- (11) 「到津文書」一二三号、宇佐大宮司宇佐公教寄進状写（『大分県史料』(1)
- (12) 「永弘文書」一七八号、鎮西御教書（『大分県史料』(3)
- (13) 「到津文書」一一六号、宇佐大宮司宇佐公宣下知状（『大分県史料』(1)
- (14) 「末久文書」（『鎌倉遺文』(4)、一二一八五号）
- (15) 「黒本文書」（『大宰府・太宰府天満宮史料』(10) 所収）
- (16) 「時枝文書」三号、鎮西下知状写（『大分県史料』(2)
- (17) 「屋形三郎文書」四号、沙弥蓮智譲状（『大分県史料』(2)
- (18) 「時枝文書」五号、宇佐諸利著到状（『大分県史料』(2)
- (19) 「田口文書」閑東御教書（『鎌倉遺文』(8)、五八六〇号）
- (20) 「田口文書」田口成藏名田山野譲状（『鎌倉遺文』(13)、九三三八号）

第七節 野仲弁分と弁分の意味

嘉禄二年（一二二六）八月付の宇佐宮擬大宮司宇佐公邦解¹⁾によれば、野仲郷弁分の田畠山野等は宇佐宮一円神領であり、公邦の外曾祖父清輔宿祢の所帶であったので子息経輔に譲与された。しかし、経輔が母堂に先立つて死去したため、妹の宇佐三子（公邦の外祖母）に附属されたが、その後子細があり三子から公成に領知されて更に子息公邦へと譲与され、宇佐大宮司宇佐公仲から相伝領掌するよう外題安堵されている。

永仁五年（一二九七）九月、宇佐公豊は野仲郷弁分のうち深水河内の田地、「一所 一段廿代 ニレノキ 一所 三段 ヒワカキ」の

二ヶ所合わせて四段廿代を深水上野入道に沽却していたが、徳政の法に任せて打渡されんことを欲し、宇佐大宮司安心院公泰により買主の知行を止め領掌するよう安堵の外題を賜わっている。⁽²⁾

この永仁の徳政令は、この年三月六日に鎌倉幕府から発布されたもので、三カ条からなり御家人の保護・救済を主眼としていた。第一条は越訴の禁止。第二条は御家人領の入質・売買を禁じ、以前に売却したものも、本主（質入主・売主）が無償で取りかえすことができるようにする。第三条は利錢出舉（金錢の貸借）についての訴訟は受理しないが、質物を質倉に入れてある場合は受理する。以上の如き内容が規定されていた。

乾元二年（一三〇三）八月十九日付の宇佐大宮司宇佐公世から宇佐公豊への下文によると、野仲郷弁分の田島荒野等は興行の旨に任せて、非器の甲乙人等の知行を停止し、公豊に進退領掌せしめ、限りある神役を沙汰するよう命ぜられている。

この興行の法は永仁六年（一二九八）六月十三日、伏見天皇の神領興行の綸旨に対応して、同年十二月九代執権北条貞時が興行の沙汰を御教書で発給したことによると考えられている。神領興行法とは、広義には神社の修造・祭祀の厳修・神領関係訴訟の急速な審理解決の中に含まれる概念であり、狭義には社家側が年紀不適用によって非器の輩から神領を返付させる意味である。⁽⁴⁾

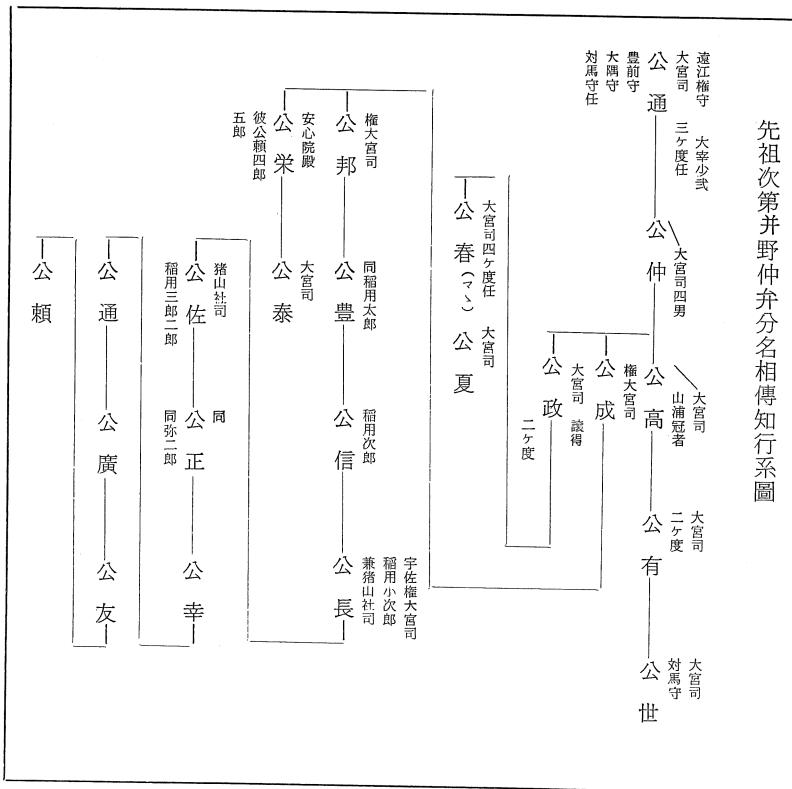
正和二年（一三一三）六月十六日、宇佐宮一田神領で宇佐公豊の重代相伝所領である野仲郷弁分田畠等を、正應・永仁の頃深水武藤三郎能氏に沽却せしめたが、神領興行の法により宇佐大宮司前対馬守宇佐公世の挙状を帶して返却されるよう訴え、能氏の亡妻藤原氏女買得の田地八反はすでに女子（宇土土）に譲与しているため、この点は後日の究明待ちということになり、三町二反三十代の内、とりあえず二町三反三十代を返付するよう鎮西探題北条政顯が下知している。⁽⁵⁾

建武元年（一三三四）五月廿二日、猪山社司稻用公長の猪山免田畠及び本領野仲郷内弁分名が、宇佐大宮司宇佐公右から領掌安堵されている。⁽⁶⁾ この時の地字名と前出の正和二年における返却すべき地字名に相共通するものがあり、深水氏は正和の神領興行法で稻用氏に返付したものと思われる。

稻用氏の出自に関してみると、宇佐大宮司宇佐公仲の次子公成が擬大宮司となり野仲郷弁分を所領とし、その子息擬大宮司公邦も父から野仲郷弁分を譲与されている。彼の子が宇佐宮神官（擬大宮司カ）公豊で、稻用太郎と称しており、初めて稻用姓を名乗ったことがわかる。公長（稻用小次郎）の時、擬大宮司と猪山社司を兼帶し、以後稻用氏は猪山社司を勤仕するようになる。参考のため稻用

系図を掲示するが、この中で権大宮司とあるのは前出の古文書から窺われるよう、擬大宮司の明らかな誤記である。

先祖次第并野仲并分名相傳知行系圖



次に、野仲郷弁分の所在地について考察しておきた
い。まず今まで引用した稻用文書に散見する地字名を

列挙するに
・ 深水河内（ミレハキ・ヒワカキ）・ 弘元
・ 陰陽田・宇野林・桶尻・千原・佐字垣・宇田古毛里
・ 率波垣（批把垣）・ 大畠・門垣・倒木・津田・鵜森
・ 平野・波佐間田・中坪・庄田・長寿丸がある。

立野・渡佐間田・中村・庄田・長美丸がある。

鵜森・血原(＝千原)、大字下秣に狭万田(＝波佐間田)・津田、大字下深水と大字西秣にまたがって桶尻が検出される。則ち、野仲郷弁分は三光村の大字上秣・下秣・西秣・下深水の広範囲に散在していたことが判明する。それらはいずれも条里制遺構外の微高地上に位置していくことになる。

「公通——公廣——公友——公頼」
では弁分とは一体どのような実体・本質を有するものであろうか。この点、染矢多喜男氏は県下の研究成果を簡単にまとめられ、「別府や弁府はおそらく別符で、弁分も同様であろううと思います。別符については未だ学界に定説はないようです。」（『地名覚書』）と紹介されている。なお、別符に関して渡辺澄夫氏の所論を引用すると、⁽⁸⁾別符と称するのは、そうした國衙領が庄園化した事を示すものである。九州や豊後国にはそうしたものが多い事は周知の事実であるが、これは別



地図②

に官省符等によるれつきとした本庄（本免）があり、その隣接地が附けたりとして庄園化する場合、便宜的に下級者（國司）の責任において國符（免判）が下された所である。

と説明されている。もし弁分が別符と同一概念であれば、以上の如き内容のものであつたと推察される。しかし、管見の範囲内において、弁分だけを究明した研究は未だ成されていないのが現状である。

まず、鎌倉時代までの古文書に検出される弁分について、個別的な初見を一覧表にまとめると次のようになる。

弁分一覧表から窺知されるように、

弁 分 名	庄 園 領 主	初 見 年 次	出 典
-------	---------	---------	-----

宇佐宮領と弥勒寺領に存在し、しかも郷庄名を冠した弁分であること、また宇佐宮領では常見名のみに見られるのではなく、宇佐宮領を形成する三類型にまたがり、しかも郷庄に散見されるのが特徴である。そこで、弁分が多く検出される古記録『宇佐宮祭会式』（以下『祭会式』と略称）を掲げることにする。

三月朔日一切経会事の項に、

一 捧物事

為諸郷庄弁分庄司弁之処近年多以対押、當時僅弁済之所々

宮政所	上毛庄司	上毛弁分	高家弁分
宇佐庄司	末久	虫生弁分	辛島弁分
来繩弁分	向野弁分	大家弁分	安岐弁分
田染庄弁分	宇佐宮	宇佐宮	弘安八・九・晦
元應元・閏七・廿一	嘉元三・六・廿三	「到津文書」九五号	「永弘文書」二二号
元應元・閏七・廿一	嘉元三・六・廿三	「到津文書」五六号	「鎌倉遺文」(5) 三五一八号
元應元・閏七・廿一	嘉元三・六・廿三	「小山田文書」一六号	「到津文書」二七号
元應元・閏七・廿一	嘉元三・六・廿三	「鎌倉遺文」(12) 八八七四号	「鎌倉遺文」(15) 一一四五号
元應元・閏七・廿一	嘉元三・六・廿三	「鎌倉遺文」(15) 一一四五号	「鎌倉遺文」(15) 一一四五号
元應元・閏七・廿一	嘉元三・六・廿三	「到津文書」九五号	「永弘文書」一九七号

宮政所	上毛庄司	上毛弁分	高家弁分
宇佐庄司	末久	虫生弁分	辛島弁分
来繩弁分	向野弁分	大家弁分	安岐弁分

とあり（○印は筆者）、宇佐宮領には郷庄名の弁分が見られ、すでに多くのものが対押の状態に置かれていたことが判明する。さら
に、宇佐宮放生会事の項によれば、

一細男試楽事

一日封戸弁分	二日両弁分	三日辛島弁分	四日高家弁分
五日来繩弁分	六日野仲弁分	七日大家弁分	八日上毛弁分
九日両弁分	角田 大野	十日両弁分	津隈 勾金
十三日両弁分	石垣	十四両弁分	到津 貫津
夜別勤役		十五日安岐武藏両弁分	

酒三斗三升

此内三升上分料御杖人請

燒米三斗三升此内三升同前

職掌神人等各着座于大式堂南庭御杖人者東座西向、小舎所本公司等者西座東向、細男之鼓打笛吹者北座南向、先御杖人備上分於棚上辰己角則申祝御幣者其夜役所進之次細男向于巽舞之、次退出、通弥勒寺之後於百太夫殿埋隼人頭、凶士墓歟、自一日至千十二日同前十三日之夜者称一渡舞千七ヶ所、大宮、若宮、下宮、大式堂、女禰宜、宮司、百太夫殿、此内両所宮司女禰宜者酒杯榦在之、又細男兩人所乘千顔之布二切尺各八者自館内被下之、次十四日号村渡小舎所行事之、本公司為前於七ヶ所舞之、御行以前下宮細涼堂之前称御同樂吹笛打鼓、神輿御通之後者乘馬烈干胡籤負之前、次着千頓宮之、御鎮祝之後於所々舞之、

と記載され、放生会の八月一日から十五日まで、細男試楽という宇佐宮の神役勤仕に弁分が密接に關係し、夜別勤役の日程が決定され、料物の上納も義務づけられていたことがわかる。野仲弁分は八月六日に細男試楽を勤め、それに伴い酒三斗三升と燒米三斗三升を貢納していたことになる。当弁分が所在していた三光村大字下林の小字名に笛免が現存しているが、まさに細男試楽に深く關係していたことの一証左となる。また、『祭会式』の中で弁分と別符とは明瞭に区別されて記載されており、宇佐宮においては異質な

ものという認識が働いていたことを物語るものである。ところで、橋本操六氏は『祭会式』の記載内容の下限について、放生会項の内容を検討され、女祢宜の存在は永仁年間に祢宜大夫がみられ、それ以前の内容を伝えたもので、今永家大神系図に建治三年十二月二日本所安堵の下知を受けた祝宮守の長女常子が女祢宜を勤めていたとみえ、これが女祢宜の下限であり、『祭会式』の内容は少なくとも弘安・正応年間頃までを下限とする内容であるという興味深い指摘をされている。

年末詳の八幡宇佐宮放生会縁起には⁽¹⁰⁾、「一細男舞_{八月朔日自夜十五日迄、毎夜舞之、酒肴料物豊前}」と書かれ、内容は『祭会式』と対応する同一内容であり、豊前・豊後・筑前三ヶ国ノ内ヨリ勤之」と書かれ、内容は『祭会式』

さらに、正応三年（一二九〇）に編修された『宇佐託宣集』の五巻、放生会の舞楽に関する一文を引用すると、「其役入調舞樂、

自南樂屋奏種々音樂、於西舞壹盡一々舞曲、是則為彌陀法樂為含靈引導也、凡厥當會儀式、昔者大菩薩、法蓮和尚等御勤行、今者公家并宮寺之勤役」（○印は筆者）とあり、放生会には公家も宮寺（宇佐宮と弥勒寺）も関与していたこと、舞樂においても宮寺等が密接に關係していたことを示唆するものと考えられ、これは弁分初見一覽表に弥勒寺領の弁分が検出されることからも首肯されよう。

また、天文十三年（一五四四）の放生会日記控の中に収載されている十月十日付の大内氏奉行人連署書状案によれば、「一就_{朔日}細男所役弁分役一入目注文」という記載内容からも察せられるように、明らかに細男所役は弁分役であったことが証明されよう。

これをさらに補強するように、元龜二年（一五七一）頃と推定される到津公憲目安状案に⁽¹²⁾、「仍而御神領弁分事、御尊神御垂跡以來為_ニ當宮之細男役免_ニ無_ニ相違_ニ地也」「殊ニ椿弁分事、彼地之内去年拾町被_ニ成_ニ還補_ニ候、併右之神領之事、為_ニ當宮細男料所ニ重役之地候之条、」と記述され、宇佐宮領椿弁分が八幡神が垂跡して以来、宇佐宮の細男役免であり、細男料所として重役の地であったことが明記されている。勿論、細男役免となつたのは、ずっと後になつてからのことであろう。

以上の諸史料から弁分の実体は、開発の単位としての別符とは明確に相違し、あくまでも宇佐宮の細男試楽を勤仕し料物を社納するため、豊前・豊後・筑前三ヶ国の郷庄に対し、任意に設定された神役勤仕の単位であつたと結論づけられよう。弁分の弁とは、わかつとか区別するという意味があり、諸郷庄から細男役に關係するものとして区別されたものという觀点から、弁分と命名されたのではないかと推測される。

次に、弁分には究明すべき問題が残されている。その第一の問題点は設定時期である。多くの弁分が収録されている「祭会式」の内容

が十三世紀半ばのもので、すでに多くの弁分が対押の状態にあったことが窺知されている。弁分一覧表からもわかるように、弁分初出の史料は宇佐宮領の津隈庄弁分、次には弥勒寺領の都甲庄弁分が見られる。前者は「豊前国建久岡田帳宇佐宮弥勒寺領注文案」にある。後者に関しては建暦二年（一二一〇）の都甲庄弁済使八多某に宛文案⁽¹³⁾によると、都甲庄弁分田畠等の中に、冠山七坪一段六十歩・同十八坪五段・同十九坪二段・同十六坪四段の以上田、一町二段六十歩と屋敷畠一所は往古弁分地であったことが認められる。以上のことから弁分は少なくとも平安末期に設定されていたことは確実である。また、野仲郷弁分についても、前出の嘉禄二年（一二三六）の擬大宮司宇佐公邦解に、外曾祖父清輔宿祢の所帶であったことから、これも平安末期に弁分が存在していたことの傍証とされる。

以上の諸点を勘案すれば、宮寺の最も全盛期であった十二世紀後半頃に、宮寺のそれぞれの庄園である諸郷庄等に対し、細男料所としての弁分が設定されたと考えられる。

第一の問題点として、どのような場所に弁分が設定されていたかということである。これについては、野仲郷弁分でその位置から考察したように、条里制遺構外の微高地上に所在していたことが把握されている。恐らく本郷に付属した封民の住家や畠地があつた所で、後にこれを中核にして徐々に開発されたものと推定される。そこで弁分が開発の単位でないと判断した以上、条里の中に弁分が認められるとすれば、まさに弁分は開発の単位ではないという一文証となりうるのではあるまいか。

たとえば、前出史料の都甲庄弁分には、七坪・十六坪・十八坪・十九坪といった条里呼称のある土地に所在していたことが知られている。年未詳の親賀・永智連署安堵状⁽¹⁴⁾には、「宇佐神領豊後国来繩郷辨分成久名四坪内田地參段并祖父親昌買得地事」とあり、来繩郷弁分の成久名には四坪という条里呼称が見い出される。また、宇佐郡の向野弁分についてみると、寛元四年（一二四六）の関白家御教書案⁽¹⁵⁾から、吉用名が向野弁分であったことが確認され、建長六年（一二五四）に、沙弥生西が吉用名の田畠等を愛明に譲っているが、この中に「里坪員數本券具也」と明記されている。⁽¹⁶⁾里坪とは古代の条里制における土地区画の所在を示すのに用いられる用語で中世にも使用されていたもので、つまり向野弁分の吉用名が条里制区画の中に所在していたと考えることができよう。

弁分が条里の中や、その周辺部にも所在するという事実が把握されたが、それは弁分が開発の単位ではないことを明示するものであるが、しかしながらそれらは低生産性の土地に所在していたことの一端を示すものと推定される。従って、宮寺の庄園領主は、細男試樂を勤仕するための弁分設定に関して、諸郷庄の極めて低生産性の田畠を指定し固定化して、神役勤仕に置換したものと考えたい。

ところで、弁分と別符との混同についての私見を述べておきたい。まず、弁分は「ベンブ」「ベンブン」「ベブ」、別符については「ベップ」「ベブ」「ビュウ」という読みができ、極めて類似した発音である。このことが弁分と別符とが同質のものという、大きな誤解を後世において誘引した原因と思われる。たとえば、弘安八年（一二八五）の「豊後国図田帳」にみられる石垣弁分のみに限定して考察してみたい。まず、「図田帳」の写本の中でも最も原本形態に近いといわれる平林本では、石垣庄百四拾町と弁分六拾町が確認されるが、内閣文庫本をみると同一内容ではあるものの、別府六拾町と記載されている。前者は弁分であり、後者は別府と表記している。恐らく図田帳の書かれた当初は、弁分と正確に書かれていたものが、その後の伝写過程において、弁分と別符との読みが類似していたことから、意味内容も全く同一という解釈がとられたものと推察される。

このような解釈は、「図田帳」だけに見られる事象ではなく、宇佐宮側においても弁分の対押・買得・押領などにより、弁分の本来的な機能が喪失されるに及び、弁分と別符との厳密な区別がなされなくなつたことにも帰因するのではないか。

- 〔註〕
- (1) 『鎌倉遺文』(5)、五三一八号
 - (2) 『鎌倉遺文』⁽²⁶⁾、一九四六年宇佐公豊申状案
 - (3) 「稻用文書」宇佐大宮司宇佐公也下文（中野幡能氏提供）、この写は『大分県史料』(1) 九四号に所収
 - (4) 川添昭二「鎮西探題と神領興行法」（『社会経済史学』二八卷三号）
 - (5) 「稻用文書」鎮西下知状（『大宰府・太宰府天満宮史料』(9)）
 - (6) 「稻用文書」猪山社司稻用公長申状（中野幡能氏提供）
 - (7) 先祖次第并野仲弁分相伝知行系図（『大分県史料』(30) 二六号）
 - (8) 渡辺澄夫「莊園制の発達」二六九～二七〇頁（『大分市史』上巻）
 - (9) 橋本操六「歴史の道」調査報告書『放生会道』
 - (10) 「北和介文書」一号（『大分県史料』(2)）
 - (11) 「永弘文書」二一五八号ノ九（『大分県史料』(6)）
 - (12) 「到津文書」四三五号（『大分県史料』(26)）
 - (13) 「都甲文書」一卷三号（『大分県史料』(9)）

- (14) 「松成文書」二〇号（『大分県史料』⑩）
 「到津文書」五六号（『大分県史料』⑪）
 「到津文書」二六号ノ五（『大分県史料』⑫）
 (15)
 (16)
 (17) 『日本史用語辞典』（柏書房）
 (18) 『鎌倉遺文』⑳ 一五七〇〇号
 (19) 『鎌倉遺文』㉐ 一五七〇一号

ここに、中野幡能博士から稲用文書の筆写本を提供していただいたことに對し、この場を借りてお礼を申し上げたい。

第八節 南北朝の抗争と郷土武士

元弘三年（一三三三）五月廿二日、鎌倉幕府は滅亡し、その三日後の廿五日に大友貞宗・少貳貞經・島津貞久等による攻撃により、ついに鎮西探題北條英時も打倒された。この合戦において、下毛郡田口村在住の田口孫三郎信連の舍弟重貞が、疵をこうむる軍忠を励んでいたことが認められる。⁽¹⁾ 豊前国在地領主の指揮に当たっていたのは、少貳貞經・大友貞宗と共に、宇都宮高房も関与していたことが知られる。

こうして、後醍醐天皇による建武の新政が開始されるようになる。しかし、北條氏の残党である規矩高政・糸田貞義の反乱が起きると、少貳貞經の指揮下にあつた北九州の武士達が動員され、鎮圧している。この時、貞經は田口信連に対して、出京中の者は早く下国して参戦するように呼びかけた施行状を出している。⁽²⁾

建武二年（一三三五）十一月、足利尊氏は建武新政権に多くの矛盾を感じ、鎌倉において反旗を翻した。十一月新田軍を破って上洛した尊氏は、翌年正月新田義貞・北畠顕家等に敗退し、兵庫から九州に落ちのび少貳頼尚に迎えられた。三月二日尊氏軍は圧倒的な菊池武敏・阿蘇惟直・秋月寂心等と多々良浜で合戦し、奇跡的な大勝利を收め、四月三日九州の軍勢を引き連れて再度上洛するところになる。この時、一族の一色範氏（道獻）を後の鎮西管領として、九州経営に当たらせた。

京都に入った尊氏は八月に光明天皇を擁立し、十一月室町幕府を開設するが、翌月後醍醐天皇は吉野に移り、以後五十余年に及ぶ南北朝内乱の時代に突入することになる。

さて、田口氏の動向をみると、建武三年一月十四日に少貳頼尚は田口信連に對して、菊池武敏等が菊池の本宅に立ち帰り再挙するにつき、その誅伐のため大宰府に馳参するよう催促している。⁽³⁾ これに呼応した田口村市丸名地頭の田口孫三郎信連は、尊氏方に着到し高師泰の證判を賜わっている。その後、尊氏の上洛に際して、信連は子息重連を供奉させている。彼は八月廿三日、京都賀茂河原合戦で先懸の忠をなし饗庭隼人大夫・青木大膳亮が見知、同廿五日豊前守護少貳頼尚と共に、内野から仁和寺まで凶徒を追い帰し、同廿八日中御門河原での忠功、さらに同廿九日には嵯峨に発向して凶徒等を追落しており、以上の軍忠に對して少貳頼尚の證判を受けている。⁽⁴⁾ 建武五年（一三三八）三月十二日、山城国綏喜郡八幡に発向し、同日河内交野郡洞巖合戦での軍忠、同十六日摂津国天王寺合戦における阿部野原での軍忠を、松木次郎左衛門・黒木孫太郎が見知、五月十六日和泉国大鳥郡堺濱に進發して同廿二日の合戦での軍忠、その上凶徒等を追い懸け同国大鳥庄で忠功をいたしたことを、綾垣孫八・香志田彦次郎等が見知しており、まさに三月から五月廿五日の帰洛まで、毎度の忠節を尽していたことが窺われる。⁽⁵⁾

他方、九州においては多々良浜の合戦後、豊後玖珠城（伐株山）には一色頼行を総大將として攻撃を開始させた。当城には六代大友貞宗の長男貞順を筆頭に、入田士寂・出羽季貞の大友一族、小田顯成・魚返宰相房等の玖珠郡内清原一族や大神系國衆が籠城していた。攻撃軍には守護代藤原宗能をはじめ、大友大炊助・戸次朝直・同頼尊・志賀頼房・近地景能等の大友一族、野上顯道・同顯成・同資頼・同資氏・綾垣政明等の清原一族、都甲惟世・同惟元・同惟種・富来忠拳・植田寂円・同能綱等の國衆のほか、肥前勢や豊前勢も參戦しており、特に豊前勢には野仲三郎太郎道棟・同子息九郎道春・延入六郎・垂水次郎・跡田弥三郎・竹井弥四郎・諫山弥三太・田中三郎五郎入道・屋形諸利・野仲郷司・安心院五郎・津布佐五郎次郎・蛎瀬又二郎等であった。⁽⁶⁾

南北朝内乱の長期化は、一族内の利害に伴う対立抗争によるもので、それは惣領が庶子を統制し、庶子に所領を分割支配する從前の惣領制において、庶家の独立化と経済力の劣弱化を伴ったため、この頃嫡子単独相続制への転換をせまられ、これが嫡庶の対立を一層激化させた主因である。⁽⁷⁾ たとえば、伐株山城に籠城した大友貞順は大友貞宗の長子で、当時の惣領大友氏泰（千代松丸）の兄であつたが、父貞宗は正慶二年（一三三三）三月十三日嫡子単独相続制にふみ切り、戦場にのぞむ兄達には所領を譲らず、軍忠を致し存

命の時に千代松丸が扶持するよう定められ、軍忠のある貞順⁸らは所領譲与にあずからることから、反逆するにいたつたのである。

さて、建武四年（一三三七）四月十四日の顯康施行状写⁸によると、顯康（姓不詳）は田口三郎に対し、尾張三郎・備中権守・千手・秋月等の凶徒が筑前国穂波郡長尾村に打ち出で濫妨するため、早くかの所に馳せ向い軍忠を成すよう命令を伝達しいるが、実際に出勢したのかどうかは不明である。

ところで、後醍醐天皇は南朝の勢力拡大のため、延元元年（一三三六）九州には懷良親王を征西將軍宮として派遣、正平三年（一三四八）親王は目的地肥後国に入り、菊地・阿蘇氏に迎えられて隈府に移った。

一方、貞和五年（一三四九）足利尊氏の庶子で、弟直義の養子となっていた足利直冬は、中央での尊氏・直義の抗争から、高師直に追われ九州に逃走し、彼に呼応したのは管領を不満とする少貳頼尚を筆頭に、大友貞宗・宗像氏などの守護大名や有力国人であつた。

こうして九州においては、一色範氏を中心とする管領方（尊氏党）、直冬を擁する佐殿方（直義党）、懷良親王をいただく官方（南朝）に三分され、中央での対立・抗争と密接に関連しながら、目まぐるしい離合集散を繰り返すことになり、管領方は觀応、佐殿方は貞和、官方は正平という年号を個別に使用していた。

觀応元年（一三五〇）五月、豊前国上毛郡に在住の成恒種定軍忠状⁹によれば、肥前国の凶徒が蜂起したので、成恒種定は少貳頼尚の手に属して発向したが、合戦延引のため帰郷、しかし豊前国の反管領方である新田伊達小次郎・如法寺孫次郎入道円康・土岐藏人太郎等が押し寄せるところで、築城の宇都宮氏のもとに馳参している。また、五月二日凶徒等が上毛郡で濫妨し所々を焼き払うにより、守護代に従い発向、同郡篠塚での合戦で軍忠を致し、守護代をはじめ萱津次郎三郎・安永四郎等が見知している旨を言上している。この頃、少貳頼尚はまだ管領方であつたことが判明する。

その後、成恒種定は佐殿方にいたる貞和六年（一三五〇）九月卅日の着到状¹⁰で検証され、恐らくこの頃少貳頼尚が直冬方に与同したため、それに順応したものと推定される。

觀応元年（一三五〇）九月十六日、豊前守護代西郷顯景は田口三郎に対し、豊前国の反管領方凶徒が如法寺左篠に陣をとつており、明日十七日対治のため罷り向い、後攻めとして一族を従え、下毛郡山国より発向し軍忠をなすよう軍勢の催促をしており、田口

氏は管領方であったと考えられる。

貞和六年十二月、豊前国大友孫次郎入道道性は、下毛郡野仲郷内諫山々立部田地・同郡山国江淵村ならびに得王丸名内田畠・屋敷・山野・犬丸名田地、及び上毛郡三毛門村と吉木有松名田地・畠地・屋敷等の地頭職安堵を言上し、同月廿七日足利直冬の安堵の外題を賜わっている。⁽¹²⁾ 謙山には反直冬勢力が存在していたものと推測される。

観応二年正月、成恒種定軍忠状によると、去年十二月廿三日の大将下著以来、御方に馳せ参り宿直警固をし、同廿九日には大将野依弾正忠の手に属して友枝で忠勤、今年正月八日大将飯沼兵庫助入道の手に属し、永副に向い城郭を破却して敵を追散、宇佐郡の赤尾より凶徒等が打ち出るので、同十九日宇都宮山田三郎の手に属し猿渡に行き敵を追散、同廿一日下毛郡に凶徒等が出現し高瀬以下を焼き払うため、酒手限に馳せ敵を追散していたことが窺われる。成恒種定は一色範光の証判を得ており、この頃再び佐殿方から管領方に転じたことが判明する。ここで注目すべきことは、それぞれの合戦で大将が相違し、まさに統一的把握に欠如していることである。

成恒種定と同様に、久恒範房も大将が下著して以来宿直警固し、正月八日には飯沼兵庫介入道に属して、長副に向い城郭を焼き打ちしたので、阪手限に馳せ敵を追散、以上のことは野依貞輔・田口三郎も同所合戦で見知しており、証判を賜わらんことを言上している。⁽¹⁴⁾ この頃管領方の下毛郡武士として、野依貞輔・田口三郎・久恒範房が確認される。

さて、観応二年三月、中央において尊氏と直義が和睦すると、直冬は鎮西探題に任せられ一色氏と交替したが、同年八月尊氏・直義の協調が破綻し直義は京都を出奔、九月には尊氏は直冬討伐令を発した。ここに直冬は探題の地位を失ない決定的に不利となる。

こうして、管領の一色範氏は宮方と同盟して直冬討伐へと進撃を開始する。翌年十一月、直冬と少貳頼尚の拠点大宰府を管領・宮方が攻略、敗北した直冬は九州を脱出して長門国へと移り、ついに佐殿方の勢力は宮方と迎合するようになる。文和四年(一三五五)宮方と少貳の連合軍は博多を攻撃し、一色範氏・直氏父子は長門国へとのがれた。

九州が宮方勢力下に入ることを危惧した幕府は、少貳・大友等に使者を送り宮方離反を説得し、ついに彼等は幕府方の誘いに応じることとなり、以後宮方と少貳・大友等との抗争が展開されるようになる。

弘安元年（一三六一）足利義詮は一族の斯波氏経を鎮西管領に任命し、九州での指揮をとらせたが失敗、ついで同様に渋川義行を派遣したが、九州に上陸することすらできない有様であった。

応安三年（一三七〇）、幕府は圧倒的な南朝勢力に対抗して今川貞世（了俊）を九州探題に任命して以後、九州の南朝方もようやく衰退するようになる。応安四年十二月十七日、今川了俊は瑞雲寺（三光村大字成恒に所在）に対する、軍勢及び甲乙人（一般庶人）等による濫妨狼藉を禁じてい⁽¹⁵⁾る。

永和二年（一三七六）正月廿三日付の阿蘇大宮司惟村宛てた了俊書状によると、弟今川氏兼は野中郷司の城に在陣していることが記載されており、下毛郡はすでに北朝勢力下に置かれていたことが知られる。

至徳三年（一三八六）、今川了俊は大内義弘に対し、宇佐宮領である下毛郡福永名（湯屋名）の違乱を排除して、下地を宇佐宮御馬所権検校幸茂に遵行するよう命じて⁽¹⁶⁾いる。大内義弘は探題今川了俊の九州下向を援助し、一三八〇年代に豊前守護職を得て、ここに大内氏による豊前支配の一大契機となる。

明徳三年（一三九二）に南北朝の和睦が成立し、応永二年（一三九五）七月、了俊は探題職を罷免され京都に召還された。

- 〔註〕
- (1) 「田口文書」（『増補訂正編年大友史料』(5) 一二・一三号）
 - (2) 「田口文書」少貳妙恵軍勢催促状（『南北朝遺文』(1) 一〇九号）
 - (3) 「田口文書」少貳頼尚軍勢催促状（『南北朝遺文』(1) 四一六号）
 - (4) 「田口文書」田口重連軍忠状（『南北朝遺文』(1) 七五五号）
 - (5) 「田口文書」田口重連軍忠状（『増補訂正編年大友史料』(6) 一〇〇号）
 - (6) 橋本操六「玖珠城の戦い」（『大分の歴史』(3)）
 - (7) 渡辺澄夫「大友志賀氏の在地領主制の展開」（『増訂豊後大友氏の研究』）
 - (8) 「増補訂正編年大友史料」(5) 三六八号
 - (9) 「成恒文書」成恒種定軍忠状（『南北朝遺文』(3) 二七六九号）
 - (10) 「成恒文書」成恒種貞着到状（『南北朝遺文』(3) 二八六七号）

- (11) 「田口文書」西郷顯景軍勢催促状（『南北朝遺文』(3) 二八五二号）
- (12) 「新田文書」大友道性申状（『南北朝遺文』(3) 二九七六号）
- (13) 「成恒文書」成恒種定軍忠状（『南北朝遺文』(3) 二九七八号）
- (14) 「久恒文書」久恒範房軍忠状写（『南北朝遺文』(3) 二九九九号）
- (15) 「成恒文書」二卷六号、今川了俊禁制（『大分県史料』(8) 二三九号）
- (16) 「阿蘇文書」（『増補訂正編年大友史料』(8) 二三九号）
- (17) 「湯屋文書」二卷七号、九州探題今川了俊書下（『大分県史料』(2)）

第九節 宇佐上宮の宮番料所

宇佐宮の上宮における宮番については、応永卅四年（一四二七）八月十五日付の大内盛見奉書案によって、宇佐大宮司家の宮成・到津・安心院氏がそれぞれ上・中・下旬の三奉行人として任せられ、結番衆とそれに付属した宮番料所もそれぞれ均等に三分されたであろうことを筆者はすでに指摘した⁽¹⁾。

まず、史料上検出される宮番料所（番領）についてみると、(1)下毛郡諫山郷末弘名、(2)同郡実得・時元・大石寺名、(3)同郡湯屋名、(4)同郡宮永名、(5)同郡小犬丸名、(6)宇佐郡辛嶋・葛原両郷内元里・枝末・明成・時岡名、(7)同郡封戸が判明する⁽²⁾。これらの内、下毛郡に関係する番領について考察する。

(1) 末弘名……正長元年（一四二八）八月十三日付の諫山道秀下作職売券⁽³⁾によると、諫山道秀は諫山郷末弘名の内、田嶋崎二町五段の下作職（実質的耕作権）を成恒弘種に対し、毎年加地子三百文と一年に二度の宮番を勤仕する旨を条件に永代を限り去り預けている。しかし、定加地子と宮番を無沙汰した場合、何時も下地を改易されること、また諸公事は本名に止どめ置かれていた。成恒氏は大蔵一族で、もともと上毛郡成恒名の地頭代であったが、系図によれば成恒種隆が応永七年（一四〇〇）に下毛郡田嶋崎



に居住したことである。しかし、確実な古文書の上で見る限り、応永廿八年（一四二二）十月七日、大石兵部丞重成が諫山郷鬼丸名の畠地一反を、代三貫五百文にて成恒兵庫助に売っていることが知られる。⁽⁴⁾ 以後、成恒氏は下作職の買得などにより、有力な在地領主として成長することになる。

次に、永享二年（一四三〇）八月廿二日、諫山道實等は成恒助七（弘種）に対し、正長元年に末弘名内田嶋崎二町五反の下作職を売り渡していたが、再度入用につき代錢四貫五百文で加地子と宮番を永代売り渡し、万雑公事（夫役や雜物を含む全ての雜税）は本名に止どめられている。⁽⁵⁾

文明十五年（一四八三）卯月廿五日には、「本役定錢兩所分仁五百文、并年中宮番内二ヶ月分致ニ其沙汰ニ可ニ相拘ニ之由、申ニ定之ニ、盛種仁賣渡候證跡明白也」とあり、⁽⁶⁾ また同年月日の他の史料によると、「本役定錢兩所分ニ五百文并宮番神職、致ニ其沙汰ニ可ニ相抱ニ之由、申ニ定之ニ、盛種ニ賣渡之證跡明白也」とも見える。両史料を通じて、本役定錢兩所分五百文と二ヶ月分の宮番勤仕が明記され、宮番神職（番子）として宇佐側から神人階層として把握されていた。年未詳の宮成公建覺書写に、⁽⁸⁾

（前略）宇佐宮祠官宮番等、正長元年八月十三日迄成恒助三次郎弘種仁賣渡畢、代錢四貫五百文、本宮御小屋入七月一日也、公建御改之写如件、

成恒者宇佐方宮成、附ニ一ヶ月ニ二度番職・両度神事五百文社納、弘治二年迄相ニ勤神事ニ、無ニ懈怠ニ執行仕畢、

とある。成恒氏が宮成方（上旬奉行人）についていたこと、一ヶ月とは一ヶ年の誤記で二度番職の意味は、上旬勤仕を一ヶ月とみなし、その二度（一ヶ月）分ということになる。なお、両度神事五百文と前出史料の本役定錢兩所分五百文とは同一のもので、神聖な上宮を宮番するために清祓を必要とし、その時に支払われる二度分の清祓料に相当するものと考えられる。成恒氏は弘治二年（一五六六）まで、大内氏支配下において宮番を勤仕し、それ以後大友氏の支配下では宮番を不勤していたことが判明する。

この名の所在地についてみると、前出の正長元年の諫山道秀下作職売券の四至に、「限レ東田ヲノホリ、限レ南左屋ノ上本屋敷土根、限レ西田縁、限レ北知行土根」とある。この内、左屋ノ上という小字名が現存している。さらに康正元年（一四五五）の道祐・道豊連署安堵状に「田嶋崎荒野狐塚事」と記述されており、狐塚の小字名も残存している。以上の二小字名は、三光村大字成恒に所在していることが確認される。

(二) 実得・時元・大石寺名……文明七年(一四七五)の宇佐大宮司安心院公見の専使助忠は、神領である実得・時元名の宮番勤仕を奔走するよう成恒兵庫助に書状を送り、また同年助忠は成恒兵庫助に対し、両名九段十代を安堵する旨を伝達している。⁽¹⁰⁾ この頃、成恒氏は末弘名内田嶋崎と同様に、両名下作職を買得し、そのため宇佐宮の宮番勤仕を義務づけられたことが推定される。

大永三年(一五二三)の坪付注文⁽¹¹⁾によれば、「豊前国下毛郡御神領宮番料所実得時元并大石寺両名坪付事」との事書から、実得・時元・大石寺名が宮番料所であったことが検証される。

実得・時元名に関しては、前掲の専使助忠奉書写に裏付けられるように、助忠が宇佐大宮司安心院公見の専使であり、下旬番役の安心院方であった可能性が極めて強いが確定できない。

次に名の所在地について考察すると、大永三年の坪付注文に、はたい本・はしの下・あおう田・実得・竹下・たさき・びわ・ひらのはたけ・たなかき・くほはたけ・石河東・こはるかき・瑞雲寺敷地等の地字名が検出されるが、これらの内三光村大字田口に竹ノ下・十徳があり、同村大字成恒に青田・石川・隨雲寺、同村大字森山に青田(成恒の青田と続地)同村大字原口に畠井本・橋ノ本・平畑・棚垣・時本名・時本・田崎・比巴垣、同村大字諫山には久保畑・小春垣といった小字名が現存している。

以上のことから、実得・時元・大石寺名は田口・成恒・森山・原口・諫山にかけて散在し、広範囲に所在していたことが判明する。特に、時元名は原口から諫山にかけての地域に比定され、実得名は田口にあったことは明白である。その中間地である成恒を中心とする地域こそ、大石寺名であったと推測されよう。

(三) 湯屋名……天文三年(一五三四)の宇佐大宮司家専使吉用弘延⁽¹²⁾奉書によれば、宮番地の湯屋名三町が闕所地となり、懇望に任せて湯屋弟法師に宛行い、社役を勤仕するように命じている。吉用弘延は到津大宮司家の専使であることから、湯屋氏は到津方の中旬番役を勤めていたと考えられる。

天正十二年(一五八四)の湯屋名一跡田畠等坪付⁽¹³⁾に、「宇佐御口免田」、「二所参町湯屋名田」と記載され、恐らく宇佐御番免田として、この頃も宮番を執行していたであろうことが推定されよう。現在地は中津市大字湯屋に比定される。

(四) 宮永名……年未詳の某條書⁽¹⁴⁾によれば、「一宮永名田宮番事申候處、今程飯田殿様御進退候間、存知不レ在レ之由、帶刀左衛門殿御請文在レ之、」とみえ、宮永名が宮番料所として確認される。しかしながら、飯田氏の所領で宮番を無視した不勤の状況下に置か

れていたことが知られる。

現在地は、『中津市史』第七章第一節の大家郷久恒名に所収されている永正五年（一五〇八）十一月十五日付の久恒宗明譲状の中に、「一所宮永名内　田村小屋敷」「一所宮永名之内　二段ショウコ」「一所萱津奥久　八段　宮永名二段ヤシロタ」が見られ、田村屋敷という小字名が中津市大字上宮永に現存することから、その地域に比定することが可能である。

（五）小犬丸名……永禄十年（一五六七）三月七日の大官司宮成社恩坪附に下毛郡方として、「^{（所）}ミ小犬丸貳町宮番地宮成進止」と記載されており、宮成氏の所領で上旬番役を勤仕する名田であったことは明白である。現在地は不詳。

〔註〕

- (1) 拙稿「中世宇佐宮の宿直体制について」（『大分県地方史』（一一三））
- (2) (1)でもふれたが、小犬丸については「宮成文書」（『大分県史料』²⁴一一八号、封戸番地に関しては「到津文書」（『大分県史料』²⁴三五五号）
- (3) 「成恒文書」一卷七・八号（『大分県史料』⁸）
- (4) 「成恒文書」一卷六号（『大分県史料』⁸）
- (5) 「成恒文書」三卷二号ノ一（『大分県史料』⁸）
- (6) 「成恒文書」三卷九号（『大分県史料』⁸）
- (7) 「成恒文書」五卷六号（『大分県史料』⁸）
- (8) 「成恒文書」五卷九号（『大分県史料』⁸）
- (9) 「成恒文書」五卷七号（『大分県史料』⁸）
- (10) 「成恒文書」三卷八号（『大分県史料』⁸）
- (11) 「成恒文書」八卷一号（『大分県史料』⁸）
- (12) 「湯屋文書」四卷一五号（『大分県史料』²）
- (13) 「湯屋文書」三卷三号（『大分県史料』²）
- (14) 「永弘文書」一八五一号（『大分県史料』⁵）

第一〇節 宇佐宮の杣始と下毛郡

宇佐宮は伊勢宮と並ぶ二所宗廟であり、朝廷から深い崇敬を受け、造営においても国家的事業として運営されるようになる。

元慶四年（八八〇）十二月廿五日の官符によれば、⁽¹⁾ 豊前權掾八多有臣を専当として、豊前一国の所課にて八幡大菩薩の式年造営が行われている。宇佐宮正殿（上宮）が三十三年に一度の式年造営として執行されたようになったのは、長徳四年（九九八）以降からと考えられ、宇佐宮造営の所課国も十世紀後半から漸次拡大され、鎮西九国の所課となり鎌倉時代に及んでいる。⁽²⁾ たとえば、『続左丞抄』保元元年（一一五六）の宇佐宮に関する造営日時并諸国勤に、筑前国一一御殿二字、筑後国一二御殿二字、肥前国一三御殿二字、肥後国一中殿一字・御輿宿一字、豊前国一一蓋南楼二字・勅使屋一字・脇殿二字各三面・北大門一字・西中門一字とあり、⁽³⁾ 豊後国以下は欠落しているが、造営料国が確認される。鎌倉時代の様子を記載した造宇佐宮課役注文案には、

一造宇佐宮正殿者

九州所課

一仮宮者

豊後国役

一御炊殿者

常見庄々役 上毛庄、下毛庄、築城口、京都、
田河、規矩、宇佐庄等

とみえ、宇佐宮正殿は九州所課であり、御炊殿（下宮）の造営料所には、宇佐宮庄園の常見庄が庄役として宛てられ、隨破修覆によったものと思われる。鎌倉時代における正殿の式年造営年は、建久四年・嘉禄元年・正嘉元年・正應二年・元亨元年であるが、予定通り実施されたのは建久と正嘉の二度で、嘉禄元年のものは同三年に、正應二年のものは十八年後の徳治二年に完了し、元亨元年にいたっては遂に未完成のまま立消え、以後式年造営の制は事実上廃絶に帰している。⁽⁴⁾

今回発見の柳野一美氏所蔵文書の中の造宇佐宮用途請取状によると、元亨三年（一一二三）十一月廿四日、下毛庄得万・四郎丸名内の曰木彦四郎知行の三段分として、正殿南中樓作料錢百二十文と、正殿二百町別難事米一升二勺を納めている。前出の『続左丞抄』で見られたように、豊前国は二蓋南樓一字を含む六字の造立が明記されていることから、国ごとに建造物の造営が固定化されていたわけである。しかも豊前国中においても、嘉曆三年（一二二八）五月廿一日の関東御教書案に記載されているように、二蓋南中樓の當作には宇佐宮と弥勒寺が密接に關係していたことは明白である。それは宇佐宮領である下毛庄得方・四郎丸名が、南中樓の作

料銭を出していることからも十分首肯されよう。恐らく豊前国中では造営される建造物ごとに、宇佐宮領・弥勒寺領・国衙領等が指定・配分されていたとも考えられるが確証がない。

明徳元年（一三九〇）將軍より九州探題今川了俊に下宮御炊殿の仮殿造替が命ぜられ、彼は岩部左衛門尉宗宣を奉行人として在宮させ、造営の任に当たらせている。⁽⁶⁾その後、豊前守護の大内氏は宇佐宮の復興に尽力され、特に応永廿五年から同廿九年に至る大規模な宇佐宮再建を実施している。大内氏による造営の場合、造営奉行は大内氏自身であり、現地造営の指揮には惣奉行として豊前守護代を任せ、その下に作事奉行・木屋奉行・遣方奉行・社奉行等の存在が知られ、各社殿堂塔ごとに各一名ずつ木屋奉行・遣方奉行が任せられ、実際の指揮・監督に当たっていた。⁽⁷⁾

ところで、保元元年（一一五六）宇佐宮正宮（正殿）の造営に關係する『続左丞抄』の記述内容をみることにする。

(A) 木日時 保元元年正宮
若干 三月四日時巳二點若干
郡司桑田滋野河内二瀬 擇久次勤口
毛郡司畠河一瀬 貞國

三御殿同 下毛郡司遷替河内燒志瀬一瀬

これが正宮造営の始まりに関する史料であることは確実であり、下毛郡は三御殿に上毛郡は二御殿に關係し、しかも三郡の郡司が最高責任者として執行していたことが窺知できる。

次に、『宇佐宮寺造営并神事法會再興日記』⁽⁸⁾（以下『応永造営記』と略称）の応永廿五年（一四一八）一殿と、同廿七年二・三殿の祐始関連記事を部分的に抽出して掲示しておく。

(B) 一 殿祐前国築城郡傳法寺河内御堂所也、楠在レ之、

一 応永廿七年八月廿五日壬戌申刻、二殿祐始在レ之、⁽⁹⁾ 豊前国上毛郡畠河内・一瀬・坂山・道別ノ大柳也、以下儀式并役人等一殿ニ同シ、祭料以下ノ雜事ハ上毛郡代⁽¹⁰⁾ 荒巻掃部助行宗勤⁽¹¹⁾ 其役⁽¹²⁾ 了、

一 同八月廿八日乙丑巳刻三殿祐始在レ之、豊前国下毛郡遷替、河内・一瀬・伊乃倉ノ前ノ楠也、御殿以下儀式并役人等一殿ニ

同シ、祭料以下雜事ハ野仲能登守弘道勤^ミ其役^ニ了、

(A)・(B)両史料には共通する内容記述があり、二殿の杣始は上毛郡、三殿は下毛郡、一殿は(B)史料から築城郡であると考えられ、以上の三郡が平安末期から指定・固定化され、杣始の式が実施されていたと推定される。なお、(B)史料から十五世紀の守護大名大内氏による造営段階において、従前の郡司に代り郡代が最高責任者として祭料以下の雜事を勤仕している。

この点、応永廿五年の大内徳雄控書案に、「次於^ニ御材木採用在所⁽⁹⁾、御神用外、不可^レ伐^ニ木竹^ニ之段、可^レ相^ニ触^ニ郡々奉行人^ニ、」とみえ、社殿材木の杣山で木竹伐採禁止を郡奉行人（郡代）に命じてている。寛正七年（一四六六）の宇佐宮寺御造営間捷書にも「一於^ニ在^ニ材木採用并社納人足事、郡内不^レ嫌^ニ寺社人給^ニ、従^ニ郡代^ニ可^レ被^ニ申付^ニ事」⁽¹⁰⁾とあるように、大内支配下では三郡の郡代が材木採用及び社納人足の徵発に関与していたことが検証される。

さて、『豊前志』下毛郡の手斧立八幡宮の項に、宇佐宮第三殿造営の時、この社内の楠の木とて杣始の式があり、下毛郡遷替河内一瀬伊乃倉前楠なりとみえ、三光村大字臼木に鎮座する銚立八幡宮で、第三殿の杣始の式を執行していたことがわかり、しかも『続左丞抄』からも判断されるように、平安末期からここで実施されていたものと考えられる。

天文二年（一五三三）、宇佐宮杣始銚立に關して、篠城郡傳法寺河内本城村田中が見え⁽¹¹⁾、また同廿二年（一五五三）上宮三殿杣始ありとして、下毛郡野中郷イノクラ一瀬が確認される。⁽¹²⁾

ところが、年月日未詳の宇佐宮造営覚書⁽¹³⁾には天文五年のこととして、「一之御殿材木杣始猪隈山^{在細来村、}二之殿杣始山田山也^{指立^ニノ瀬}、三之殿杣始岩石山^{在田川郡^ニ}」⁽¹⁴⁾とあり、三殿の杣始は田川郡岩石山にて実施されたようである。恐らく、この頃良材に恵まれなかつたため、一時的な緊急措置として実施されたものと推察される。

なお、同史料によれば、木屋奉行として一御殿は今仁七郎四郎、二御殿は同伊豆守、三殿は久保妥女正が任せられており、裁判として一御殿は佐田彈正忠興成、二御殿は山田安房守朝景、三御殿は成恒佐渡守清種が看取される。しかし、佐田興成と山田朝景は、それぞれ佐田朝景・山田興成の間違いであると指摘されている⁽¹⁵⁾。さて、木屋奉行の任務は、杣にあって必要な原木の伐採及び仕立の作業を當む諸番匠職人労働者の現場指導監督者で、裁判とは技術的指導者ではなく、番匠及び一般労働者に対する監視者と解されている。

大内氏は宇佐宮造宮に尽力しているが、弘治二年（一五五六）以後の大友氏の支配下では、天正四年（一五七六）十二月九日大友

氏の乱妨により上宮が炎上しており、両者の対宇佐宮政策はまさに対照的である。⁽¹⁶⁾ 三御殿については、その後江戸時代においても、下毛郡臼木の鉄立社で始まり式が執行されていたことが諸史料に散見される。

- [註]
- (1) 『石清水文書』宮寺縁事抄、宇佐四
 - (2) 河野房男「八幡宇佐宮の造営」(『宇佐市史』中巻)
 - (3) 「到津文書補遺」二五号(『大分県史料』⁽³⁰⁾)
 - (4) 外山幹夫「宇佐宮の職人とその活動」(『大分県地方史』^{(36)・(37)})
 - (5) 「桶田文書」一六号ノ五(『大分県史料』⁽³⁰⁾)
 - (6) 「益永文書」六三号(『大分県史料』⁽²⁹⁾)
 - (7) (4)に同じ
 - (8) 「到津文書補遺」二八号(『大分県史料』⁽³⁰⁾)
 - (9) 「小山田文書」七八号(『大分県史料』⁽⁷⁾)
 - (10) 「小山田文書」九四号(『大分県史料』⁽⁷⁾)
 - (11) 「小山田文書」一二四号(『大分県史料』⁽⁷⁾)
 - (12) 「到津文書」四〇三号(『大分県史料』⁽²⁴⁾)
 - (13) 「成恒文書」二卷一四号(『大分県史料』⁽⁸⁾)
 - (14) 外園豊基「豊臣期黒田氏豊前国入部と一揆」の註⁽⁷⁰⁾(『九州中世社会の研究』)
 - (15) (4)に同じ
 - (16) 「益永文書」一一一・一一一号(『大分県史料』⁽²⁹⁾)

第一節 支配者の変遷

豊臣秀吉による九州平定後、天正十五年（一五八七）七月三日、黒田勘解由孝高は豊前国京都・築城・仲津・上毛・下毛・宇佐の六郡が論功行賞として宛行されたがこの年豊前一揆が勃発した。

『禪源寺年代記録』（中山重記校訂）の天正十五年の項に、「七月ヨリ黒田殿領シ、檢知ス」とあるように、同年八月の高家村検地帳と、九月廿七日付の元重村検地帳写の二冊が現存し、いずれも差出検地であったと考えられる。しかし、検地が実施される一方で、肥後国佐々成政の領国では、検地反対の国人一揆が勃発し、それらの情報から從来の在地土豪層も検地により、百姓身分として把握されることを知悉したと思われる。

さらに、『豊前国宇佐郡四日市村年代記』（中山重記校訂）に、「天正拾四年播州姫路より始て当国に入来、翌年七月より中津川に居城築立、前後十五年在国也」と記録され、黒田氏入部直後、中津川の築城に着手していくことが窺われる。たぶん在地土豪を通じて、苛重な人夫役等が課せられていたものと推察される。

以上が豊前一揆の主因と思われるが、鎌倉時代に東国から下向した御家人宇都宮氏の動向も無視できない。宇都宮鎮房は秀吉の九州征討において病氣と称し、子息の朝房を参陣させており、平定後の知行割では伊予国への転封を命ぜられたが、旧領安堵に固執して応ぜず、規矩・田川二郡を領有していた森吉成の好意で、一時田川郡赤郷に退去していた。しかし、再び紀井にもどり、豊前一揆の中核として秀吉・孝高に反抗したのである。

豊前国の各土豪は挙兵し、十月朔日その報告が馬ヶ岳の長政のもとに届き、彼は肥後一揆鎮圧のため久留米にいた孝高に通報すると共に、翌朝上毛郡の緒方氏の姫隈城を攻撃し、緒方氏と如法寺孫一郎を打ち取り、城井鎮房の城井谷鬼ヶ城をも攻略したが敗北に帰している。⁽¹⁾

これを契機にして、宇佐・上毛・下毛郡においても反抗が顕然化するが、時に下毛郡の一揆勢としては、大畠城主賀来統直・福島城主福島佐渡守・犬丸城主犬丸越中守・池永城主池永重則・長岩城主野仲鎮兼等であった。「成恒系図」には、天正十五年十月九日成恒鎮忠が加来城（大畠城）での黒田孝高との防戦で討死が確認され、成恒氏も反黒田方であったことが察知される。このことは下毛郡の最有力者野仲氏との被官関係や、従前からの賀来氏との緊密な連合関係による必然的な帰結であった。なお『両豊記』によれば、深水氏と林氏は黒田方として活躍している。その後、吉川広家・小早川隆景・毛利輝元が、豊前一揆鎮圧のため動員されている。

秀吉から黒田長政宛てた十二月廿七日付の書状に、「去十二日注進、昨日廿六日於大坂到来披見候、野仲家來楯籠候犬丸城責崩數百人討果、則首進上候、尤無比類一被感思召一候」と見え、十二月十二日までに犬丸城の落城が認識される。

また、同年月日の秀吉から孝高宛の書状⁽³⁾によると、「城井表付城大夫申付、中豊前野中家来楯籠候丸城、吉兵衛尉取卷即時責崩數百人討果、首進上候、」「相残ニヶ所城、吉川其外輝元人數申談取卷由 尤雖下可レ為ニ辛勞候、弥可ニ入精候」とあり、一揆方は二城だけを残し全て攻略されていた事実を知りうる。最後まで死守した宇都宮氏も翌年二月には黒田氏により謀殺されたようである。

豊前一揆勃発の時期に關して、從來の編纂物には天正十五年説の『黒田家譜』『陰徳太平記』等と、同十六年説の『両豊記』等がある。しかし、古文書によれば前説の方が正しいと判断される。

秀吉が慶長三年（一五九八）に死去すると、徳川家康と石田三成の対立が表面化し、同五年関ヶ原の合戦へと發展する。黒田長政は東軍として參戦しており、二豊では東軍に黒田如水（孝高）・竹中重則・細川忠興等で、西軍に大友吉統・熊谷直陳・寛家純等であつたが、いずれも東軍の勝利に歸している。

戰後の論功行賞で黒田如水は筑前福岡五十二万石に、細川忠興は豊前一国と豊後の速見・國東両郡の三九万石が宛行われた。

慶長五年十二月細川忠興が中津城に入り、翌年領内の縫檢地が實施されている。『豊前国宇佐郡四日市村年代記』（以下『四日市村年代記』）に、「同六年丑春、當國中御檢地有」之、村々田畠点檢、山里とも境目旁示御改正（中略）此度檢地高極の役に加り、九月迄に荒々相済」と記述されている。慶長六年の檢地帳は、宇佐郡山袋村・猿渡村・宇佐村の三冊が現存している。

次に、細川氏は豊前入封当初、キリスト教の布教活動に好意的であったが、慶長十八年（一六一三）幕府が全國に禁教令を發布すると、忠興も翌年から本格的な禁教に踏み切ることになる。慶長十九年二月廿八日の下毛郡伴天連門徒御改帳（松井家文書）には、下毛郡各村々での宗門改を各壇那寺で實施しており、それには転宗者の転宗前ににおける所持道具である「ごとい」（御影）「いませ」（絵像）等が提出させられている。下毛郡内の十四手永のうち、十二手永の惣庄屋がキリシタンであり、転宗者百二十六名のうち、福嶋手永が四十七名で最も多く、次に深水手永の十九名、守實手永の十五名となっている。深水手永では深水村惣庄屋惣左衛門を筆頭に、佐知村・小袋村・田口村・深水村・臼木村・成恒村にも若干名転宗者の存在が知られる。

細川氏の治政下において特筆すべきものとして、『小倉藩人畜改帳』の作成がある。これは農村の稼動労働力の実態を把握し、労役を課すための基本台帳となるもので、元和八年（一六二二）に調製されている。村高・村人口・男女数・牛馬数・職業に關して詳

細に記載されている。特に男性は十五歳を基準に区別されており、労役の負担年齢を示すものと理解される。

下毛郡の手永は十四あり、村数は六十八でそれぞれの手永に所属していた。手永とは数ヶ村ないし十数ヶ村を管理する行政区画で、その管理者として惣庄屋が任命されていたのである。深水手永の場合をみると、慶長十九年（一六一四）と元和八年（一六二二）の時点での惣庄屋は深水惣左衛門であつたことが確認される。元和八年の深水手永の村々として、西秣・東秣・佐知・下深水・諫山・原口・田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山・助部・嶋の十四ヶ村で、石高三十石の惣庄屋深水惣左衛門の知行地が下深水村にあり、彼の役宅は西秣村に所在していた。

寛永九年（一六三二）十月、細川氏は肥後五十四万石に転封、そのあと小笠原長次が播磨国龍野六万石から二万石の増加を受け、上毛・下毛・宇佐三郡のうち八万石を領することになり中津をその本拠地とした。

寛永十四年（一六三七）十一月、島原の乱が起き小笠原氏も出陣するが、『四日市村年代記』を見ると、深水組の大庄屋深水理右衛門も出陣していることが窺知される。

以下同書によれば、寛文六年（一六六六）三月、長谷池が完成しているが、長谷の小川内池のことであろう。また、延宝二年（一六七四）深水組の村々に、秣・佐知・深水・諫山・原口・田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山・長谷の十二ヶ村が見られる。

二代目藩主長勝は岩波源三郎を起用し、彼は諸売物に運上（雑税）を賦課すると共に、宇佐郡法鏡寺村に関所を設け通行税を徴収、また厳しい儉約令により、庶民の消費生活を著しく制約した。

三代目長胤は苦しい財政事情の中、貞享三年（一六八六）冬から荒瀬井手の普請に着手、元禄二年（一六八九）中津城本丸矢倉普請などの事業を起し、そのため先納米・先納銀の要求、富有者からの御用金とあらゆる物品への雑税だけでなく、職人の技術に対しても課税した。さらに、村方の土免を三歩上げ徹底した増徴政策を強行し、逃散する者が続発する仕末であった。

以上の酷政により、元禄十一年（一六九八）七月長胤は小倉の小笠原忠雄に預けられ、中津領は上毛・下毛・宇佐郡内四万石に減封の上、弟長圓に給与された。また長圓の弟長宥も分封されることになり、翌年三月に下毛・宇佐郡の内、五千石が正式に決定されており、これが旗本時枝領の成立で陣屋は時枝に設置されていた。時枝領の村々として、上秣・下秣・西秣の下毛郡三ヶ村と、上時枝・下時枝・荒木・猿渡・山下・上元重・下元重・末・中・山袋・黒・木部の宇佐郡十二ヶ村であった。深水組の構成をみると、上秣

・下秣・西秣・中・黒・山袋・木部の七ヶ村から成り、大庄屋である西秣村の深水氏は時枝領成立当初から明治初年まで大庄屋を勤めていた。

安政二年（一八五五）十一月、西秣・上秣・下秣の農民数百人が一揆を起し、時枝陣屋や布津部の御藏所を襲撃し、また元重村庄屋役宅を打ち崩したが、数日後、西秣・長谷・上秣・下秣村の一揆首謀者の逮捕で收拾している⁽⁴⁾。これは年貢軽減要求をめざすものであった。

ところで、中津藩では正徳三年（一七一三）長圓のあと長邕が襲討したが、享保元年（一七一六）九月僅か七才で死去したため、四万石の領地は収公された。

翌享保二年、奥平昌成が丹後国宮津九万石から、中津十万石に入封している。この時下毛郡内には、蠣瀬組十六カ村・今津組二十カ村・佐知組十カ村・平田組十一カ村・津民組三カ村が知られる。佐知組所属の村として、佐知・深水・諫山・原口（上・下）・田口・成恒・土田・森山・小袋（東・西）・臼木（上・下）が確認される。その後佐知組は天明年間に内組組（佐知・土田・諫山・小袋・原口・森山・賀来・上深水・下深水・東田口・臼木・西田口・成恒）となり、文化元年（一八〇四）時点では大江組、その後佐知組となり、幕末には再び深水組に改称され、慶應四年（一八六八）十月、深水組の村に、佐知・上深水・下深水・上諫山・下諫山・原口・東田口・西田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山の十三カ村が見られる⁽⁵⁾。

- [註]
- (1) 貝原益軒『黒田家譜』(5)
 - (2) (1) の引用文書
 - (3) (1) の引用文書
 - (4) 赤松文二郎「時枝領一揆の事」（『扇城遺文』）
 - (5) 半田隆夫『中津藩歴史と風土』(1)

第一二節 村 の 変 遷

現三光村を構成する旧村の状態について一瞥するが、まず元和八年（一六二二）の『小倉藩人畜改帳』（『人畜改帳』と略称）から抜き出し整理すると、表1のようになる。ここに嶋村が見えるが、これは後に小袋村に編入されたようである。その後、天保九年（一八三八）四月の『御巡見御用御答頭書扣帳』（古寺敏知氏所蔵）より、巡見使の通行する佐知・原口・諫山・土田・臼木村における石高・人口・戸数・牛馬数は表2の通りであり、元和八年と対比することが可能である。なお享保六年（一七二二）上林村の総人數は三百四十八人で男は百七十八人（社人五人・山伏四人）で女は百七十人であつた。

また、村高の変遷に関しては、表3に示される。特に元和八年段階、下深水村はわずか三十石で、しかも上深水村の記述が全く見えない（『人畜改帳』作製時の書き漏らしによるものか？）が、元禄十五年において深水村は六百八十八石と飛躍的に増大していることが注目される。

〔註〕 (1) 竹永万手氏所蔵文書の『公方様より御尋ニ付書上申覚』

惣庄屋	村名	総人數	15才より上の男	15才より下の男	家數	本百姓	牢人	名子	山ノ口	神主	社人	山伏	座頭	坊主	かじ	牛	馬	村高(石)
田森	口山	378	55	43	202	53	3	35	1	2	2	1	1	2	59	36	1255,14084	
小嶋	袋	219	26	41	89	41	4	4						24	20	450,25632		
深水	島	43	7	6	20	11	2	2						6	3	387,81745		
下深水	下深水	29	9	1	16	6	2	2	1	1				5	5	257,86385		
土田	木常	6	1	1	3	2								1	1	30		
臼井	口株	60	12	3	32	11	7	7						10	6	242,016		
白瀬	株	125	13	17	87	29	12	1	1					21	16	534,4278		
成原	東	40	8	3	20	6	2	2						5	4	260,60012		
西謙	西	19	2	2	10	3	2	2						3	3	100		
佐知	山	34	11	0	21	8	4	4						1	1	166,75756		
計	計	1,349	222	160	725	242	4	97	2	4	1	2	2	5	4	199	145	5243,06472

表1 元和8年(『小倉藩人畜政帳』所収)の現三光村域の村々

村名	総人數	家数	牛馬	村高(石)
佐知	712	161	(馬) 65	787,0271
原口	354	76	39	415,3173
諫山	369	113	(牛) 49	725,2842
土田	350	88	46	319,802
臼木	555	130	68	624,3835

表2 天保9年(『御巡見御用御答頭書扣帳』所収)の現三光村域の一部村々

村名	元和8年(1622) 『小倉藩人畜改帳』	元禄15年(1702) 『豊前国高帳』	天保5年(1834) 『豊前国郷帳』	明治初年 『旧高旧領取調帳』
諫山	300	536,74	725,2842	752,9466
原口	100	274,736	415,3173	433,7718
佐知	623,48905	520,247	787,0271	820,1969
田口	1255,14084	990,08	1313,2937	(東田口) 662,373 (西田口) 717,8248
小袋	387,81745	459,761	649,6902	629,1663
鳴	257,86385			
成恒	260,60012	221,925	287,2906	290,147
土田	242,016	193,304	319,802	356,0598
深水	(下深水) 30	688,723	924,2278	(上深水) 495,4936 (下深水) 474,6009
臼木	534,4278	425,721	624,3835	661,0764
森山	450,25632	355,45	475,4585	485,5949
秣	(東秣) 166,75756 (西秣) 634,69573	1287,297	1785,0482	(上秣) 497,394 (下秣) 429,5439 (西秣) 858,1085
計	5243,06472	5953,984	8306,8231	8564,2984

表3 現三光村域の村々の石高変遷

古文書・古記録

乙
咩
政
已

古文書・古記録

今回の総合調査で特筆すべきことは、中世文書五点と莊園繪図（断簡）が新たに発見されたことである。また、近世の八面山修験に関係する古記録が確認されたことも見逃がすことができない。

ところで、下毛郡所在の中世文書に関しては、すでに『大分県史料』等に収録されている。特に、三光村に関連するものとしては、成恒文書・田口文書・稻用文書が知られている。成恒文書は『大分県史料』第八巻の宇佐下毛諸家文書に所収されており、田口文書は『増補訂正編年大友史料』・『鎌倉遺文』・『南北朝遺文』に見え、稻用文書も『鎌倉遺文』『大宰府・太宰府天満宮史料』に一部所収されていて、この地域の中世史像をある程度再構成することが可能である。しかし、それらのうち村内に古文書が現存するのは、残念ながら「成恒文書」だけであり、以下当文書中のいくつかを紹介しておきたい。

一 成恒文書 三光村大字成恒

佐々木ミサヲ氏の所蔵で、古文書十二巻と系図一巻が昭和四十九年三月十九日、大分県の有形文化財に指定されている。今回所有者のご好意により、本文書を実見し寸法を測り、合わせて写真撮影をする機会にめぐり会うことができた。

成恒文書の一部は、昭和二年の『下毛郡誌』成恒氏の項に引用され、また昭和七年の『扇城遺文』（赤松文二郎著）に、人身売買証文三通が紹介されている。その後、昭和三十三年『大分県史料』において、本文書の一九巻と所在不明で東大影写本に認められるものを補遺として、全ての古文書が収載されている。

なお、当家所蔵の十・十一巻の記載内容は一九巻と同一であり、江戸時代に書写されたものと推定され、もともと堅帳形式であったが、その後ばらされ巻子に仕立てられたことが観察される。

成恒氏の本姓は大藏で、上毛郡成恒名の地頭相良氏の代官職を宛行われ、成恒氏を称するようになる。南北朝内乱期において、北朝に属し軍忠を励んでいたことが確認される。

成恒氏が上毛郡から下毛郡に移住した時点に関するては、第七巻六号の伊佐成恒氏并相良氏等累系に、応永年間（一三九四—一四二七）、成恒種隆が下毛郡田嶋崎（三光村大字成恒）に居住したと伝えている。一方、卷子本系図（以下「別巻系図」と略称）では、その時期を應永七年（一四〇〇）のこととしている。

下毛郡初見の上限史料は、應永廿八年（一四二一）十月七日付の大石重成畠地売券であり、大石重成が成恒兵庫助に対して、下毛郡鬼丸名の内、畠地一反を代三貫五百文にて売り渡している。別巻系図によると、成恒兵庫助とは種隆の子息弘種のこととしている。以上の経過から、成恒氏が下毛郡に土着したのは應永廿八年以前であったと考えられる。

その後、成恒氏は諫山郷田口村等において、安定的権利である下作職の買得集積に意念し、やがて在地領主として大きく成長することになる。また、宇佐宮の宮番料所の下作職を買得し、宮番神職として上宮の宮番を勤仕していたことが看取される。

ところで、俗書の「豊前国古城記」によれば、正長元年（一四二八）成恒種隆が田嶋崎城を築造、天正十六年（一五七八）に破却されたと記載されている。この正長元年こそ成恒弘種が諫山道秀から、諫山郷末弘名内の田嶋崎荒野二町五段の下作職を買得した時期に照應する。

成恒氏は室町時代大内氏に属し、天文五年（一五三六）当時、宇佐宮の上宮三の御殿造営に関する裁判として成恒清種が確認される。弘治二年（一五六六）頃の大友義鎮による豊前進出以降、賀来・福島・蠣瀬氏などと共に、下毛郡における大友方の代表的な存在となる。しかし、天正十五年黒田氏が豊前六郡に入部すると、佐々木姓を称し医を業として現在に至ったという。

成恒文書は社会経済史的研究に不可欠な重要史料であり、保存状態も極めて良好で、近年新たに裏打ち卷子仕立ての保存修理が実施されている。

成恒文書はすでに『大分県史料』第八巻に全て収録されており、ここではその中のいくつかを取り上げることとし、ならびに写真も掲示しておるので参照していただきたい。また別巻系図も参考に供するために収録しておく。

- (1) 土井種世軍忠状（第一巻三号）二七・八センチ×四三・七センチ
筑前國土井兵衛五郎種世申軍忠事

(参御方)致宿直警固

一 去年十二月廿三日大將御下著以来、最前馳

候畢、

一 同廿九日屬大將野依彈正忠手、馳ニ向友枝致忠勤畢、

一 今年正月八日屬大將飯沼兵庫助入道手、馳ニ向永副、令レ破ニ却

城堀ニ、追ニ散御敵畢、

一 自ニ宇佐郡赤尾所ミ凶徒等打出之間、今月十九日屬宇都宮山田三

郎手ニ、同郡馳ニ向猿渡ニ、致ニ合戦ニ御敵追散候畢、

一 同廿一日所ミ凶徒等打ニ出下毛郡ニ、燒ニ拂高瀬以下ニ之間、馳ニ向

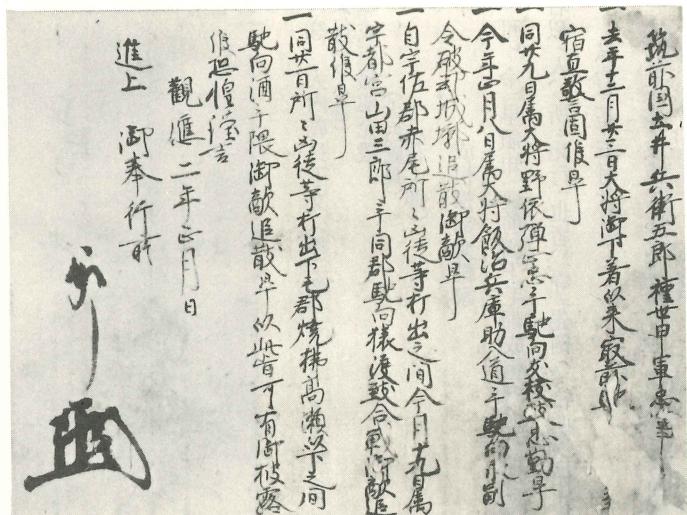
酒手隈ニ御敵追散畢、以ニ此旨ニ可レ有ニ御披露ニ候、恐惶謹言

觀應二年正月日

進上 御奉行所

(證 判) (一色範光)
(花押)

成恒種貞著到状
（第一卷四号）二七・六センチ×三八センチ



成恒文書 (1) 土井種世軍忠状

おり、合戦の日時・場所・敵に対する攻撃状況を詳細に記載している。

著到

(2) 成恒種貞著到状 (第一卷四号) 二七・六センチ×三八センチ

豊前国御家人成恒左衛門三郎種貞、為レ抽ニ軍忠ニ最前馳參候訖、以ニ此旨ニ可レ有ニ御披露ニ候、恐惶謹言、

土井種世が自分の軍功を大将に上申した文書で、大将である一色範光の證判を賜わっている。これは後日の恩賞請求の際、証拠書類として採用される重要な書類である。觀應元年十二月廿三日から同二年正月廿一日までの間、上毛・下毛・宇佐郡における合戦の軍功をまとめて注進して

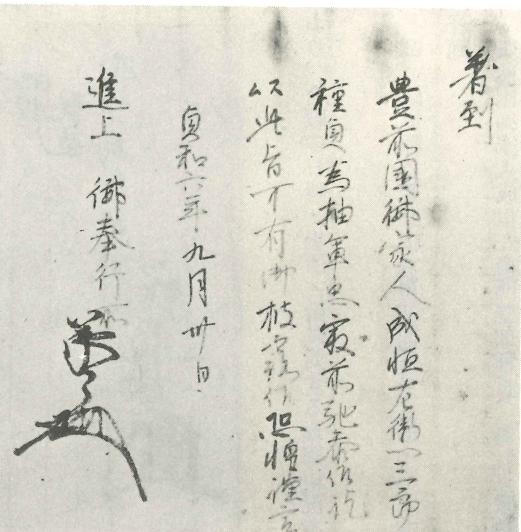
著到

豊前國御家人成恒左衛門三郎

種貞為袖軍之賓前地亦作社
ム此旨下有御被官社但懷禮言

寛和六年九月廿日

進上 御奉行



成恒文書 (2) 成恒種貞著到状

貞和六年九月廿日
進上 御奉行所
「承了」 (證判) (詫磨宗直)
(花押)

南北朝の内乱期、成恒左衛門三郎種貞は佐殿方（足利直冬方）の軍勢催促（出陣命令）を受けてそれに応じ、いち早く馳せ参じたことを申告した文書である。奥には詫磨宗直が種定の申告を承認した旨の證判を加えており、軍陣に参じた証明書となり、後日の恩賞請求に関する証拠書類となる。

「承了」 (證判) (詫磨宗直)
(花押)

(3) 大内義長下文 (第二巻一号) 三一・六センチ×四八・二センチ
(包紙 ウハ書)

〔成恒掃部允殿 (大内義長) 押〕
(豊田) 大藏丞英元

下

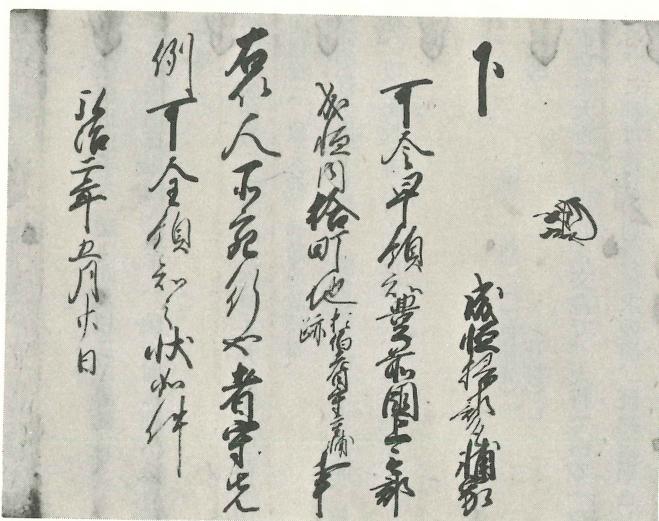
成恒掃部允輔家

可レ 令ニ早領知ニ 豊前國上毛郡成恒内拾町地
跡 杉伯耆守重輔事

右以レ人、所ニ宛行ニ也者、守ニ先例、可レ全ニ領知ニ之状、如レ件、

弘治二年五月廿日

大内義長が成恒掃部允輔家に対し、もと杉伯耆守重輔の所領であった上毛郡成恒の内、十町の土地を給与したものである。文書の右部分を袖というが、



成恒文書 (3) 大内義長下文

ここに義長の花押（自署）を添えている。義長は大友義鎮（後の宗麟）の実弟であり、天文二十年（一五五一）大内義隆が家臣の陶晴賢に殺されると、翌年晴賢に迎えられて大内家の家督を継承した人物である。義長も義隆と同様に、復古的な文書形式を重用していることが窺われて興味深い。

(4) 稱光天皇口宣案（第二卷二号）三一・六センチ×四〇・四センチ

〔新包紙ウハ書〕
〔稱光天皇〕
「宇仁天皇之御宇綸旨」

成恒兵庫助

上卿 藤中納言

應永廿三年十一月十八日 宣旨

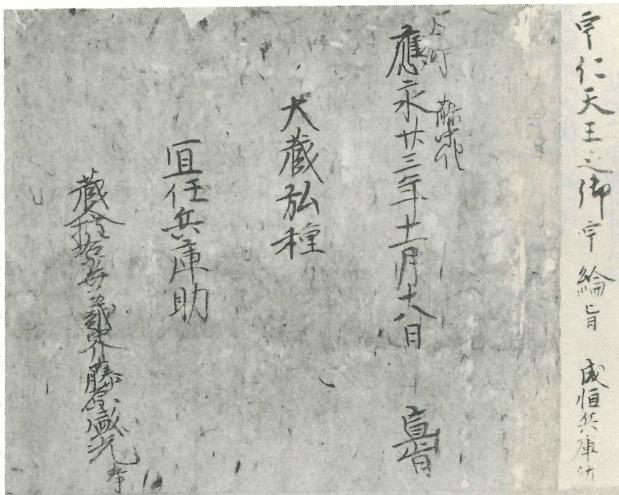
大藏弘種

宜任兵庫助

藏人權右少弁兼中介藤原盛光奉

應永廿三年（一四一六）勅旨により、大藏弘種を兵庫助に任ずる旨を伝えた口宣案である。成恒弘種とはせず、本姓の大藏弘種と記載している点が注目される。「應永廿三年」云々の右脇に、「上卿 藤中納言」とあるが、これは当日出仕の首席公卿で、この口宣を藤原盛光から伝えられた人である。本紙は宿紙と呼ばれ、漉返紙を利用したために薄墨色をしている。

成恒文書 (4) 稱光天皇口宣案



(5) 少貳貞頼書下（第二卷三号）三一センチ×四一センチ

豊前之國上毛郡成恒名地頭職之事、相良方書状ト云、代々任證狀等之旨、成恒又五郎種隆仁打渡候也、早不レ可レ有ニ知行相違ニ状、

孝弟の圓上毛郡守

右地頭職より事相良方

書状ト玄代に任證シホウシホウ

書状ト玄代に任證シホウシホウ

書状又三弓知行シホウシホウ

作せ早と右知行シホウシホウ

狀シテ件

嘉慶
十月九日



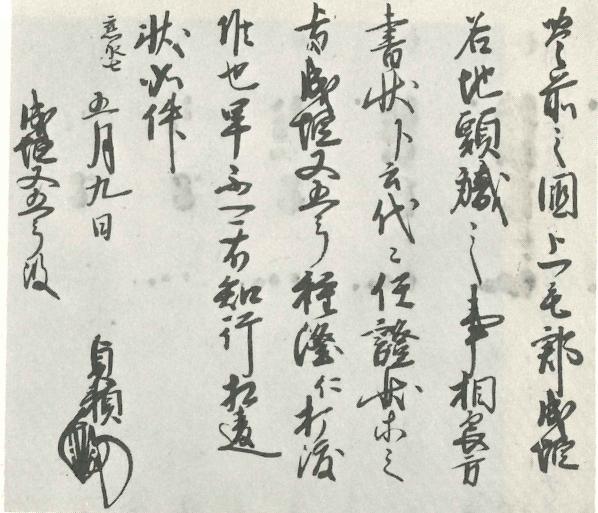
度支

抽戦功シテ件、如シテ件、

弘治二年卯月廿八日

(輔家)
成恒掃部允殿

成恒輔家は豊田英元の指揮下にあり、卯月廿一日の渡川城における合戦で、矢疵を右腕に蒙る軍忠を英元が注進し、大内義長がその功を賞するために出した感謝状である。なお、本紙は切紙といわれるもので、全紙の一部を切断し利用している。料紙は斐紙である。



成恒文書 (5) 少貳貞頼書下

如シテ件、
(應永七)

五月九日

(種隆)

成恒又五郎殿

(少貳)
貞頼 (花押)

豊前守護の少貳貞頼が、上毛郡成恒名地頭職を相良方の書状や代々の證状等により、成恒又五郎種隆に打ち渡し、知行するように命じた直状形式の文書である。

(6) 大内義長感状 (第二巻四号)

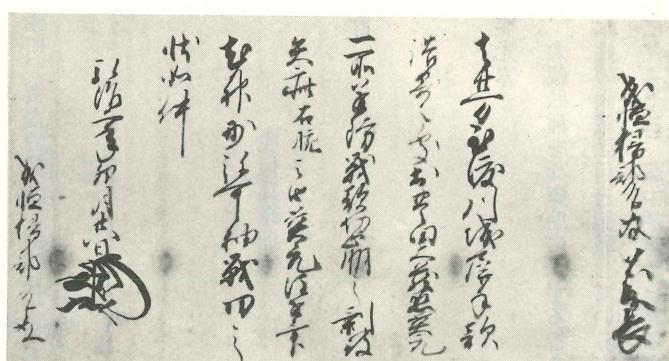
一四センチ×二三・三センチ

(包紙ウハ書)
成恒掃部允殿

義長

去廿一日到三渡川城屏手敵詰寄之處、於三豊田大蔵丞英元一所遂三防戰、敵切三崩之、剩被三矢疵三右腕之由、英元注進畢、尤神妙、弥可レ

(大内義長)
(花押)



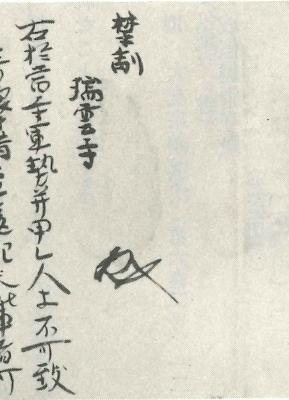
成恒文書 (6) 大内義長感状

(7) 今川了俊(貞世)禁制(一卷六号) 一六・三セント×一四・七セント

(包紙ウハ書)
「今川了俊御判有」

禁制
(花押)

瑞雲寺



成恒文書 (7) 今川了俊禁制

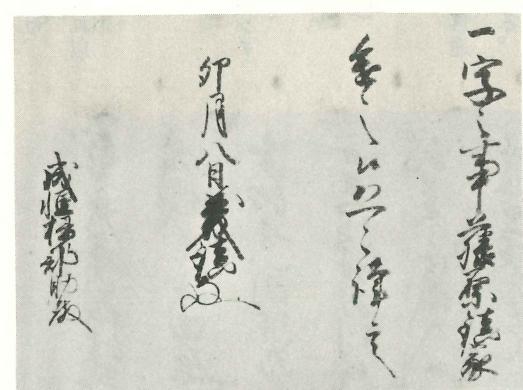
右、於當寺ニ軍勢并甲乙人等、不可致ニ濫妨狼籍、至ニ違乱之輩ニ者、可レ處ニ罪科ニ之状、如レ件

應安四年十二月十七日

一三六〇年代豊前国においても宮方が有勢であったが、應安四年(一三七二)幕府は九州での退勢挽回を図るため、

九州探題として今川了俊を下向させた。この年今川了俊は軍勢及び甲乙人

(一般庶人)等による、瑞雲寺に対する濫妨狼籍を禁止した文書である。瑞雲寺は江戸時代まで確認されるが、現在は存在せず、三光村大字成恒の中央公民館(瑞雲寺の小字名)付近に所在していたことが知られる。これも切紙である。



成恒文書 (8) 大友義鎮一字書出

成恒掃部助殿

卯月八日
一字之事、藤原鎮家進レ之候、恐々謹言、

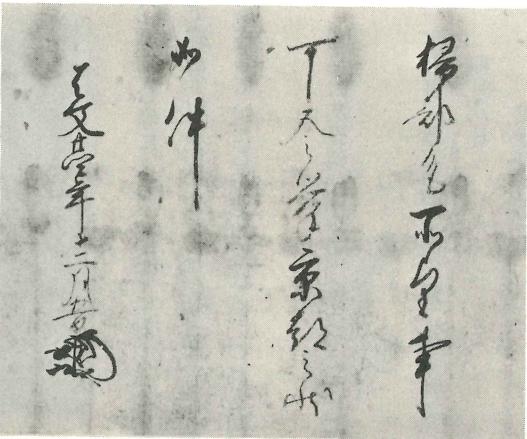
義鎮(花押6)

(8) 大友義鎮一字書出(第二卷八号) 二七・六セント×四二セント
(墨)
(端裏切封)
「(墨引)」

柳井毛五郎

丁人毛五郎

件



成恒文書 (9) 大内義長官途挙状

大友義鎮（後の宗麟）が成恒掃部助に対して、自分の諱（実名）である「鎮」の一字を授け、鎮家と名乗らせたものである。従って、これ以後成恒鎮家と称することになる。

(9) 大内義長官途挙状（第五巻二号）

〔包紙ウハ書〕二六・一セント×四四・五セント
〔成恒助七殿〕
掃部允所望事、可レ令レ挙ニ京都之状、如レ件、
天文廿四年十一月五日
〔大内義長〕
〔花押〕
成恒助七殿

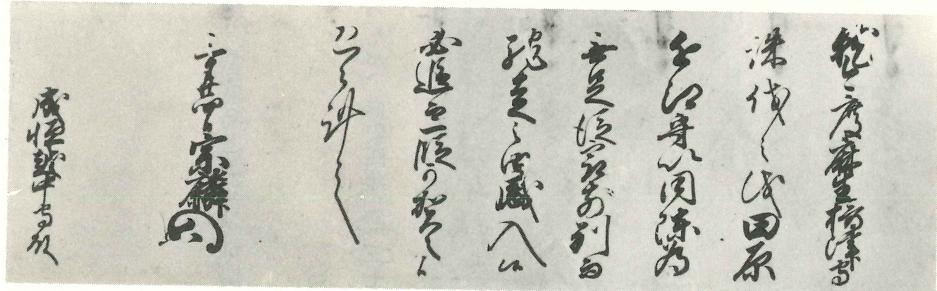
大内義長が成恒助七の望む掃部允という官途を、京都に伝達するという内容の文書である。

このように、上に取りつぐ文書を挙状と呼んでいる。義長が京都に任官のことを取りついだとは当抵考えられず、やはりこの文書発給時点において、成恒助七は義長から掃部允の官途を授けられたことを意味する。

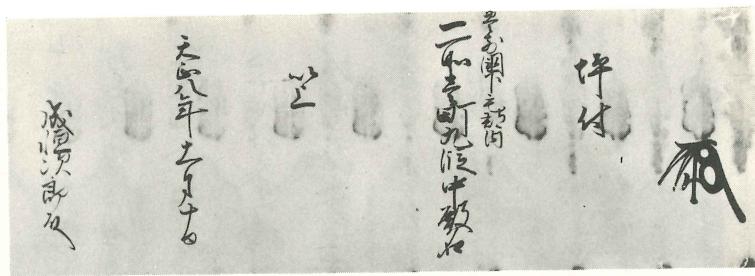
(10) 大友宗麟感状（第六巻一号）一二・六センチ×四八・四センチ
〔包紙ウハ書〕
〔成恒越中守殿〕
〔端裏切封〕
〔墨引〕

宗麟

就ニ今度麻生摂津守誅伐之儀、田原近江守以ニ同陳、為ニ無足、從ニ最前別而馳走之由、感入候、必追而一段可レ賀レ之候、恐ニ謹言、



成恒文書 (10) 大友宗麟感状



成恒文書 (11) 大友義統知行充行坪付

三月廿四日

宗 麟 (花押)

成恒
(鎮直)
越中守殿

永禄九年(一五六六)、麻生摂津守親政は大友氏に対する反感から謀反を起したが、圧倒的な大友軍により鎮圧されている。この時、成恒鎮直は大友方として尽力したため、宗麟から賞せられた感謝状である。これも切紙を使用している。料紙は斐紙。

(11) 大友義統知行充行坪付 (第六卷四号) 一六・九センチ×

(包紙ウハ書)
〔成恒次郎殿〕

(花押5ノ2)

義統

四九・三センチ

豊前國下毛郡
一所壹町九段中殿名

坪付

以上

天正八年十一月十日

成恒
(統忠)
次郎殿

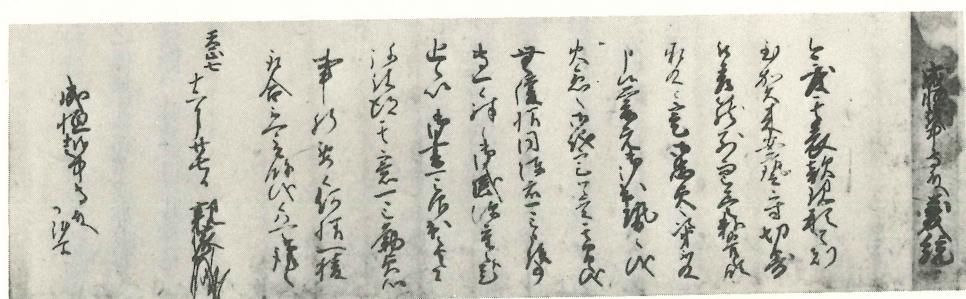
大友年十二月

成恒次郎

領であったことが確認される。料紙は斐紙で、切紙を使用している。

大友宗麟の嫡子義統が、下毛郡内所在の中殿名一町九段を、成恒次郎に宛行った文書である。この中殿名に關しては、成恒文書の大内氏奉行人連署奉書 (第五卷五号) によると、宇佐宮渡

- (12) 田原親家書状 (第六卷七号) 一三・四センチ×四一・三センチ
(包紙ウハ書)
〔成恒越中守殿
「成恒」〕



成恒文書 (12) 田 原 親 家 書 状

〔端裏切封〕
〔墨引〕

今度其表敵現形候之刻、至三賀来安藝守切寄一被^ニ差籠^一、別而被^レ盡^ニ紛骨^一之段承及候、寔御忠貞之次第、不^レ及^レ申候、爰元御出勢之儀、火急之御議定候之條、其間之儀無^レ緩様、同陣衆可^レ被^ニ申

談一事專一候、殊^ニ御感深重之趣、追々以^ニ御書^ニ可^レ被^ニ仰出^一之由候間、弥被^レ得^ニ其意^一、可^レ被^ニ勵^ニ貞心^一事、肝要候、何様一棟取合、不可^レ有^ニ餘儀^一候、恐^ニ謹言、

〔異筆〕
〔天正七〕

〔田原〕
親家（花押）

十二月廿七日

〔成恒〕
〔鎮直〕
〔奥裏書〕
〔十四〕
成恒越中守殿御陣所

包紙は別文書のものであり、この文書は田原親家が成恒越中守に宛てた書状（手紙）で、本紙は切紙を使用している。田原親家は大友宗麟の次男で、田原本家の鞍掛田原親貫の養子となり、親貫が大友家に謀反を企てて滅亡後、田原家の名跡を相続した人物である。天正七年（一五七九）反大友方による賀来安芸守の切寄（大畠城）に対する攻撃で、成恒鎮直も籠城し抗戦していることを賞し、近日中に出勢する旨を報じている。なお、文中に「殊^ニ御感」、「以^ニ御書」とあるよう、一字分を空白にしているが、これは大友氏に対する敬意を表現したもので、闕字といわれるものである。料紙は斐紙。



成恒文書(13) 田原紹忍知行預ケ状

(13) 田原紹忍 賢知行預ケ状 (第六卷八号) 一五センチ×四一センチ

〔包紙ウハ書〕

成恒^(鎮直)
〔端裏切封〕
〔墨引〕
成恒越中守殿御陣所

〔田原〕
親家

今度方々無事所ニ刻、別而被レ勵ニ貞心ニ候、何様一稟取合不可レ有ニ疎意ニ候、然者為ニ私之合力ニ、拾町預ニ進之ニ候、此表静謐次第、重ニ可ニ申談ニ之趣、用ニ口上ニ候、為ニ御存知ニ候、恐ニ謹言、

〔異筆〕
〔天正七〕

十一月三日

成恒越中守殿

紹忍（花押3）

包紙は〔12〕のものである。田原紹忍（俗名親賢）は奈多八幡宮の大宮司奈多鑑基の子息で、のち田原氏の分家である武藏田原家に入嗣した人物である。彼の妹は大友宗麟の夫人で大友義統は甥に当り、大友氏の側近として重用された。豊前方分として妙見城（宇佐郡院内町）に在城し、同国の軍事・行政を指揮していた。田原紹忍が成恒鎮直の貞心を賞し私の合力として、下毛郡表の静謐次第に十町を預け進ずる旨を強調し、なお一層の協力を依頼している。預ヶ状とは、所領を一時預け置く場合に発給する文書形式である。

〔14〕 大友義統一跡安堵状（第七卷一号）二八・一センチ×四二・三センチ

〔包紙ウハ書〕
〔成恒次郎殿〕
〔鎮直〕

父越中守一跡下毛郡之内田嶋崎之事、任ニ相續之旨、領掌不可レ有ニ相違ニ候、仍一字之事統忠遣レ之候、恐ニ謹言、

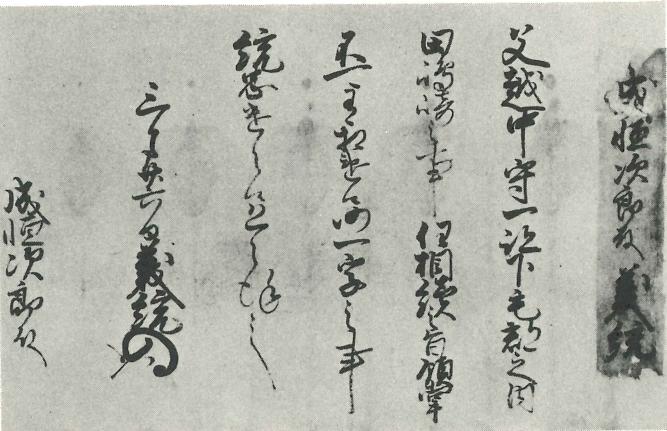
三月廿六日

義統（花押4）

成恒次郎殿

大友義統が成恒次郎に対し、父越中守鎮直の一跡（遺領）である下毛郡田嶋崎を安堵し、それに伴って義統は自分の「統」の一字を与え、統忠と名乗らせていく。

成恒次郎



成恒文書 (14) 大友義統一跡安堵状

成恒次郎

進士允与之由、

進士允望之由、可ニ存知候、恐々謹言、

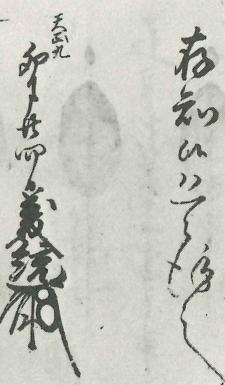
天正九

卯月廿四日

義統（花押5ノ2）

成恒次郎殿

大友義統が成恒次郎の望んでいた進士允の官途を公認したものである。



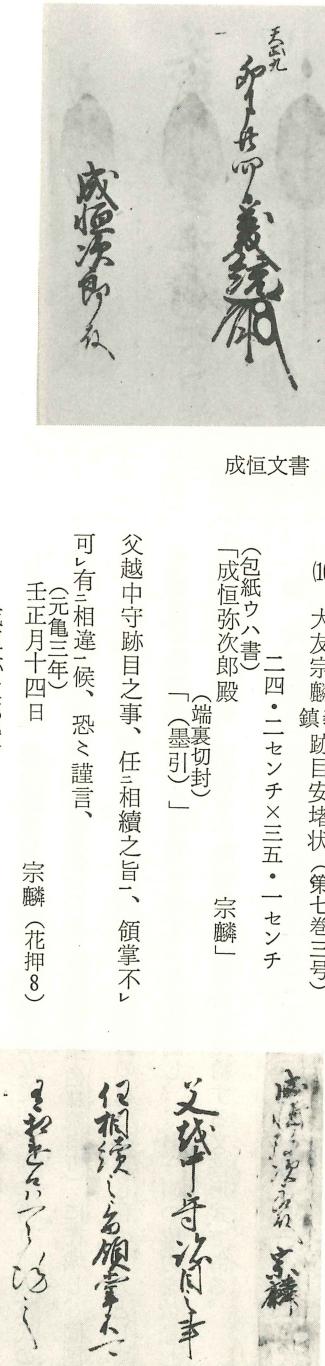
成恒文書 (15) 大友義統官途書出

(16) 大友宗麟 鎮目安堵状 (第七卷三号)

(包紙ウハ書)
〔成恒弥次郎殿
（元龜三年）
壬正月十四日
成恒弥次郎殿

（端裏切封）
〔墨引〕

宗麟



成恒文書 (16) 大友宗麟跡目安堵状

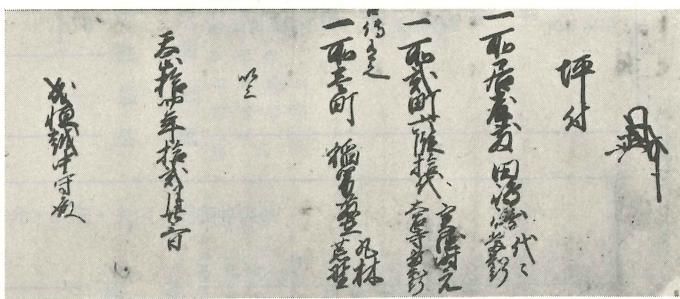
大友宗麟が成恒弥次郎に対し、父越中守の跡目（遺産・遺領）相続を安堵したものである。

(17) 野仲鎮兼充行坪付 (第七卷九号) 一六・二・センチ×四七・五センチ

〔端裏書〕
〔十五四一〕
〔野仲鎮兼
（花押）

坪付

(15) 大友義統官途書出 (第七卷二号) 二五・九センチ×四一・二センチ
(包紙ウハ書)
〔成恒次郎とのへ〕



成恒文書 (17) 野仲鎮兼充行坪付

一所居屋敷 田嶋崎代^ニ當知行
一所貳町 六段拾代 實德時元
口傳有之 丸林 大石寺當知行
一所壹町 稲男散在 荒野

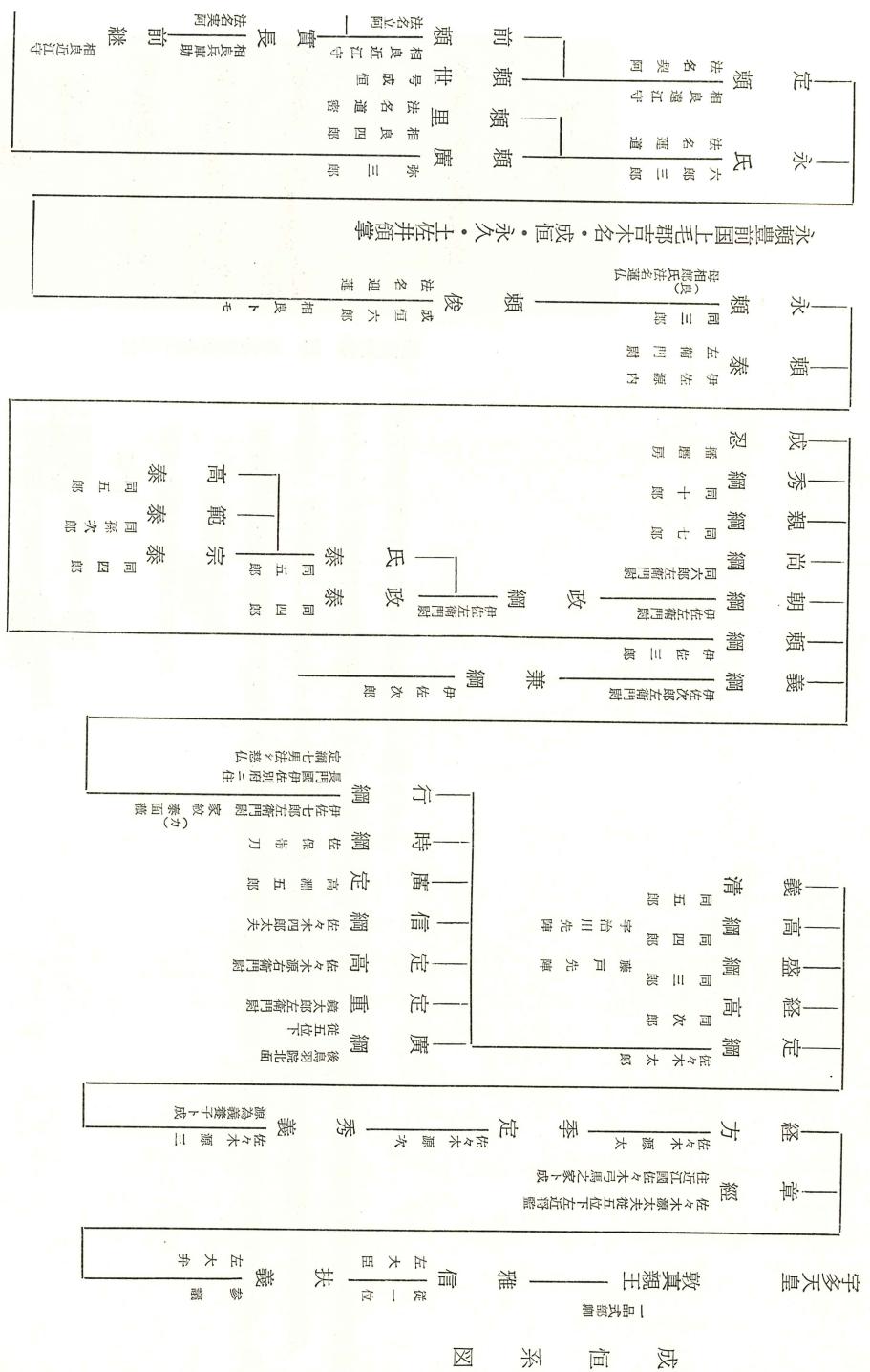
以上

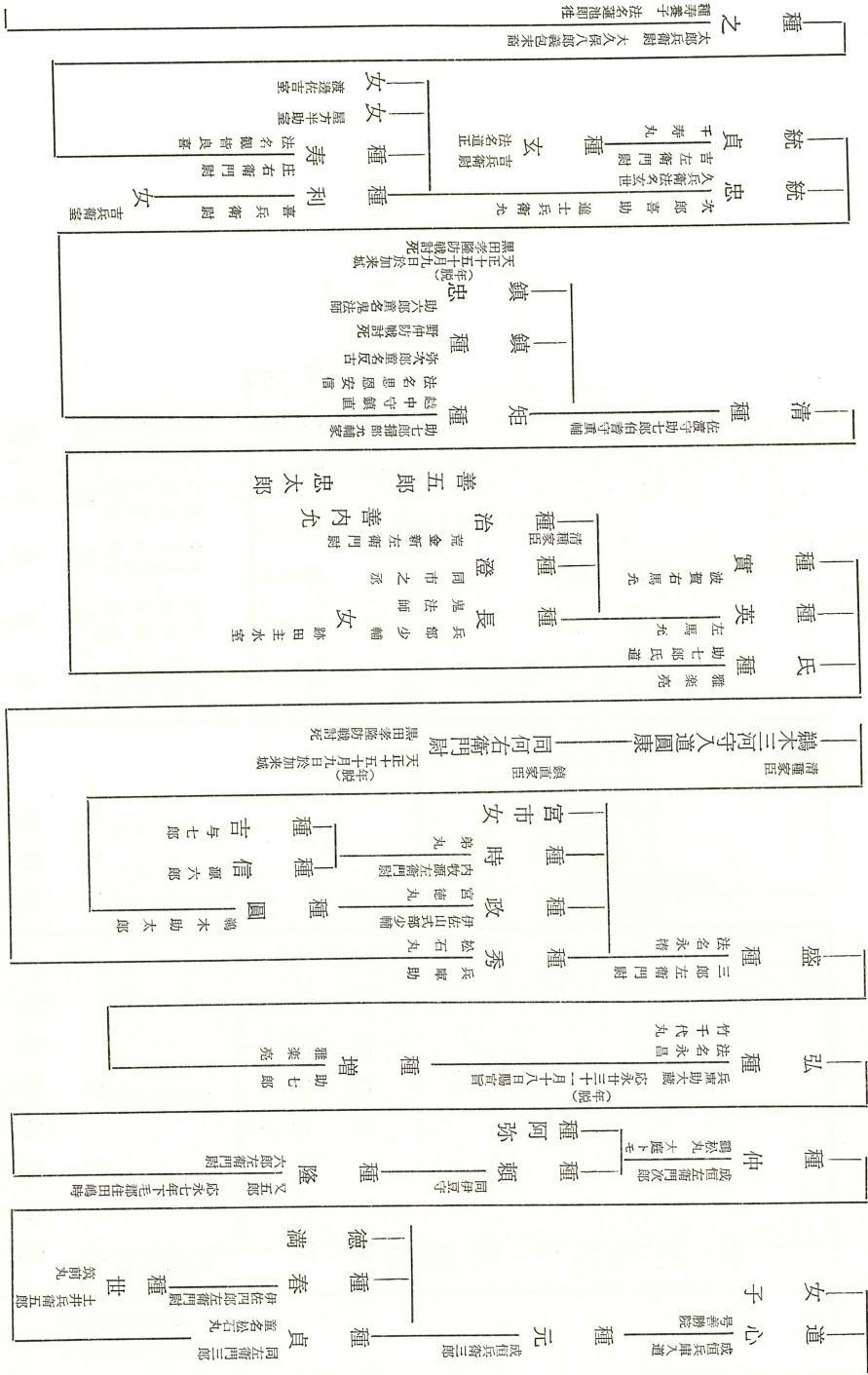
天正拾四年拾貳月廿三日

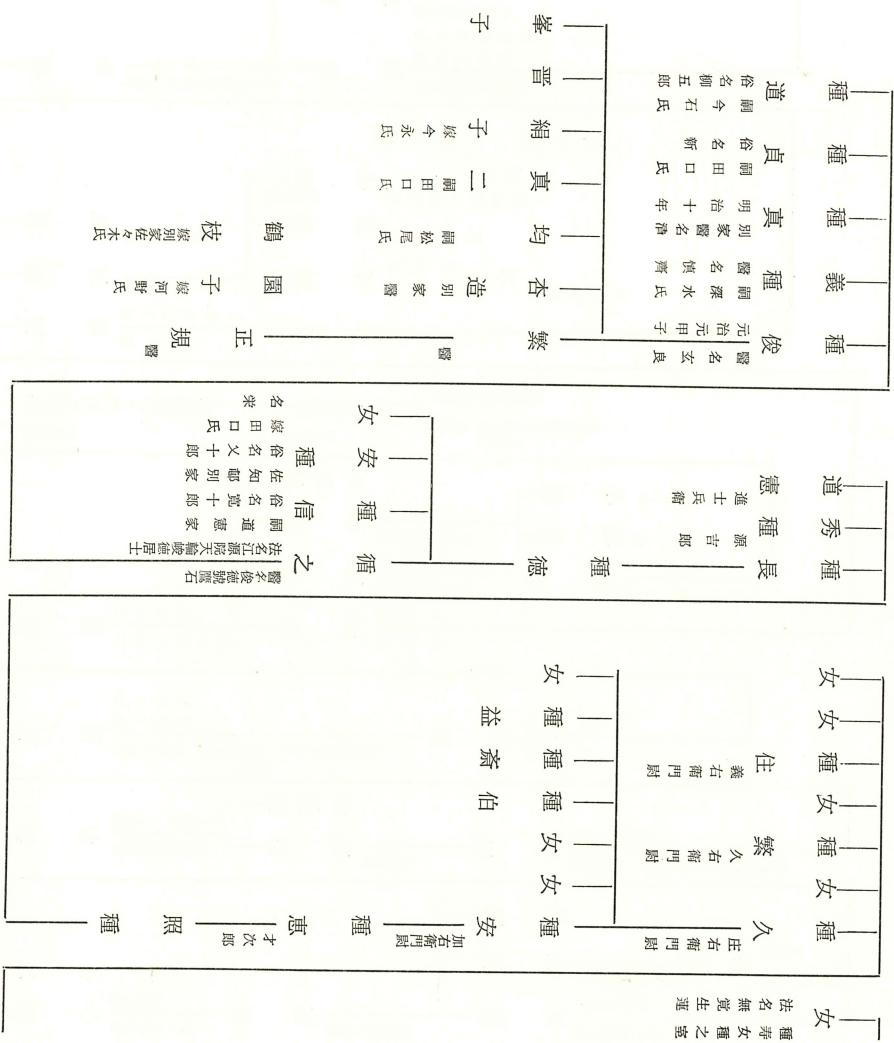
成恒越中守殿(鎮直)

野仲鎮直が成恒鎮直の所領である田嶋崎居屋敷、實得・時元・大石寺名の二町六段十代、稻男散在一町を宛行つたものである。天正六年以降、下毛郡で最も有力な在地領主の野仲氏は、たびたび大友氏に反旗を翻しており、天正十四年（一五八六）段階で、成恒氏も野仲氏の指揮

下に置かれたことがこの文書から窺われる。







二 榛野一美氏所蔵文書・三光村大字田口

今回の調査で新たに発見された本文書は、所有者も見ることが禁じられていたもので、県立中津南高等学校教諭の櫟木普一郎氏によって秘蔵の物件が開封せられ、中世文書五通と荘園絵図断簡三枚（同一絵図）であつたことが確認された。

榛野氏はもともと宇佐郡榛野村（院内町大字榛野）の出自で、のち下毛郡田口村に入部したと伝えられている。それがいつ頃のことなのは不明である。

しかし、天正七年（一五七九）十一月六日付の成恒鎮直知行宛行坪付に、⁽¹⁾「一所玖段廿房籠⁽²⁾榛野先給分」と見える。これは成恒鎮直が下毛郡内の十五町四段余の所領を宛行されるように清成式部少輔に提出し、豊前方分の田原紹忍から安堵されたものである。この年以前、大友氏は榛野氏に対し、房籠を給与していたことが判明し、榛野氏の一族が現地支配のために派遣されていたことは確実であり、ここにおいて古文書と伝承との合致が検証できる。次に房籠がどこに所在していたかが問題となる。この点に関しては、文永二年（一二六五）八月廿九日の田口成蔵名田山野譲状によると、下毛郡諫山郷田口浦の中に、「一所房籠居屋敷」とあり、田口に所在していたことが確認される。

さて、房籠については、天正十年（一五八二）段階、成恒鎮直の所領として房籠名が裁許・安堵されている⁽³⁾が、恐らく榛野氏との間に長く争論が展開されていたのではないかと推測される。ところが、同十四年十二月廿三日付の野仲鎮兼充行知行坪付には、成恒鎮直の所領に房籠が見い出せず、この時点でだれの所領に編入されたかは不詳である。ただ可能性として、再び榛野氏の知行に帰したのではないかと推考される。

「房籠」の小字名は三光村大字田口に現存しないが、「串野」という小字名は残存しており、ここに今も榛野氏が居住していることから、両地名は本来同一ではないかと推定される。

(1) 沙弥西見田屋敷渡状 二九・五センチ×四一センチ

(端裏書) ミ四郎左衛門入道渡状

管豈前國陳山鄉得万・四郎丸内田屋敷事

一所田地四段 得万名内字菅倉

一所田地四段 四郎丸名内字四段田

一所田地貳段 得万名内字横枕

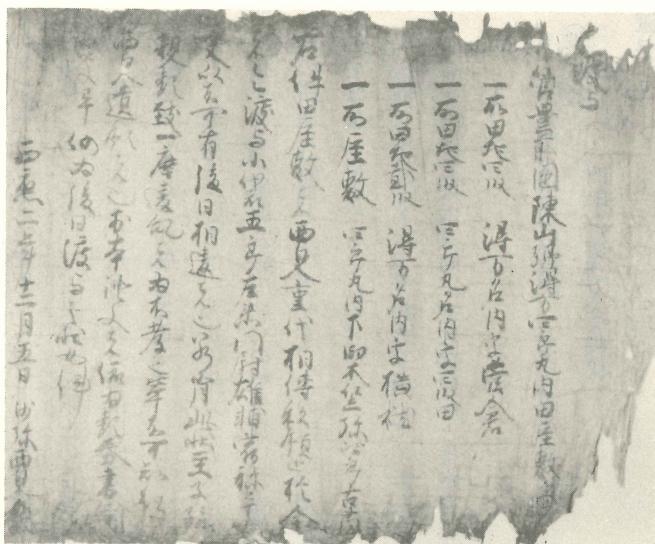
一所屋敷 四郎丸内下曰木笠弥次郎古蘭

右件田屋敷者、西見重代相伝私領也、於今者令渡^ニ与小袋五郎左衛門尉雄輔宿称^ニ早、更以不可^レ有^ニ後日相違^ニ者也、若背^ニ此状^ニ、至^ニ子孫親類^ニ致^ニ一磨^(カ)違乱^ニ者、為^ニ不孝之輩^ニ不^レ可^レ知^ニ行^ニ西見遣領^ニ者也、於^ニ本證文^ニ者、依^レ為^ニ類券^ニ書^ニ副案文^ニ早、仍為^ニ後日渡^ニ與之状、如^レ件、

正應二年十二月五日

沙弥西見（花押）

沙弥西見が諫山郷内の得万・四郎丸名の田地一町と屋敷一所を小袋五郎左衛門尉雄輔宿称に渡し与えている。



櫛野文書 (1) 沙弥西見田屋敷渡状

(諫)

管豈前國陳山郷得万・四郎丸内田屋敷事

一所田地四段

得万名内字菅倉

一所田地四段

得万名内字四段田

一所田地貳段

得万名内字横枕

一所屋敷 四郎丸内下曰木笠弥次郎古蘭

右件田屋敷者、西見重代相伝私領也、於今者令渡^ニ与小袋五郎左衛門

尉雄輔宿称^ニ早、更以不可^レ有^ニ後日相違^ニ者也、若背^ニ此状^ニ、至^ニ子孫親

類^ニ致^ニ一磨^(カ)違乱^ニ者、為^ニ不孝之輩^ニ不^レ可^レ知^ニ行^ニ西見遣領^ニ者也、於^ニ本

證文^ニ者、依^レ為^ニ類券^ニ書^ニ副案文^ニ早、仍為^ニ後日渡^ニ與之状、如^レ件、

正應二年十二月五日

沙弥西見（花押）

沙弥西見が諫山郷内の得万・四郎丸名の田地一町と屋敷一所を小袋五郎左衛門尉雄輔宿称に渡し与えている。

(2) 造字佐宮役納狀 二四・六センチ×三三・六センチ

納

造 字佐宮正殿南中樓作新錢事

合併貳拾文者

右、下毛庄得万・四郎丸名内、白木彦四郎知行^(アシテ)内參段分、且所^ニ納如^レ件、

元亨參年十一月廿四日

社家御使

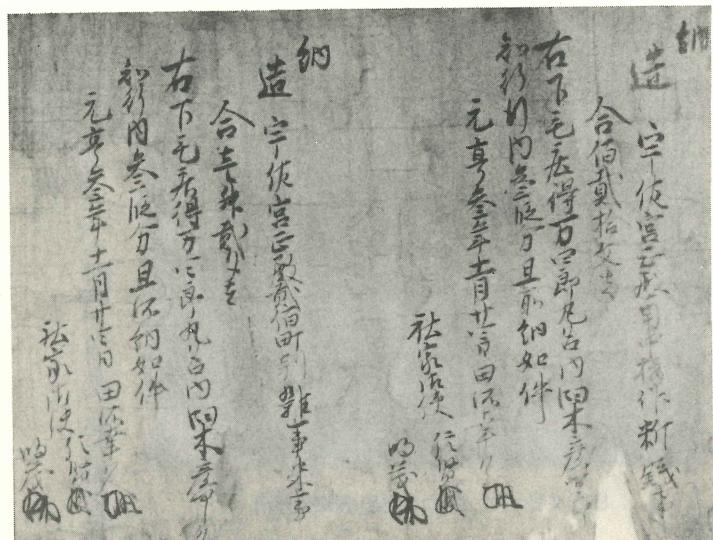
田 所 幸 久

(花押)

明 茂

信 賢

(花押)



檜野文書 (2) 造宇佐宮役納状

納

造 宇佐宮正殿貳佰町別雜事米事

合壹舛貳勺者

右、下毛庄得万・四郎丸名内、臼木彦四郎が知行している三段分として、
造宇佐宮正殿南中樓作料錢百式十文と造宇佐宮正殿二百町別雜事米一升
元亨參年十一月廿四日 田 所 幸久(花押)

社家御使 信 賢(花押)

明 茂(花押)

下毛庄得万・四郎丸名内、臼木彦四郎が知行している三段分として、
造宇佐宮正殿南中樓作料錢百式十文と造宇佐宮正殿二百町別雜事米一升
二勺を納入している。

(3) 関東下知状案 二九センチ×四三センチ

(端裏書) 関東御下知案むまの次郎ひやうゑ(力)まはるけち也

野中次郎入道正行与兵庫馬次郎兵衛資時相論 豊前國野中郷内資時分領
事、

右、擬召夫之處、如資時去十八日和与状者、就西妙當(郷譲状等)、正行訴申之間、資時令候、申披子細之上、所詮、以資時知行
内冠師野村 東限河中 西限唐門大尾
内冠師野村 東限河中 西限唐門大尾
内冠師野村 南限岩原谷 北限 大谷 河江原寺居垣本系永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河岩木壹町、棕本七段、江副参段卅一、
令和与一畢、此外田畠山野等者、資時并舍弟等無相違可領知也、向後互不可有違乱云々、如正行同日和与状、加署父融念
者、以資時分領冠師野村 東限河中 西限唐門大尾
北限大谷 并河江原寺居垣本系永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河岩木壹町、棕

本七段、江副参段卅、所令和与也、(以下欠)

(4) 河つの名藤次郎分差出 一三・六センチ×二九・八センチ
〔端裏書〕
「差出」

河つの名藤次郎分差出

合

たかす
一所壹段田地 定米五升納之

以上

右、此外者一反十代も相拘不レ申候、仍指出之状如レ件、

天正七年己卯八月廿八日

古松主支
〔略押〕

そひ村

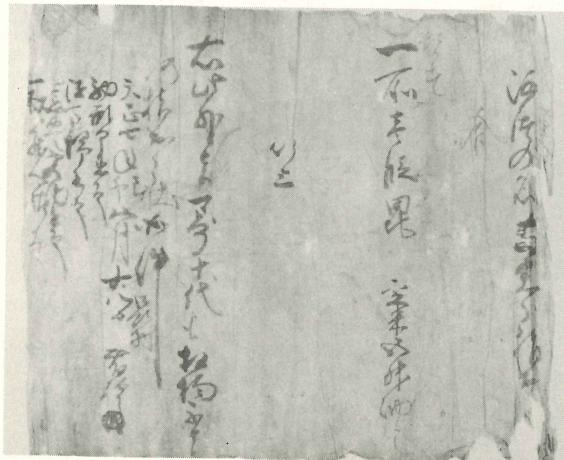
藤次郎 (略押)

西刑部丞殿

得万掃丞殿

荒巻宮内丞殿

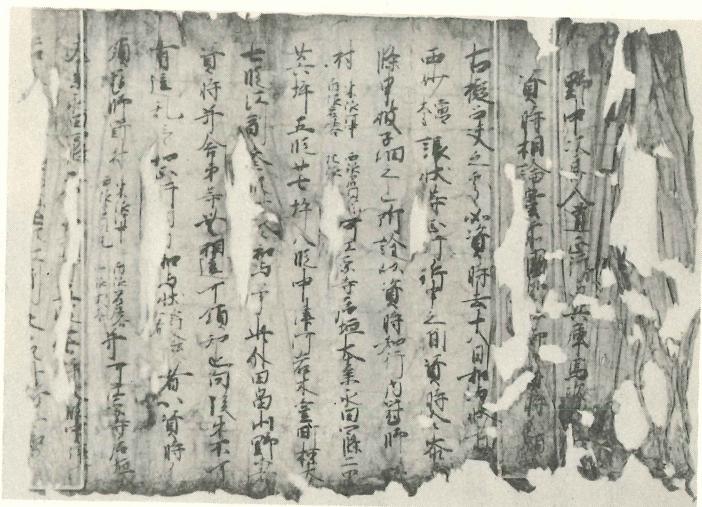
一松藏人佐殿



柳野文書 (4) 河つの名藤次郎分差出

(5) 賀宇藤名内差出 一三・二センチ×三一・五センチ
賀宇藤名内差出之事

合 壱反田地 タカス土貢米
納之、五升延ニ而讃岐
一外五合

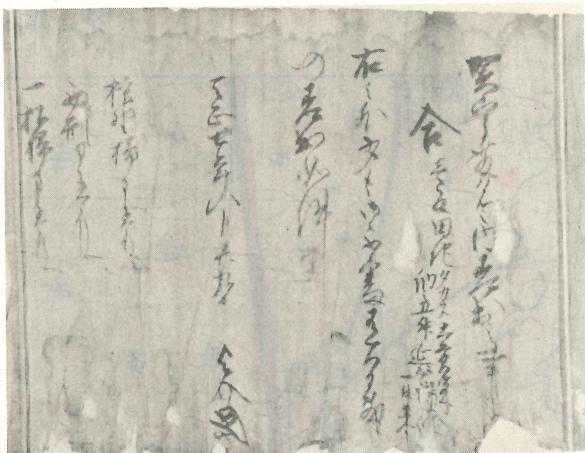


柳野文書 (3) 関東下知状案

右之外、少も御不審有間敷候、仍差出如レ件、

天正七年八月廿九日

与介（略押）



櫛野文書 (5) 賀宇藤名内差出

櫛野掃部丞殿

西刑部丞殿

一松掃部丞殿

この中で讃岐升が確認されるが、これは永弘文書（『大分県史料』(5)）にも多く検出され、宇佐宮の収納升であつたことが判明している。

(6) 荘園絵図断簡

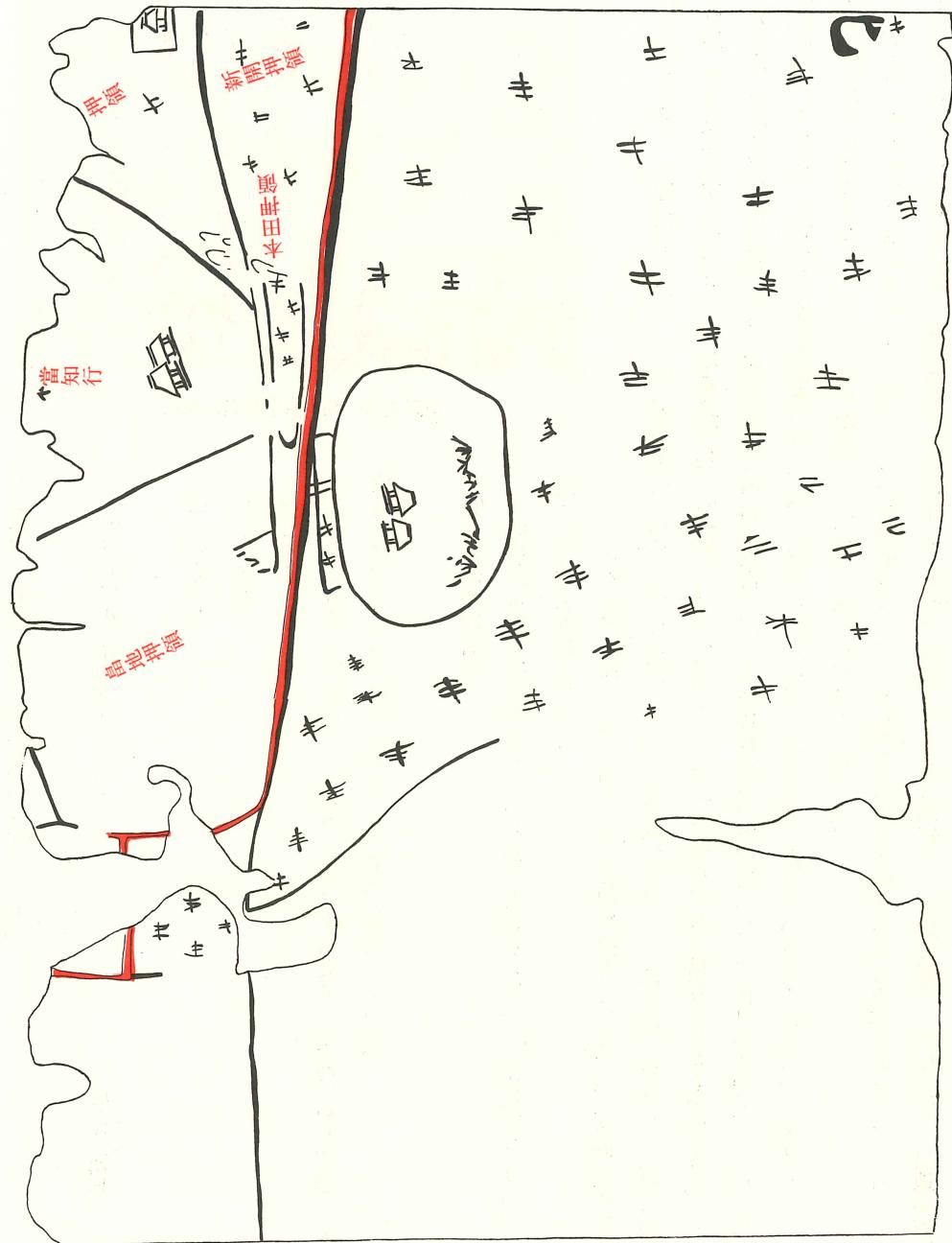
三葉がばらばらに分離されているが、もともと同一の莊園絵図であり、保存状態は悪く破損が顕著である。

今までに確認された九州に関する莊園絵図としては、(1)「薩摩国伊作莊内日

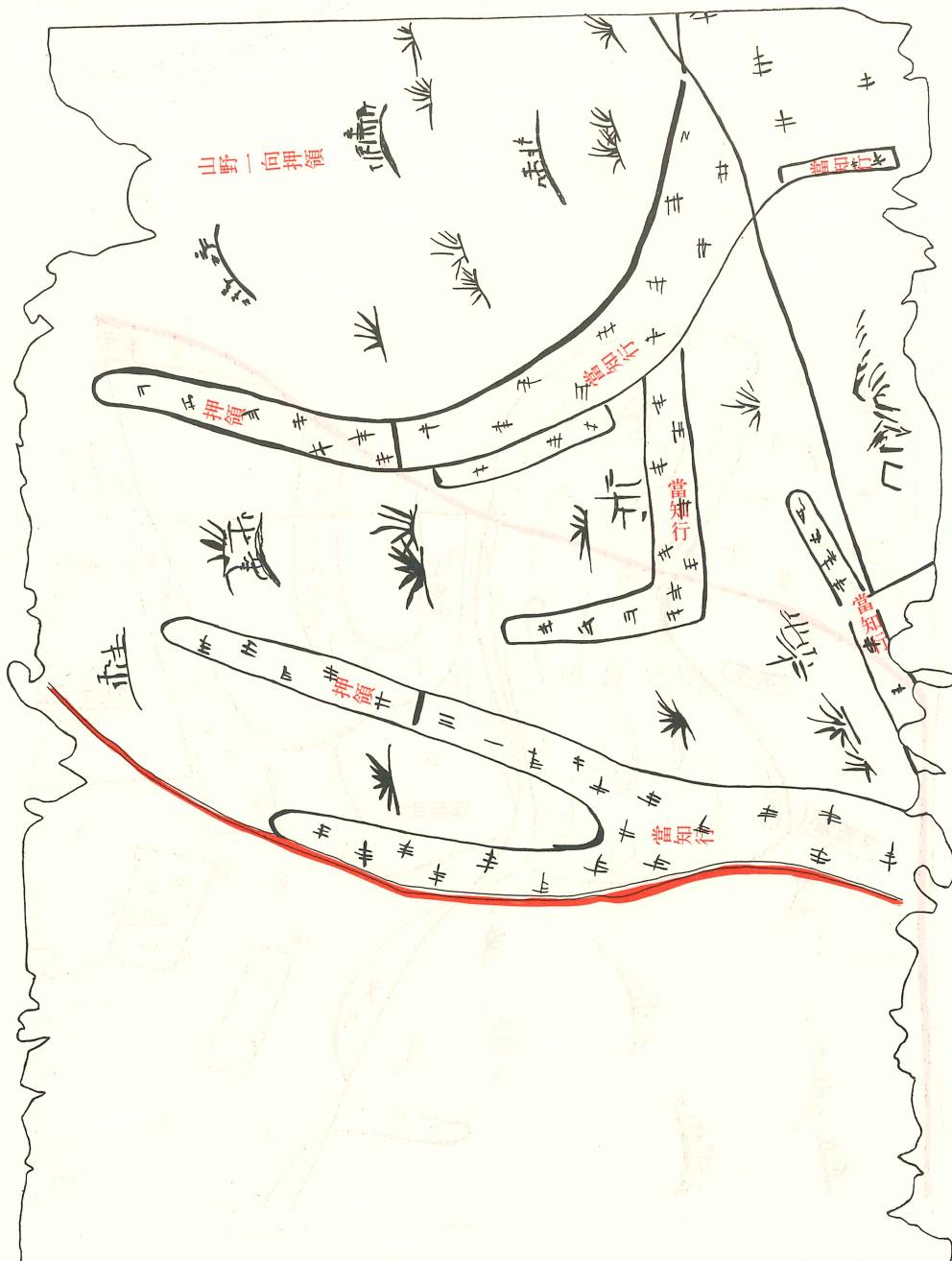
置北郷下地中分図」（『島津家文書』）、(2)「豊前小山田社放生殿市場図」（『小山田文書』）、(3)「筑前国宗像郡六十二村古図」（宗像神社所蔵）の三点が判明している。(1)は鎌倉時代、(2)は応永廿年（一四一三）、(3)は近世初頭に描写されたものである。ただし、(2)の「豊前小山田社放生殿市場図」は「豊前宇佐宮和間浮殿市場図」と称されるもので、決して小山田社を表現したものでないことを付記しておく。なお、今回の莊園絵図断簡の発見は、九州では四点目、大分県内で二点目ということになり、注目すべき大発見であつたと言わなければならぬ。以下三葉の断簡について、具体的に見ることにする。

A……二九・ハセンチ×四〇センチ。「北」字の一部が確認され、この断簡は四至の北限であることが判明する。「廿」「卅」の記号は田地を意味すると考えられ、家屋五軒が認められる。また、極細字で「本田押領」「新開押領」「當知行」「畠地押領」と朱

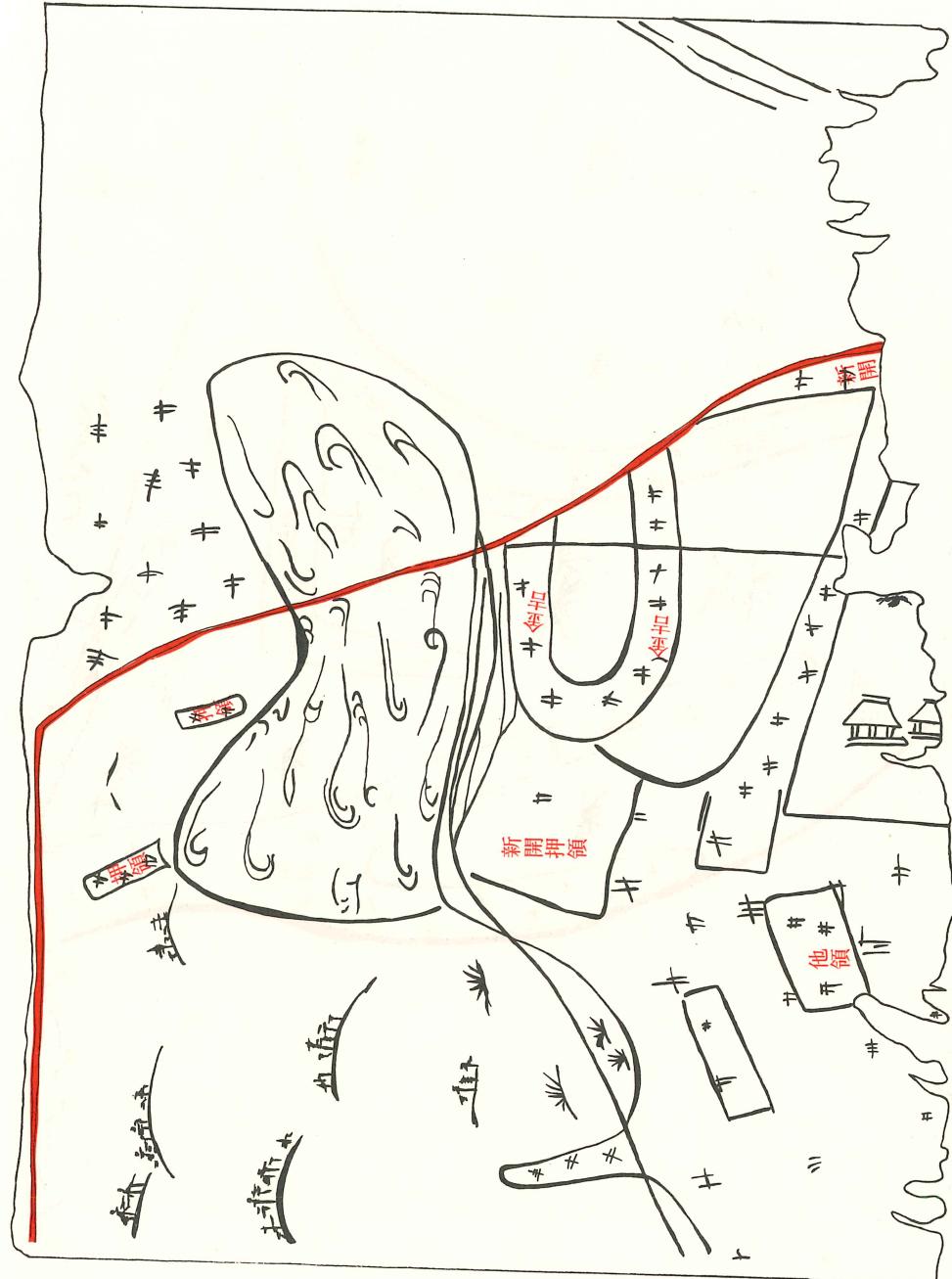
図版A



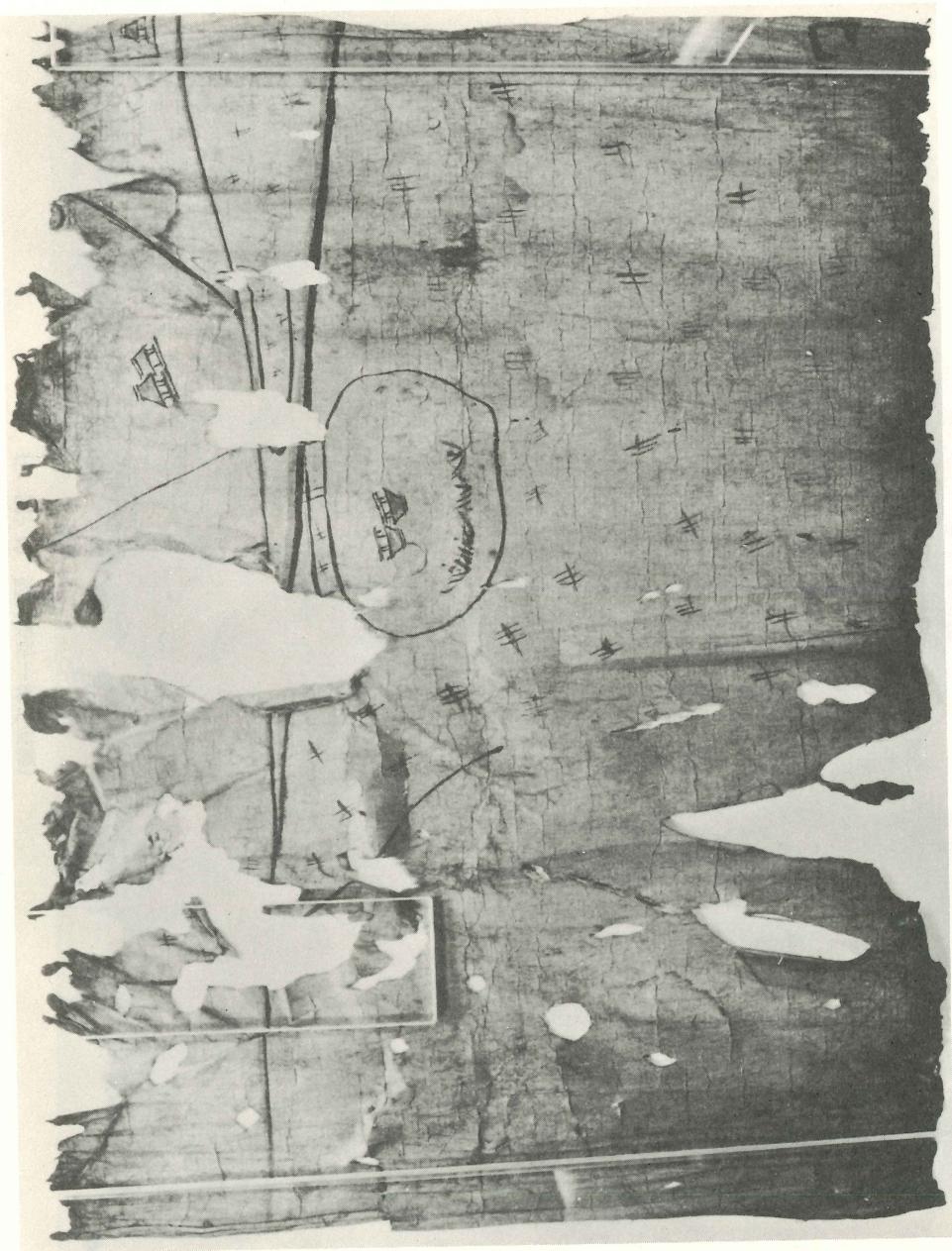
B 莊園絵図



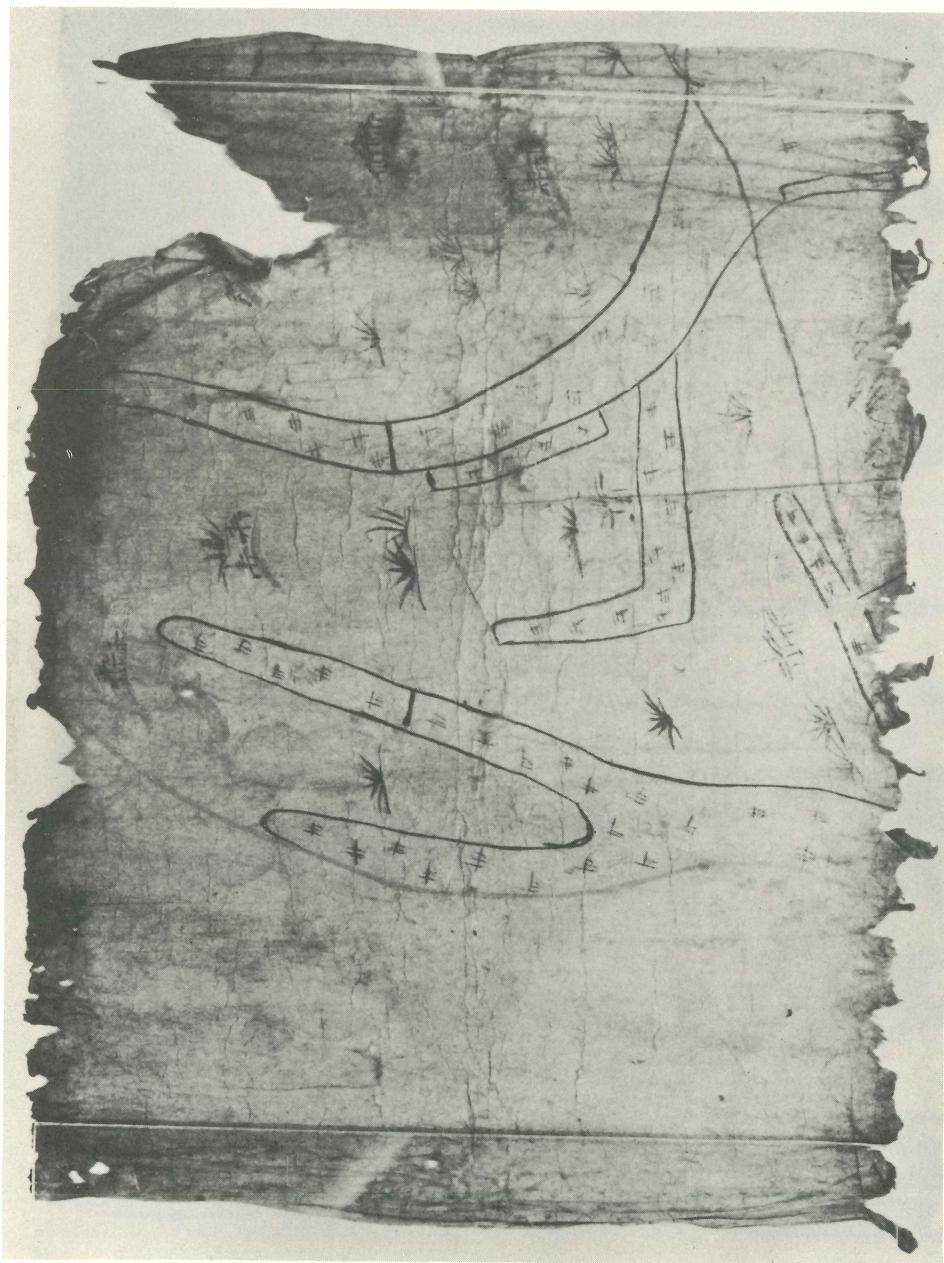
C 地図 絵



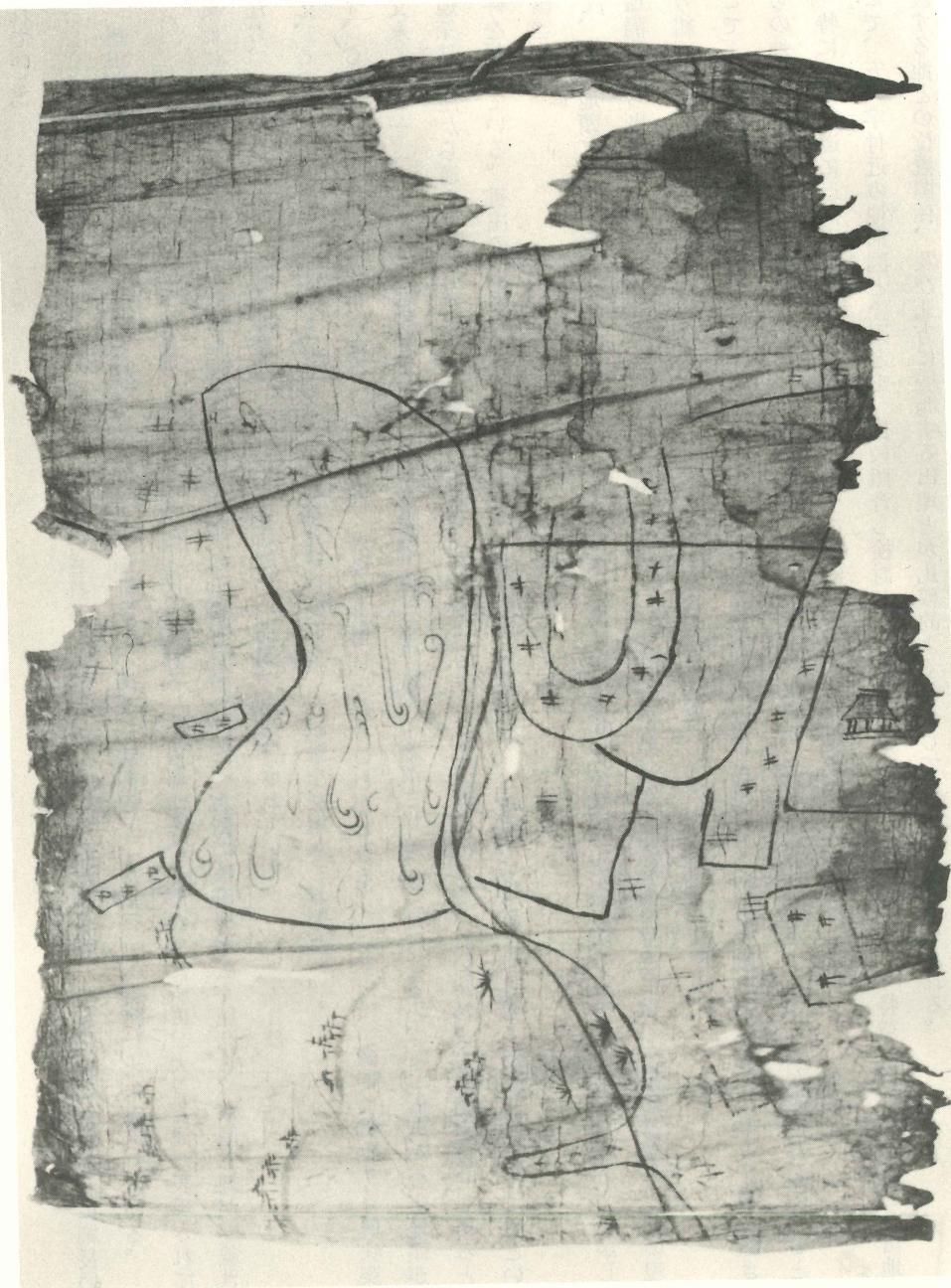
A 荘園絵図(柳野一美氏所蔵)



B 荘園絵図(横野—美氏所蔵)



C 荘園絵図 (柳野一美氏所蔵)



書されている。

B……二九・八センチ×四〇センチ。Aの下部と接合されるもので、山林や原野が表現され、それに食い込むように細長い田地が延び、新田開発がかなり進展している様子が知られる。極細字で「山野一向押領」「當知行」「押領」と朱書されている。

C……二八・八センチ×四〇センチ。これはBの左側と接合される。中央部からやや下がった所に、大きく池が表現されており、その東側には山林・原野が控え、また池の南側には若干の田地も看取される。北側には田地が広く届けし、家屋一軒が記載される。なお、極細字で「金吉」「新開押領」「押領」「新開」「他領」と朱書されている。

次に、この莊園絵図の成立年代・成立事情・現在地比定に關して、一試論を提示しておきたい。

まず、Cの中に朱書されている「金吉」について、大きな手掛けを得ることができる。たとえば、金吉に関連する興味深い記述が、文永二年（一二六五）頃と推定される少宮司兼番長宇佐保重申⁽⁶⁾状案に確認される。これによると、下毛庄内の金吉地頭が宇佐宮領の規矩郡貫庄から運上されていた二月の御祭御供菓子を抑留したというもので、しかも、この時持夫を陵礫刃傷せしめるという一大事件を起している。貫庄の運上夫一向は豊前道を通行していたはずであり、下毛郡においては高瀬—湯屋—永添—大貞というコースに該当する。

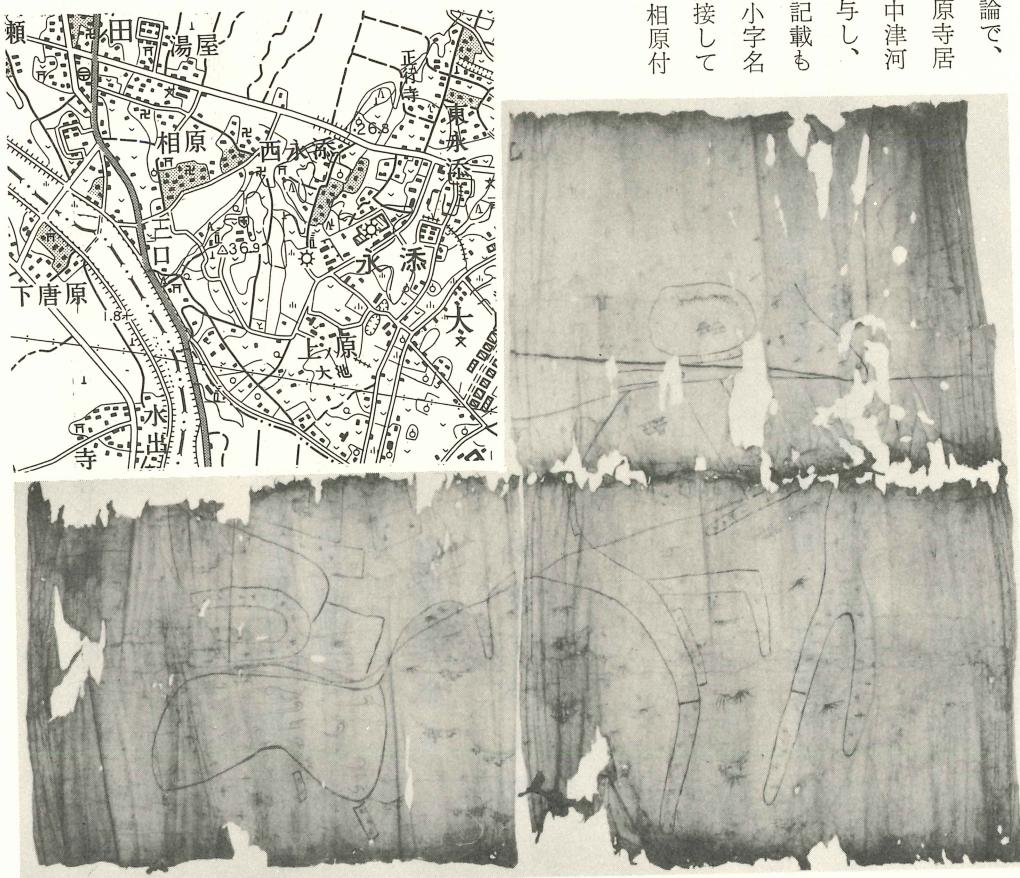
さて、金吉地頭についてであるが、その名字から下毛郡の金吉（耶馬溪町大字金吉）が本貫地であったと推定される。しかし、わざわざ遠隔地から出向き、濫妨狼籍を働いたと考える必要はないようと思える。むしろ豊前道付近に彼の所領が存在し、その現地支配に取り組んでいたと考えるべきであり、その一つがCの金吉であると理解した方がより自然である。

ここで下毛郡内における「金吉」の小字名を検出すると、中津市大字上宮永・相原・合馬・今津に現存していることが把握される。これらの地域に、かつての金吉地頭の散在所領が存在していたと考えられ、絵図も中津市の五大字のどこかを描写していると推考される。特に、豊前道に近接するのは、大字相原ということになり、有力な候補地ということになる。

そこで、五大字付近の地形図と絵図とを、比較照合し検討してみると、図1の相原付近となる。特徴的な細長く伸びた田地と西側に位置する池との位置関係、及び北方に展開する田地とが比較的よく符合していることが認められる。

次に、絵図作成の契機についてであるが、絵図と同様に断簡で破損の顯著な閑東下知状案との関連が注目される。これは野中次郎

入道正行と資時との野仲郷内貞時分領に關する相論で、詳細な内容は不明である。冠師野村と野仲郷河江原寺居垣本糸永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河（山国川）岩木一町、棕本七段、江副三段卅代を和与し、この外の田畠山野等は資時と舍弟等が領知すべき記載も見られる。同文書中の本糸永・棕本に關して、現小字名から検出すると、中津市大字相原に糸永、また隣接して同市大字永添に棕木が現存している。とすれば、相原付近が中世において野仲郷であったのか、否かが問題となる。この点建武元年（一三三四）の沙弥田證置文⁽⁷⁾に、「野仲郷御神領福光名」とあり、また「於御神領」者、藍原并弥勒寺御領ハ、次男弥五郎實平あいわかざるゝそしの合力をもて、社役をまたうし知行すへし」と見え、相原付近が野仲郷であったと考えられ、有力な傍証ともなりうる。以上のように絵図と古文書とは密接に相關連することが想定されるが、このことから絵図は相論に伴って提出された相論絵図の上に、相論裁許による、下地中分の成立によつて、朱線が施された中分絵図であつたとも推察されるが確定はできない。



莊園繪図接合状況

三 御家春雄氏所藏文書。三光村大字西林

襖の下張りに使用されていた古文書で、上毛・下毛・宇佐郡等の寺社関係文書七十四通が現存し、それらの内二通を紹介しておく。

(1) 宗旨改手形 二六・九センチ×四〇・五センチ

宗旨御改手形之文

一 寺僧召仕門前共、御法度之切支丹宗門ニ而、無御座候、

一 宗旨御改帳面判形仕候通、拙僧召仕僧俗男女共、常々之行候、胡乱成儀無御座候、若疑鋪者御座候ハゝ、早速可申上候事、
一 寺内門前共、胡乱成浪人一切差置申間敷候、万一慥成浪人指置候ハゝ、御断可申上候、為後日仍而如レ件、

無本寺

右、寺無住ニ付、拙寺代判仕、指上申候、已上、

嘉永五年子四月

真言宗 神護寺

同宗吉祥寺

貫應(花押)

今泉太郎右衛門殿
村山善兵衛殿

(2) 宗旨改手形 二七センチ×四〇・九センチ

宗旨御改手形之文

一 寺僧召仕門前共、御法度之切支丹宗ニ而、無御座候事、

一 宗旨御改帳面判形仕候通、召仕僧俗男女共、常々之行作胡乱成儀無御座候、若疑鋪者御座候ハゝ、早速可申上候事、
一 寺内門前共、胡乱成浪人一切指置申間敷候、万一慥成浪人差置候ハゝ、御断可申上候、為後日仍而如レ件、

京都御室御所仁和寺直末

嘉永五年

真言宗 吉祥寺

貫應(花押)

今泉太郎右衛門殿

村山善兵衛殿

四 竹井治之氏所藏文書。三光村大字白木

(1) 宇佐宮修理所別當吉用勒負褒狀

覺

一斧

壱挺

右者、三ノ御殿御社始御神事為御用、御寄進遣請取申致社納候、誠御深信之至存候、以上、

宇佐宮修理所別當

吉用勒負(花押)

享保拾九年庚ノ二月廿七日

下毛郡土田村

鍛冶藤右衛門殿

(2) 宇佐大宮司宇佐公誼褒狀

覺

一斧

壱挺

右者、享保十九年寅ノ一月於^ニ新立^一、三之御殿御社始御神事御執行之砌、先代藤右衛門被^レ致^ニ寄進^一、尋^ニ旧例^一此度被^レ致^ニ奉納^一条、奇特之至存候、以上、

宇佐宮大宮司從五位下 宇佐公誼(花押)

安政四月己正月日

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

(3) 到津大宮司執事某副状

覺

一斧 壱挺

右者、享保十九年寅二月於^ニ斬立^一、三之御殿御社始御神更御執行之砌、先代藤右衛門被^レ致^ニ寄進^一候、尋^ニ旧例^一此度被^レ致^ニ奉納^一条、
奇特^(奇)之至存候、以上、

安政四年
己正月日

到津大宮司
執事^(印)

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

(4) 即乘坊褒狀

當管刹仮堂再建ニ付、斧立山寄附材運送方格別尽力之段、寄特^(奇)之至ニ候、尤此条記録ニ相載セ置候得共、寸墨を以挨拶申入候也、

豊前国四日市

管刹輪番

即 乘 坊 (印)

明治七年
戌十二月

下毛郡
土田工十郎殿

五 櫟木晋一郎氏所藏。三光村大字田口

櫟木家はかつての箭山社の神宮寺である大日寺の社僧で座主職の地位にあったが、明治時代に神主に転じ現在に至っている。当家には「八面山縁起」・「八面山順拝次第記」(仮題)といった古記録をはじめ、牛玉宝印の版木・棟札・位牌等が大切に保管されている。

(1) 棟札

(B) (表) (大日如來)
(ア) 當寺中興權僧都普門祐玄 尊[□]_(靈カ)

(靈カ)

(裏) (表) (大日如來)
(ア) 元禄三年正月十六日

(裏) (表) (大日如來)
(ア) 實政九年丁巳六月八日

尊靈

(C) (表) (大日如來)
(ア) 八面山座主前大日寺權律師智潭

尊靈

(D) (表) (大日如來)
(ア) 権大僧都嘯山法印

(E) (表) (大日如來)
(ア) 安政三年年八月晦日

(F) (表) (大日如來)
(ア) 八面山中興開山權大僧都法印智永大和尚

(裏) (表) (大日如來)
(ア) 尔時嘉永六年七月廿有八日滅

座主 大日教寺九拾世大部卿

(注) (F)のみ「過去帳」から抜粋し補充した。

享保十八癸巳年四月二十八日
當山前座主權大僧都桂觀祐音大和尚

(3) 八面山縁起

この古記録は現在までに一点発見されている。それらは当家所蔵の天和二年（一六八二）のものと、永弘氏一氏所蔵（宇佐市大字南宇佐）の元禄二年（一六八九）のものである。記載内容は同一であるが、若干語句に小異が認められる。ここでは櫟木家蔵本を原文のまゝ紹介しておく。ただし、返点・送り仮名は原本のままである。

八面山縁起ノ序

豊之前州下毛ノ郡諫山ノ郷八面山ハ者、八幡皇大神御遊行之靈場^(レシテ)、聖母大明神應現之靈跡也、古老ノ傳ニ曰、昔此山盛ニノ而、堂社佛閣數十宇、寺僧社官戴辰運歩之勤仕無レシ有ニル「怠慢」矣、雖レ爾^{リトエシナ}緑謝即滅難レ^ク免^ム、去^ル天正年中、權旗聳ニ東西ニ^ニ、電轍閃ニ^ニ

北ニ、凶賊溢三隣里ニ、兵火至ニ、干坊舍ニ、餘炎及ニヒ山上ニ、社殿梵刹咸成ニ、灰燼一、尔ヨリ往百有余載荒廢畢、爰ニ彼山之座主大日寺兼猪山神護寺祐音、有レテ由ヘ歸ニ投羊僧ニ、延レ予冀カフレ令レントヲ至ニラ干山上ニ、因レ茲延寶十辛酉ノ天、與ニ彼法師ニ同レシ志ヲ、
將レニ登ニント山頂一シ、石厓嵯峨ト難一タ跋陟一、又雲霧晦迷攀躋者稀也、跨ニ峻壁一、身疲ベ凌ニ深谷一ヲ力竭、數憩息メ見ニルニ其ノ頂一ヲ、悅ニ惚似レタリ夢ニ似レタリ寤ニ、不レメ乘レ查忽チニ入ニ雲漢ニ、不レ葺ニ靈仙樂一ヲ、而モ得レタリ見ニル「ヲ神窟一奇哉、未レスメ繁茂ナルハ、顯ニス佛智廣大之德一ヲ、松風彈レシ琴ヲ、池浪調レ鼓ミヲ、靈花驚シ目ヲ、奇香悦レ意ヲ、人間ニ莫レ比スル、寧シロ疑ニフ天上カト、殊ニ此山ハ象ニ八葉九尊之兩界一ヲ、西北滄海漫々タルハ、表ニシ金界鑄字之智水一ヲ、八面之山ニ齋等トモ巍々、模ニシ胎藏八葉ノ之心蓮如レシ鏡号ニ御手洗水一ト、又タ望ニ見ヒハ東方一ヲ、宇佐馬城ノ峯目下也、又歷ニ覽スルニ千南ニ、有ニ一ツノ湖水、東西廣ク南北狭、約計スルニ數十項、甘水常ニ湛其ノ流遠ク出ニツ郷村ニ、千派通決シテ百穀豊登タリ、是誠ニ所ニ以爲ニ神明ノ利民濟度一ヲ也、西ニ觀ルニ高サ五六丈有餘ノ之大石碣焉、則号ニス和与石一ト、昔有下八幡皇太神與ニ法連上人、於ニ此石ノ許和与シ玉フ因由上矣、又タ西峯云處ニ、高巖峙其下ニ激ニ千尋ノ清瀧一有レ流号ニ斯秋川一ト、又タ乾ノ方可ニ五六町ニ有ニ大日寺及六坊ノ奮跡一、北方ニ隔ニ二十余町一ヲ、有ニ猪山ノ社殿一、又遠ク眺望スルニ薦社三角之寶池、水泓澄神明ノ威光鎮映ス浪ニ、古記ニ云、八面山ニ者薦ノ社之ノ奥ノ院ト、皇太神常ニ御遊行ノ之勝地ナリ也、地勢靈物不レ能ハ盡ニ染翰者矣、干レ時ニ祐音法師歎下息旧記ノ罷ニ兵火ニ焼失上、時要ニ余ニ作ラン「ヲレ之ヲ、固辞スルニ不レ免、幸イニ得ニテ宇佐ノ宮詫宣集及奮記等一ヲ、略抄摭取、聯以不レ加ヘ私辨一ヲ、書ニ千白麻ニ云尔、

(マ)時天和貳年孟春

宇佐社僧惠海法師謹拜書

聖母大明神ト云ハ者、乃チ人皇十五代ノ帝神功皇后ノ御靈号也、聖武天皇ノ御宇神龜五年、示ニ現シ玉フ筑前ノ國香椎ノ宮ニ應現、其後嵯峨ノ天皇、御宇弘仁年中ニ、有ニテ詫宣^{スイシヤク}垂迹シ玉ノ者也、日本紀第九ニ云略抄、貌容壯麗也、辛ノ己ノ歳十月一日生、年三十二ニメ即位、都ニシエフ大和ノ國十市ノ郡盤余絕里稚櫻ノ宮ニ、庚ヘ辰ノ歳ノ二月、仲哀天皇崩御、神功皇后甚傷^{イタク}玉フ、天皇不レ從ニ神教ニ而早崩シ玉フ「ヲ也、神功皇后為レ知ニンカ所レ崇之神ヲ、更ニツクリイツキノ宮ヲ於小山田ノ邑ニ、隨ニヒ神ノ教訓ニ祭レリ玉フ之ヲ、請キ曰、先キニ教ニ玉フ前皇ニ者是誰神ミソ矣、願クハ知ニン其ノ名ニ及レ迄ニ七日ニ答託シ玉フ、伊勢ノ國鈴幸宮ニ所レ居神ナリ、皇后於ニテ権日浦ニ、解レ髪ヲ臨レ海ニ曰、吾レ被ニ神ノ教ヘヲ欲ニ涉レ海ヲ、而為レシ髻、謂ニ群臣ニ曰玉ハク、夫レ興レ師^{イカサム}動レ衆國ノ之大事ナリ、今マ有ニ征伐ニ以レテ事ヲ付ニ群臣ニ吾女身ナリ也、加^{マタ}以不レ肖、暫假^{タカラク}形チヲ強チニ起シ雄略^{トヲ}、上ミハ蒙ニ^{シタマ}神祇之靈^ヲ、下モハ依ニ^{シタマ}群臣ノ助^{ケニ}兵甲渡ニ^{シハセキ}嶮浪^ヲ、整ニ艦船ヲ求ニ財^{タカラク}土ニ^ヲ、若シ事ト就^{ナラバ}者群臣共モニ有レ功、四月皇后至ニリ松浦ノ縣ニ^{アガタニ}祈^{ウタキテ}曰玉ハク、若シ得^シ西ノ國ニ者、釣リ必^ス得^レン魚ヲ、即チ釣ニル年魚^ヲ、仍^テ秋九月令ニ諸國ニ集ニシメ船舶ヲ練^シ三兵甲一衆來聚、將^ス渡ニ^シ蒼波^ヲ、於レ^テ是ニ使^セ二人ヲ於西海ニ有リヤ國乎、還^リ來テ奏メ曰サク、不^レ見レ有レ^ル「ヲ國、又タ遣ニ^テ他人^ヲ令レルニ見セ、經ニ^ハテ數日ニ^ヲ歸テ奏メ曰斯^ス西北ニ有レ^リ山、雲横組蓋シ有^{ラン}國牟、爰ニ皇后當ニ^リ干開胎^ヲ之時、取レテ石ヲ挾^ム腰ニ而祈^シ言玉ハク、事竟^テ帰ラム日ニ産^シ玉ヘ於茲^ヲ、曰^フ新羅建^{シヨリ}國ニ以來タ、未^タ嘗テ開ニカ海水^ヲ「ヲ國ニ、若シヨ^シ天運盡而國之為^シ海ト乎、其ノ言未^タ訖^ハ之間タニ、船師滿レ吹便^チ到ニル新羅國ニ之時、隨^フ船ニ潮浪遠^ク至ニル國中ニ、即チ知ニ天神地祇悉^ク皆助^一玉^ヲ歟、爰ニ新羅國ノ王戰慄^{セリ}、則集ニ群臣日ノ本ニト、亦有ニ^リ聖ノ主^キ、天^ヲ皇是^レ必^ス其ノ國ノ之神兵也、豈レヤ可^ニ擧^レ事軍ヲ以^テ拒^セ之^ヲ乎、即チ以^テ面縛^シ封^圖降^テ王船ノ前^ヘニ叩^ヘ頭^ヲ、從レ今^ニ之以後、長ク與ニ乾坤一伏^ニ為^シ二餉部^ヲ、毎年貢^シ獻神功皇后遂^ニ入ニ^{マシテ}其ノ國ニ、封ニ重寶^ノ府庫ニ^ヲ、收ニ^{マシテ}圖籍文書ニ^ヲ、干^シ時新羅國王^ヲ、以^テ金銀彩色綾羅縫綑絹^ヲ、載^シ八十艘^ヲ貢^ニ日本國ニ、自^シ其以後、朝貢^シゲ^リ

不_レ絕矣、高麗白濟兩國ノ國王、聞ニテ新羅ノ之降伏_一ヲ、自來承解叩頭、疑曰_ク、自レ今以後、永ヤク稱ニ西ノ蕃_一ト、不_ニ朝貢_一悉_ク以_テ歸伏_ス、於_レ是ニ皇后還_{ニテ}於竹志_一、冬十二月、於筑前ノ國那珂_カ郡蚊田村_ニ今名宇美ノ、誕ニ生シ玉_ブ皇子_一ヲ、則チ誉田天皇是レ也、皇太后ノ治世六十九年、己ノ丑ノ四月十七日春秋一百歲、葬于大和ノ國漆下郡狭循列池上陵_ニ
(添) (マ)

一八幡皇太神ト云ハ者、乃人皇十六代、帝應神天皇、仲哀天皇ノ第四ノ子、御母ハ神功皇后也、四歲ニメ立春宮_{トウグリ}ニ、七十一歲ニメ御即位、治世四十一年、元年庚寅ノ八年唐人来ル八十艘、十五年東夷等ヲ討平之、造レ玉_ブ國ヲ武内ノ之功也、二十三年新羅ノ軍サ来ル、廿九年渤海客人来ル、凡ソ此ノ天皇濟レ民ヲ施_{ホトコロ}ナリ仁ヲ、非ニ凡慮之所セ測、非ニ言語ノ之所及、万機之政リ一天之ノ化、唯タ以三不思議_{スル}ヲ為レカ事ト而己_マ、三十一年庚午ノ二月甲午朔戊申ノ十五日、天皇春秋百十一歲ニメ崩シ玉_ブ、葬ニル千河内ノ國志紀ノ郡惠我藻_{ミササキ}ノ陵_ニ、

一應神天皇御垂迹之事、宇佐御託宣集ニ云、人皇十六代應神天皇四十一年庚午ノ二月十五日、一百十一歲ニメ崩御_{ヨリ}以來タ、彼ノ御靈自三仁德天皇元年辛_未ノ迄ニ金刺_{カクチ}宮ノ御宇三宮、御宇三十二年辛_巳ノ迄ニ震旦龍宮日本御修行千變万化_{メツジ}也、冥顯_{メイテン}御利生坐也、但シ未_レノ_タ三宿生_{アゲ}之尊号_一ヲ、未_レ顯先帝ノ之為レ_ト靈歟、金刺_{カナ}宮御宇一十九年戊子、筑紫豐前ノ國宇佐ノ郡菱形ノ池邊小倉山ノ之麓、有ニ_モ鍛冶之翁_カ、帶ニ_タ奇異之瑞_一ヲ、以ニ一身ニ現ニス八頭_一ヲ、人聞レ之ヲ實ニ見ント行ク時_キ、五人行ケハ三人ハ死、十人行ケハ即チ五人死、故ニ成ニ恐怖_一ヲ無ニシ行ク人一ト、於レ_テ是ニ大神ノ此義行_テ見レルニ之ヲ更ニ無ニシ人、但ク有ニ金色_一ノ鷹之在ニ_ル林上ニ、致ニシ丹祈_ノ之誠_ト問ニ_テ來由_一ヲ曰、誰之成_スヤ_ハ變_フ乎、君_ノ之所レ為歟、忽ニ化ニ_テ金色ノ鳩_{ハト}飛_ヒ來リ居ニ_{マジマス}杖_{ツバ}上ニ_ニ、爰ニ知神變_{可_ミキ}「ヲ利ニ_ス人中_一ヲ、然ル間比義_{タチ}斷ニ五穀_一經_ニヘテ三年一_ヲ之後_テ、同天皇三十二年辛ノ卯ノ二月十日癸_ハ卯ノ、捧_レ幣_ヲ傾_レ首_ヲ申、若シ於為レ神者、可_レ顯玉_ヲ我前_{ヘニ}、即_チ託_メ三歲小兒ニ立ニテ於竹葉_{ヨウ}ノ上ニ_{ヘニ}宣玉_{ハク}、辛國_{カク}乃城爾天降_ヒ八流之幡天、吾者日本神止成礼、一切ノ衆生左毛右毛任_セ心ニ多、釋迦菩薩之化身、一切衆生遠度_ト牟_{ドセム}神道止_テ現_ル也、我者是礼日本人皇十六代譽田_{ヒヂタ}ノ天皇廣幡八幡麻呂也、我名於曰_ヒ護國靈驗威力神通自在王菩薩_ト布、國々所々仁垂ニ_ハ跡於神道ニ留者、

斯後^{コソ}テハ者^ヲ大御神与ニ義^ヲ比常御物語^{シ玉フ}、非餘人ノ之所^{レニ}聞、依ニテ大敬ノ之實^ニ、以ニテ比義^ヲ任一祝職^一、又タ無ニシ別^ノ之社職^一、公家有ニテ御願ノ之事ト被レ^ル、祈申之時者、敬ニテ比義^ヲ以為ニノ神躰ト之間タ、比義向ニヒ御山ニ捧ニケ幣帛^ヲ、奉ニ神語^ヲ勅答^{トラスノミ}申耳、始夫^{タツ子ミルソレ}比義^ハ者不レ知ニ何国人一ト、不レ^{ワキマヘ}弃ニ誰レノ家ノ子一ト、来自然ニ長生ノ道^{ヨリ}衝天山高^ム、出ニ^ツ靈威神妙之ノ底^{ノソコ}ヨリ氣宇淵深ニ^メ其形^チ似ニタリ仙翁^ヲニ、其^ハ首ニ戴ニ^{タハク}靈帽^{ハカラ}、莫ニシ人以測^レ之^ヲ、莫ニシ世以^テ名^{レル}之^ヲ、大イニ^{フクミ}含ニ玄冥^ヲ之神也、只タ此ニ^ス凡聖之義^ニ或作^レ岐不可^ニ、故以ニテ大神一ヲ早為^レ姓ト、以ニ比義^ヲ可^レ為^レ名ト、由有ニ^リ勅定^ニ非ニ^ス私ノ計^{一ニ}、直嘆^レ之故也、

一和与石ノ之事、宇佐ノ詫宣集ニ云、人皇四十二代文武天皇五年大宝元年辛ノ丑、八幡大神為ニ濟度^一向ニヒ玉フ唐土^一ミ、又タ歸^リ來玉フ、北辰神最初小倉山ニ天降現^レ座ス、小倉山ノ大神御修行之、次ニ至ニ^リ玉フニ此ノ峯ニ語ニ^ツテ北辰ニ而言、我礼一所爾住座^{スミシマ}天、法界ノ衆生利益乃願乎發佐^{タヨコサ}者^{テイヘリ}、

北辰申^テノ曰ク、

從レ此利西方彦山仁神座湧、有三十万金剛童子^一利、申ニテ其權現ニ天、以ニ寶珠^ヲ一切衆生平度志給江止^シ者、大神渡^一向テ彼ノ山ニ而^ノ玉ハク^{タメ}來着^{チヤク}世利者、爰ニ法蓮聖人來着^メ而申ス、權現ノ如意寶珠我未^{レズタ}見、如來今ニ以テ可^レ令^レ見^レ之^ヲ由シ令ニム修法^{一セ}、然ルニ班蛇入ニレテ珠ヲ於口ニ而來ル、自ヨリニ右室ノ之中^一、輝ニ光リ^ヲ於外ニ^ト置三千行者前ニ^ニ、此ノ間タ仙翁年來奉^レ仕^ハ而言ス、斯ノ玉可^ニ與^レ我^ニ給^一也、聖人言^ク、數年之間^タ所ナリ行出^一也、不^レ可^レ渡^ス之^ヲ、翁申^ス僧^ハ即持ニ三帰五戒^ヲ不^レ可^レ惜レ珠者^{ハレハ}聖人言^ク可^ニ相計^一云云、翁去^テ後^チ見^レ玉フニ袖ヲ無シ^レ珠、聖人發ニ瞋恚^{ニシニイ}一^ヲ、置ニ般若^ク智印^一投ニ^ケ四方ニ^ニ、誦ニ^シ火界ノ真言^一ヲ、念ニ^ス四角ノ之處^一ロヲ、翁為ニ^{ルノ}逃行^ニ火出^{アヤ}燒^レ山^ヲ今燒尾是也、翁難^レ過而帰來^リ奉^レ返^シ珠^ヲ猶^ヲ入ニ^ル聖^ノ意^ニ、又奉仕シテ而申ス、心口往氣^{キニ}度^ス止^ト計可^レ被^レ仰^セ志、年來奉仕^{スル}「モ在此ノ事ニ利者、聖人雖レトモ無シト度^ス之心^一、^ヲマシイニ^レ愁^レ被^レ出^ニサ^シ渡^{タスノ}之^{言ハ}、畢^ス翁悅^ンテ去^リ行^ノ之後^チ、見^レ玉フニ袖ノ中^ヲ又タ無^レ珠^マ、發ニ^シ大イニ瞋恚^ニ今度ハ自身追^行、豐前ノ國下毛^ノ郡諫山^ノ鄉之南ノ高山^ハ者、大神ノ御母大帶姫ノ之御垂迹之洞也、登ニ彼高山ニ責^メ問^一、其^ノ聲^ヘ聞ニ^ク伊豫ノ國石^ヲ鏈^{山ニ}、大神變ニ金色^ノ鷹^ト召^ニ具金色^ノ犬^ヲ、飛ニ^ヒ返此ノ高山ニ^ニ、語ニ^テ聖人ニ而言玉ハク、我者八幡也、賜^ニ此ノ宝珠^ヲ而可^ニ利益一切ノ有情^ヲ、宇佐垂迹ノ之時、可^レ仰^ニ神宮寺ノ別當^ト、同心ニ可^レ靜^ニ護天下^ヲ也者、和^ニ永得^レ珠^給畢^ス、

高山タケノミネ者猪山タケノミネ之上ノ大嶽峯也、今申マウスニハ和与石シトキト者、尔時マシノ御座也、石躰シトキ大神現シテ在マジス、又金色マジスノ犬シマツノ麥石在レリ今ニ云云、

一比咩神タケミコロヒノ御垂迹之事ハ、宇佐タケミツチノ縁起ニ云ク、人皇第一神武天皇御母玉依姫之御靈也、聖武天皇ノ御宇天平年中ニ、有詫宣シテ示現也、宇佐ニノ之御殿、又タ住玉タケミツチ宇佐タケミツチノ郡安心院都麻垣タケミツチ宮ニヤニ、或記ニ云ク、玉依姫タケミツチ者、異國陳大王タケミツチノ娘正八幡タケミツチ御母也云云、

一猪山宮タケミツチノ之事、人皇四十六代孝謙天皇、弓削道鏡法師御寵愛之餘ヨシニ、可レ有三踐祚センソウ之由、以勅使和氣清丸タケミツチヲ、宇佐タケミツチノ大神宮タケミツチ御尋子有レルノ之時、神勅答タケミツチメ而言玉タケミツチハク、我朝神代以来、以レテ民タケミツチヲ為レスルノ王ト之例無シ之、依ニテ吾カ詫言スルニ如レクノ斯聞ニク非無レ之、名ニケ和氣タケミツチノ穢丸タケミツチト、断ニ兩足筋タケミツチヲ、垂ニ空船タケミツチニ被レル、流也、其時清丸一心ニ宇佐タケミツチノ大神タケミツチヲ奉ニル祈念シタコロニニシテ立彼ノ船打ニ寄ス宇佐タケミツチノ之瀆ニ、然ル處ニ來猪タケミツチ一ツ、副船タケミツチニ清丸取ニ付之ニ、上乗ニ彼ノ猪タケミツチニ忽ニ至ニ宇佐タケミツチノ宮南樓ニ、是偏ヒニ大神タケミツチノモト足シ立タケミツチヌ、神慮雍護アリガタキノ之有難タケミツチ銘ニス心肝ニ、此ノ時成ニ宿願タケミツチニ創ニス足立寺タケミツチヲ、彼ノ猪タケミツチ、立ニ帰今ノ之猪山ニ也、是則チ知ニ大神タケミツチノ変化タケミツチ一ナル一ヲ、於是造ニツテ社殿タケミツチ恒例タケミツチノ祭祀有レ之云云、

千時天和貳年二月日

大日寺大部卿智叟

〔註〕
(1) 成恒文書七卷二二号(『大分県史料』)(8)

(2) 『鎌倉遺文』(13)九三三八号

(3) 成恒文書七卷一〇号(『大分県史料』)(8)

(4) 成恒文書七卷九号(『大分県史料』)(8)

- (5) 「莊園繪図目録」（竹内理三編『莊園繪図研究』）
(6) 永弘文書五六号（『大分県史料』(3)
(7) 湯屋文書二卷二号（『大分県史料』(2)

〔付記〕 この調査において、三光村役場・三光村教育委員会・各所蔵者の方々のご協力を賜わり、また、新発見の柳野一美氏所蔵文書については、大分県総務部参事橋本操六氏のご教示を得えたことに対し、深く感謝の意を表したい。

八
面
山
と
神
社

伊
藤
勇
人

一 序 言

本稿の目的は、八面山と神社の関係を説くことにあるが、基本的視座は、この山と密接な関わりをもつ神社を対象とするもので、山麓に点在する全ての小社や石祠に及ぶものではない。

扱るべき史料は、主に『八幡宇佐宮御託宣集』と「八面山縁起」・「八面山峯入順拝次第記」・絵図等であるが、この山と社に関する史料類も看過できない。ことに縁起は、『太宰管内志』下巻に「八面山天和縁起」〔八面山天和縁起ノ序〕云々として引用され、『豊前志』にも「八面山天和縁起」として、その一部分を記すが、全文が公にされたことはない。よって、その翻刻を試み解題と考証を附すことは、本題の基本線を明確化することにもなる。また、「順拝次第記」は、本調査における新発見史料であり、明治以降、八面山の峰入について知る者は皆無である。故に、縁起と同様の基礎作業を試み、その現状を把握することは、本調査における目的の一つでもある。この両史料は、『託宣集』を基にして編まれているから相互の関係に言及する必要もあるが、限られた日子と紙幅のため、全て割愛した。

二 「八面山縁起」考証

(1) 解題

この書物は、八幡宇佐宮の社僧恵海法師が、天和二年（一六八二）正月に編集した八面山の縁起書である。現在、恵海の自筆本は伝わらず、写本のみ一本が知られる。一つは、箭山神社の宮司櫟木晋一郎氏の所蔵にかかり、今一つは宇佐神宮の祢宜永弘氏一氏の保管するところである。前者は、縦二三・六センチ、横一七・〇センチの冊子本で、題字に「八面山縁起之序」、内題にも「八面山縁起ノ序」とあり、全て一八葉からなる。表紙に緞子を用い、内装に金の切子をちらす豪華な装丁ながら傷損もみられる。各葉とも八

行からなり、一行に一二〜一三字を配して几帳面に筆記されているが、誤記・誤写もあり、その字句等は見せ消ちにしてある。

縁起全体は、序文と本文と奥付で構成され、序文には編集の動機とその方針、出典および八面山の概念を説き、本文は聖母大明神・八幡皇太神・応神天皇御靈垂迹之事・和与石之事・比咩神之御垂迹之事・猪山宮之事の五項からなる。奥付の「于時天和貳年二月日」は編集完了の年月日、「大日寺大部卿智夏」はこの縁起（櫟木本）の所有者名である。

さて、編者恵海の出自・経歴等は未詳であるが、彼を八面山の踏査に誘い、この縁起の筆録を要請した祐音法師については、若干知られる。それは櫟木家の古墓（三光村大字田口字荒田三三三七番地）に、彼の墓標があり次のように刻されている。

享保十八癸丑年

祐音法師 権僧都柱銘祐音 大徳

四月二十八日

この祐音法師は、関係資料から推して、大日寺中興権僧都普門祐玄大徳（元禄三年示寂）の弟子と解される。なお、八面山座主大日寺は、明治維新の神仏分離に際して復飾し、櫟木氏を名のり神職として今日に及ぶ。

次に、永弘氏保管の田部本は、元禄二年（一六八九）二月十六日、田部盛春⁽²⁾が手習のために書写したもので、他見を目的としているから悪筆に加え誤写・誤脱もあって、あるいは恵海法師の草稿本を書写したものかとも想像される。外題に「八面山縁記 全」とあり、巻頭に「八面山縊記 序」と筆写しながらも序の末尾には日付も編者名もなく、奥付にも成立に関する記述はみられない。この本は、のち宇佐宮社家の糸永茂昌の手に移り、明治四年十月下旬に一見した旨が奥に記されている。糸永氏は宇佐から転出するに際し、宇佐宮の歴代社家である永弘氏に、所有する史資料を寄託しており、この縁起もその一部として永弘氏の保管するところとなつたものである。縦一五・四センチ、横一一・三センチの半横帳で、全て十一紙綴。各葉表裏の行数と各行の字数は不定である。

以上の理由から、ここでは櫟木本を底本として翻刻することにしよう。

▲凡例▽
(2) 翻 刻

- 一 標木本を底本に田部本をもって校合し、校異は下欄に示した。
- 一 字体は現行の漢字に改めたものもある。
- 一 底本の返点・送仮名等は、煩瑣を避けるため省き、あるいは改めたものもある。
- 一 便宜のため原文に句読点を付した。
- 一 見せ消ちの字句の個所に、訂正のそれを採ったものもある。

△翻刻▽

(一葉オ) 八面山縁起ノ序

豊之前州下毛ノ郡諫山ノ郷八面
山ノ者、八幡皇大神御遊行之靈
塲ニシテ 聖母大明神應現之靈跡也。

古老ノ傳ニ曰、昔此山盛ニシテ 而堂社佛

閣數十字。寺僧社官戴辰運歩

之勤仕、無レ有ニ怠慢一矣。雖レ尓リトエント
即滅難レ免、去ル天正年中ニ旌旗聳ニ

東西一電載ゲキ 閃ニ南北一凶賊溢アブレ
(一葉ウ)

兵火至ニ坊舍一餘炎及ニ山上ニ社

殿梵刹セコトク成ニ灰燼一。尓レ往百有余

載荒廢シ畢。爰ニ彼山之座主大日

寺兼猪山神護寺祐音有レテ由歸ニ投シ

羊僧ニ延レ予冀カフ令レント至三于山上一。因レ茲

冀、原作冀

延寶十辛酉天、與_ニ彼法師一同_シ志

將_レ登_{ント}二山頂_一。石蹊嵯峨トシテ難_ニ跋陟_一。

又

(一葉オ)

雲霧晦迷_テ攀躋_ス者_{モノマレ}稀也。跨_{フンテ}峻壁_一

身疲、凌_レ深谷_ニ力竭_{ツキアリ}。數憩_{シハク}息_{シテ}見_{ルニ}其

項_ニ況惚_{トシテ}似_{レタリ}夢_{ルニ}似_レ寤_{サタル}不_レ乘_{レセ}查_{ウキハニ}忽_{ナニ}入_ニ

雲漢_一。不_レ嘗_ニ靈仙藥_ニ而_モ得_{レタリ}見_ニ「ル」_ヲ神窟_一。

奇哉_。未_{レタ}得_ニ天眼_ヲ見_ニ三万里_一、不_レ假_ニ天衣_一

騰_ニ雲上_一。蓋_{シテ}是謂_{レフ}之_ヲ乎。其山_ノ為_レ狀_{カタチ}

嶺谷廣象_{トシテ}覺_{ニケリ}衡岱崑香_モ猶卑_一。四

顧茫_{ボヲ}々_{トシテ}眼界難_{レシ}極_メ。山巔衝_{ヘキ}碧落_一

春夏長_{トコシナヘニ}飛_{レハズ}雪_。千歲_ノ神木、傾_{ニルハ}緣蓋_{エヌガイ}一

現_{ニシ}神慮擁護之相_{一ヲ}、百圍_ノ佛樹枝_タ

繁茂_ハ顯_{ニス}佛智廣大之德_ヲ。松風彈_シ

琴池浪調_レ鼓_。異花驚_{レシ}目_ヲ奇香悅_{シム}

意_。人間_ニ莫_レ比_{スル}・寧_{シロ}疑_{ニフ}天上_{一カト}。殊_ニ此山_ハ・

象_{ニハタトリ}八葉九尊之兩界_ヲ、西北滄海

漫々タルハ表_{ニシ}金界鑊字之智水_ヲ八面

之山_ニ齋等_{トシテ}巍々タルハ摸_{ニシ}胎藏八葉之

心蓮_ヲ、中臺_ノ大日如來_ハ則_チ講堂_ノ尊

佛也。堂_ノ北_ノ方_、有_ニ三所和光_ノ社殿_一。

聖母八幡比咩神三柱_ノ靈神_ハ本

(二葉オ)

北_{原作比字、今意改}
方_{見消}

比咩_{田本作双行比咩姫}

假_、田本作借字
靈、見消

香、岡字見消

意下、田本有殆字

莫_、田本作如字

比下、田本有出人二字

天上、田本有傍書而登仙力四字

山下、田本有者字

地彌陀・釈迦・地藏菩薩也。社壇

之北ノ方有金色ノ鷹金色ノ犬之化靈

石一。而于レ今炳焉^{ヒヨウエン}タリ。又タ東方ニ奥ノ院ト云

有二石窟一。其ノ中間ニ林泉涌出ス。碧水

澄^{スメル}如レ鏡ノ号ニス御手洗ノ。又タ望ニ見^{ミレハ}東方ニ宇

佐馬城ノ峯日下。又歷ニ覽スルニ于南ニ有三

一ツノ湖水一。東西廣ク南北狭^{セバク}、約計スルニ數

十項。甘水常ニ湛テ其ノ流遠ニ出ツ郷村ニ。

千派通決シテ百穀豊登ノリ是誠ニ所^ニ以^ニ為ニス

神明ノ利民濟度ヲ也。西ニ顧ルニ高サ五六

丈有餘ノ之大石碣焉。則号ニス和与

石一ト。昔有下八幡皇太神與三法蓮上人一

於此石ノ許一和与シ玉フ因由矣。又タ西峯ト云

處ニ高巖^{カソバタチ}峙其下ニ激ニ千尋ノ清瀧^{キララ}有レ

流号ニス祓川一ト。又タ乾ノ方可ニ五六町ニ有ニ大

日寺及六坊^{キウセキ}舊跡^{ハジケ}北方ニ隔ニ二十

余町ニ有ニ猪山ノ社殿一。又遠ク眺望^{チウ}スルニ薦^{コモ}

社三角ノ之寶池水泓澄^{コマツカ}シテ神明ノ威

光鎮^{トコシナ}映レス浪ニ。古記ニ云、八面山者薦^{コモ}

社之ノ奥ノ院ト。皇太神常ニ御遊行ノ之勝地也。地勢靈物不能^ハ盡ニ染翰^{ツクス}「^{ヤンカン}」

千、見消

皇太神、田本作大井二字、以下同
上人、田本作和尚二字

(四葉ウ)

者ナリ矣。于レ時ニ祐音法師歎下息旧記ノ
罹ニ兵火ニシヨウシヤモトノ上時要ニ余ニ作レ
不レ免○幸イニ得ニテ宇佐ノ宮詫宣集及舊
記等一ヲ略抄撫取シ聯以不レ加ニ私辨一ヲ
書ニト于白麻ニ云レ尓。

固辞スルニ

于時天和貳年孟春
宇佐社僧惠海法師謹拜書

于時天和貳年孟春

(五葉オ)

一聖母大明神ト云ハ者、乃チ人皇十五代ノ

帝、神功皇后、御靈号也。聖武天

皇ノ御宇神龜五年示ニ現シ玉フ筑前國

香椎宮。應現其後嵯峨ノ天皇ノ御

宇弘仁年中ニ有ニテ詫宣一垂迹シ玉フ宇佐一

也。其ノ外於ニ國々所々ニ垂迹シ玉フ者也。

日本紀第九ニ云、略抄神功皇后

治六十九年壬子庚戌ノ歲生玉フ。開化天皇

一人即位

曾孫仲哀天皇ノ后、氣長足姫也。

母葛木高額媛也。皇后幼而聰明

穀智貌容壯麗也。辛巳ノ歲十月

二日生。年三十二ニシテ即位。都ニシ玉フ

國十市郡磐余絶里稚櫻ノ宮。庚

明神、田本作并一字

應現、見消

爾下、田本有者也二字

孫、原作孫

辰ノ歳二月仲哀天皇崩御。神功

皇后甚下傷。天皇不從三神ノ教ニ而早ク

崩シ玉ヲ「ヲ」上也。神功皇后為レ知ニノカ所レ崇之神一

(六葉オ)

更造ニ齋宮於小山田邑一、隨ニヒ神ノ教
訓ニ祭リ玉フ之。請曰、先キニ教ニ玉フ前皇ニ者ハ是誰ノ

矣。願クハ知ニ其名一ヲ。及レ迄ニ七日一答託シ玉フ。

伊勢國鈴幸宮ニ所レ口居神也。皇后

於ニ櫨日ノ浦ニ解レ髪ヲ臨レ海ニ曰、吾レ被ニ神ノ

教ヘヲ欲ニ涉レ海ニ西征一。是ヲ以テ令ニ頭瀬ニ海

水ニ、若シ有レハ驗者、髪目分レ両ニ。即入レ海

洗レ玉フ之ヲ。髪自ラ分レタリ也。皇后即チ結ニ分タル髪一

而為レ誓謂ニ群臣曰、玉ハク、夫レ興レ師動レ衆群

(六葉ウ)

國之大事ナリ。今ニ有ニ征伐一以レ事付ニ群
臣一。吾女身也。加以不肖。暫儼ニ男ノ

形ニ強チニ起ニ雄略一。上ニハ蒙ニリ神祇之靈一

依ニ群臣之助一。兵甲一渡ニリ嶮浪一整ニ艤

船一求ニ財土一。若シ事就者、群臣共モニ有
レ功。四月皇后至ニ松浦縣一祈日、若シ得ニ

西ノ國一者釣リ必ス得レ魚一。即チ釣ニル年魚一ヲ。仍テ

秋九月令ニシテ諸國ニ集ニツメ船舶一ヲ練ニ兵甲一ヲ。

衆來聚将ニ渡ニント蒼波一。於是使二人於

(七葉オ)

西海ニ有レヤ國乎。還リ來テ奏シテ曰サク、不レ見レ有ルヲ

レ國。又遣ニテ他人令レルニ見セ、經ニ數日一歸奏シテ
曰、西北ニ有レ山雲横ニ組蓋シ有レ國牟。

(七葉ワ)
爰ニ皇后當ニ于開胎一。之時取レテ石挽テ
レ腰ニ而祈言玉ハク、事竟帰ラム日ニ產ニウヘ於茲土ニ矣。
冬十月辛丑ニ皇后從ニ和珥ノ津ニ進テ
發玉フノ新羅國一之時、飛廉起風海ノ中
魚悉浮挾レ船。大ナル風順吹便到ニル新
羅國ニ之時、隨レ船ニ潮浪遠ク至ニ
即チ知ニ天神地祇悉ク皆助一玉フ歟。爰新
羅國ノ王戰慄、則集ニ群臣一曰、新羅

建レ國ヲ以來タ未ニ嘗テ聞ニカ海水ノ凌ビ國。若シ

天運盡而國之為亞海乎。其言ハ未タ
詫之間タニ船師滿レ海ニ。鼓吹起レ聲ヘヲ山

川悉振。爰ニ新羅ノ國王遙ニ望以爲、
非常之兵將ニ滅ニ亡セント國。吾レ聞ク東ニ有リ

國謂ク曰ノ本ト。亦有ニ聖ノ主一天皇。是必ス
其ノ國之神兵ナラム也。豈レニ可ニン擧レテ軍以テ拒

(八葉才)

レ之乎。即以面縛。封圖降ニ王船之

前ニ叩頭曰、從レヨリ今之以後、長ク興ニ乾
坤一伏為ニ飼部。毎年貢獻。神功皇

前ニ叩頭曰、從レヨリ今之以後、長ク興ニ乾
坤一伏為ニ飼部。毎年貢獻。神功皇

(八葉ウ)

后遂ニ入ニ其ノ國ニ封ニ重寶府庫一收ニ圖
籍文書一〇于レ時新羅國王以ニ金銀
色彩一 稜羅縹絹載ニ八十艘一貢ニ日

本国一。自其以後朝貢不絕矣。高麗百濟兩國、國王聞ニ新羅之降

伏一自来一承解叩頭歎曰、自レ今以

後永カク稱ニ西ノ蕃一不レ絕ニ朝貢一。悉ク以テ歸伏ス。

於レ是ニ皇后還ニ於竹志一。冬十二月

於ニ筑前國那珂ノ郡蚊田村ニ今名三字美ノ

誕ニ生シ玉フ皇子一。則テ誉田ノ天皇是レ也。

皇太后ノ治世六十九年巳ノ丑ノ四

月十七日、春秋一百歲。葬ニ于大

和国添下ノ郡狹城ノ循列池上陵ニ。

七十一歲ニ御即位。治世四十一

一八幡皇太神ト云ハ者、乃人皇十六代ノ

帝應神天皇。仲哀天皇ノ第四ノ子、

御母ハ神功皇后也。四歲ニシテ立ニ春宮一、

年。元年庚寅ノ八年、唐人來ル。八十

艘。十五年東夷等ヲ討平之造レ玉フ國ヲ。武内之功也。二十三年新羅ノ軍サ

(九葉ウ)

皇太神者、田本作大舟申三字

來。廿九年渤海客人來^{ホツ}ル。凡ソ此ノ天皇

濟レ民ヲ施レ^{ホトヲ玉ア}仁ヲ非ニ^{ヨリヨ}凡慮之所^{ハカル}測^オ。

語之所^{レニ}及。万機之政、一天之化

唯タ以ニ不思議一ヲ為レ事而已。三十一

(十葉オ)

年庚午ノ二月甲午朔戊申ノ十五

日、天皇春秋百十一歲ニシテ崩シ玉フ。葬ニル于

河内ノ國志紀ノ郡惠我藻ノ陵ニ。

一應神天皇御靈垂迹之事。宇佐
御詫宣集ニ云、人皇十六代應神
天皇四十一年庚午二月十五
日一百十一歲ニテ崩御ヨリ以来タ彼ノ御
靈自ニ仁德天皇元年辛未迄ニ^{イタルヲカナウチノ}金判ノ
宮御宇三宮)御宇三十二年辛
卯、帝王一十三代夏曆三百二
十二年之間タ天竺震旦龍宮日
本御修行千變万化タリ也。冥顯ニ御
利生坐也。但シ未レ^{アケ}舉三宿生之尊号一ヲ。
未レタ^{アラハサ}顯ニ先帝之為^{アラ}靈歟。金刺ノ宮御
宇二十九年戊子筑紫豐前國

未、誤脫追記
三宮御宇、見消

(十一葉オ)

宇佐ノ郡菱形ノ池邊小倉山之麓^{フモトニ}

有二鍛治之翁一帶ニ タイシタリ
身一現ニス 八頭一ヲ。人聞レテ之ヲ 實ニ 見ント 行ク 時キ、
五ツ 奇異之瑞一ヲ。以ニ 一

人行ヶハ三人死。十人行ヶハ即五人死。
故成ニ恐怖。ヲ無ニシ行ク人。於レ是ニ大神比
義行チ見レニ之更ニ無レ人。但タ有金色ノ鷹

之在ニル 林上一二。致ニシ丹祈之誠ヲ問ニテ來由ヲ
曰、誰之成レスヤ 変乎。君之所レ為歟。忽チニ

(十一葉ウ)

ヘチ
麥ノ可上レキヲ利ニス人中ヲ。然ル間比義断ニ五穀一ヲ。
經二三年一ヲ之後チ、同天皇三十二年

辛卯ノ二月十日癸卯ノ日、捧幣ヲ傾首。即チ託三シテ申モフ。若シ於為レ神者、可レ顯ニ。我前。即チ託三シテ

三歳小兒ニ立テ於竹葉ノ上宣ノ玉ハクシニ國

乃城爾天降 八流之櫛天吾者
日本ノ神止成礼。一切衆生左毛

キルサ マカセ
右毛任レ心ニ
利多。釋迦菩薩之化身
アラハル、ナリ

我者是礼日本人皇十六代譽

田天皇廣幡八幡麻呂也。我名
波曰二 護國靈驗威力神通大自
在王菩薩一ト布。國々所々仁垂三跡アト

在王菩薩一ト布。國々所々仁垂三跡

袂、田本作袂字

於神道ニ留者。

(十二葉ウ)
斯後ヲハ者、大御神ト与ニ比義一、常子ニ御物語シ玉フ。非餘人ノ之所聞。依ニテ大敬之實ニ以ニテ比義ヲ任ニ祝職一。又タ無ニシ別之社職一。

公家有ニテ御願之事一被ニル、祈申一之時者、敬ニテ比義一以爲ニスルノ神躰一之間タ、比義向ニヒ御山ニ捧ニケ幣帛一ヲ奉ニウケ玉ハテ神語ヲ勅答申ス

耳。始カツミルニン夫比義者、不知ニ何國ノ之人一ト不レ弁ニヘ誰レカ家ノ子一ト。來ニ自然ニ長生ノ道一ヨリ衝

天山高シテ出ニ靈威神妙之底一。氣宇

(十三葉オ)
淵深ニシテ其形チ以ニタリ仙翁一。其ノ首ヘニイクク載ニ靈帽一、

莫ニシ人以測ハカル一之、莫ニシ世以テ名ル一之。大イニ含ム

玄冥之神一、只タ比ニス凡聖之義ニ或作岐

喚ニ也。故以ニテ大神ヲ早ヤク為レ姓ト、以ニ比義ヲ可

レ為レ名ト之由、有ニ勅定一。非ニス私ノ計ニ

可

原文云、或作岐字、不可直喚之故也

一和与石之事。宇佐ノ詫宣集ニ云、人

皇四十二代文武天皇五年大

(十三葉ウ)

宝元年辛ノ丑、八幡大神為ニメニ済度一

向ニヒ玉ヒ唐土ニ又タ歸り來玉フ。北辰神最初小

倉山ニアマクタ、天降現レ坐ス。小倉山ノ大神御

神、田本作井字、以下同

修行ノ之次ニ至ニリ玉フニ此ノ峯ニ語ニツテ北辰ニ而言、ノ玉ハク

我礼一所尔住坐天法界ノ衆生利益乃願乎ヲヨコサツノヨコサツ者トイヘリ。

北辰申テ曰ク、

牟従レ此利西方彦山仁神坐漬有二十

(十四葉オ) 万金剛童子二利。申ニテ其權現ニ天以三

寶珠一ヲ一切衆生乎度志給止者。

大神渡ニ向テ彼ノ山ニ而言、ノ玉ハク為レ珠ノ來着

世利者。

爰法蓮聖人來着シテ而申ス、權現ノ如

意宝珠我レ未レ見。如來今ニ以テ可レ令

レ見レ之ヲ由シ令ニム修法一セ。然ルニ班蛇入ニレテ珠ヲ於

口ニ而來ル。自ニ石屋之中一耀ニ光於外一

置ニ于行者ノ前。此ノ間タ仙翁年來奉テ

仕ヘ而言ス、斯ノ玉可ニ與レ我ニ給一也。聖人

言ク、數年之間タ所三行出一也。不レ可レ渡ス

レ之。翁申ス、僧ハ即持ニヌ三帰五戒一ヲ。不レ可

レ惜レ珠ノ者、聖人言ク、可ニ相計ニ云云。翁去テ

後チ見レ玉フニ袖ヲ無レ珠。聖人發ニ瞋恚一結ニ般

若ノ智印一ヲ投ニケ四方ニ、誦ニシ火界ノ真言一ヲ念ニス

四角之處一ロヲ。翁為ニルノ逃行一之路ヲ火出テ

印、原作卯字、今意改

(十五葉才)

燒レ山ヲ 今燒 尾是也。翁難レク 過而帰來リ 奉レ マツル 返シ
珠ヲ 猶入ニル 聖ノ意ニ。又奉仕シテ 而申ス。心口往
被レ出ニサ 渡タスノ之言ヲ ヲハシメ 畢。翁悅シテ 去リ 行之
氣仁渡ス 止計可レ 被レ仰セ志。年來奉仕スル「モ

在ニ此ノ事ニ利者。聖人雖レ 無シ 渡ス之心。
懲被レ出ニサ 渡タスノ之言ヲ ヲハシメ 畢。翁悅シテ 去リ 行之
後見ニ玉フニ 袖ノ中ニ、又タ無珠。發ニシ大イニ 膾恚ヲ 今
度ハ 自身追行、豊前ノ國下毛ノ郡諫
山ノ鄉之南高山者ハ、大神ノ御母大
帶姬之ノ御垂迹之洞也。登ニ彼高

山ニ責ニ問之ヲ。其聲ヘ聞ニフ 伊豫ノ國石鎚
山。大神麥ニシテ金色ノ鷹ト召ニ具金色ノ犬ヲ
飛ニ返此ノ高山ニ語ニテ 聖人ニ而言玉ハク、我者
八幡也。賜ニ此ノ宝珠一ヲ 而可ニ利ニ益一
切ノ有情一ヲ。字佐垂迹之時、可レ仰ニ神

宮寺ノ別當一ト。同心ニ可レ静ニ護天下一ヲ也
者トアベ、和与シテ 永得レ珠ヲ 給畢。高山者ハ猪

(十六葉才)

山之上ハ大嶽峯也。今ニ申ニ和与石一ト
者、尔時ノ御座也。石躰ノ大神現シ 在ニ
又タ金色ノ犬ノ麥石在レ 今ニ云云。

一比咩神之御垂迹之事ハ 字佐ノ縁

比咩神、田本作玉依姫三字

起ニ云ク、人皇第一神武天皇御母

玉依姫之御靈也。聖武天皇ノ御

宇天平年中ニ有ニ託宣示現也。宇

(十六葉ウ)

佐ニ之御殿。又タ住ニ玉ヲ宇佐ノ郡安心
院都麻垣ノ宮ニ。或記ニ云ク、玉依姫者
異國陳大王ノ娘、正八幡ノ御母也云云。

(十七葉オ)

一猪山宮之事。人皇四十六代孝

謙天皇弓削ノ道鏡法師御寵愛

之餘リニ可レキノ有ニ賤祚ニ之由、以ニ勅使和

氣清丸ヲ宇佐ノ大神宮ニ御尋子有レ之

時、神勅答シテ而言玉ハク、我カ朝神代以來

以テ民ヲ為レ王ト之例無シ之。依ニテ吾カ詫言一

如レ斯ノ聞ニク非礼一ヲ。自レ今以後不レ可ヒ有ニル

勅答一。止ニ玉ヲ御託一ヲ。雖レ爾リト神驗ニ猶ヲ掲焉

也。彼ノ勅使清丸依ニ惡ク申一神明ノ御

免無レ之レ、名ニケ和氣ノ穢丸一ト、断ニ兩ノ足ノ筋一ヲ

乗ニ空船一ニ被レ流也。其時清丸一心ニ宇

佐ノ大神ヲ奉ニル祈念一シ。立タチトコロニ彼ノ船打ニ寄ス宇

佐之濱一。然ル處ニ來猪一ヲ副レ船ニ。清丸取ニ

付ニ之ニ乘ニ彼ノ猪ニ忽ニ至ニ宇佐ノ宮ノ南

(十七葉ウ)

神宮 田本作井一字

乘、原作垂、頭注乘イ

神、田本作井一字、以下同

樓ニ。是偏ヘニ大神ノ被ニル、ト召シクセタフト
ヲ、下流ニシ感涙ヲ奉ニ祈念一之處ニ自ニ御殿ノ

之内一五色ノ小蛇逞出子フル
足ノ筋一ヲ。如レク本ノ足立ス。神慮雍護之有リ
難カタキ「ヲ銘ニス心肝ニ。此ノ時成一シ宿願ヲ創ニス足立

寺一ヲ。彼ノ猪ハ立三帰今之猪山ニ也。是則チ
(十八葉才)知ニ大神ノ變化ナル「ヲ。於是造ニツチ社殿ニヨ恒例ノ
祭祀有レ之云々。

(二行アキ)

于時天和貳年二月日

(余白)

(十八葉ウ)

(余白)

大日寺大部卿智叟

(余白)

(3) 考証—その一—

底本（櫟木本）と田部本（以下、田本と称す）を比較するに、幾多の差異がみられる。まず形態の面では、前者が項目の事書と本文を行替えせずに記述しているのに対し、後者にはその区別がある。また、前者には縁起の編者名と日付を附すが、後者にはそれが無くて書写記が存するのみである。さらに、前者は美麗に仕上げられ、かつ奥付の「大日寺大部卿智叟」なる呼称が「大部卿智永」を指すとすれば、底本の製作年代は一九世紀前半と推測される。

一方、田本の奥には「元禄二、二月十六日」の日付があり、原本の成立から七年後に当る。従って、底本と田本との間には百年以上もの時差が存する。加えて、田本の形態および悪筆その他の状況から推し、これは恵海法師の稿本を書写したものかと思量される。そのことは、両本の用字面からも推察されるので、今その一・二例を示そう。

葉 行	底	本	田 本
二ウ	5	人間ニ莫レ比ハル・寧シロ疑ニフ天上一カト 殊ニ此山ハ…	殆ト人間ニ如レシ比。出レ人寧シロ疑ニ天上一カト。 殊此山者、
三オ	3	聖母八幡比咩神	聖母八幡 比咩 玉依姫 神
三ウ	7	八幡皇太神與ニ法蓮上人一	八幡大ヰ與ニ法蓮和尚一
四ウ	5	書ニ于白麻ニ云尔。	書ニ于白麻ニ云爾者也。
五オ	1	一 聖母大明神者	一 聖母大ヰト云者
九オ	6	一 八幡皇太神ト云ハ者	一 八幡大ヰ申ハ
十三ウ	1	八幡大神為ニ濟度一	八幡大ヰ為ニ濟度ニテ一
十六オ	5	一 比咩神之御垂迹之事	一 玉依姫之御垂迹之事

右の表で、皇大神・大明神は大ヰに、比咩神は玉依姫に對校される。この相異は書写年代から推して、底本の淨書段階で書換えら

れたものと推察される。しかのみならず、底本の方は、用字と語句を精選し文体を整理した形跡が看取される。両本を精査したならば、さらに多くの差異点が知られよう。

次に、恵海法師の編集方法は、序文に、

幸得^(アシテ)宇佐宮記宣集及舊記等^一、略抄撫取、聊以不^レ加^ニ私辨^一。

とあるように、『託宣集』・宇佐縁起・旧記等を基にして編集されたものの如くであるが、今すこし内容を穿鑿することも必要であろう。第一に、縁起全体を六項目に柱立て、簡にして要を得た導入文を付して典拠に接続させ、内容の重複を避けて文脈の一貫性を保つと共に八面山を強調することに細心の配慮が施されている。第二に刮目すべきは、序文に「略抄撫取、聊以不加私辨」と記しながらも、彼の史料読解力は、記述の中から如実に知られる。その一・二例を示そう。

葉行	底本(八面山縁起)	宇佐託宣集
九ウ5(一)	凡此天皇濟 ^レ 民施 ^レ 仁、非 ^ニ 凡慮之所 ^ニ 測。	凡此皇濟 ^レ 民施 ^レ 仁、非 ^ニ 凡慮之所 ^ニ 測。
十一オ7(一)	致 ^ニ 丹祈之誠 ^一 、問 ^ニ 來由 ^ニ 日、誰之成変乎。……	致 ^ニ 丹祈之誠 ^一 、問 ^ニ 根本 ^ニ 云。誰之成變乎。……
十一ウ1	忽化 ^ニ 金色ノ鳩 ^一 、飛來居 ^ニ 袂 ^{タモト} 上 ^一	忽化 ^ニ 金色鳩 ^一 、飛來居 ^ニ 袂 ^{タモト} 上 ^一 。(薦社本による)
十四オ7(一)	然班蛇入 ^ニ 珠於口 ^ニ 而來。自 ^ニ 石屋之中 ^ニ 、耀 ^ニ 光於外 ^ニ 、置 ^ニ 于行者前 ^一 。	然班蛇入 ^ニ 珠於口 ^ニ 而來。自 ^ニ 石屋之中 ^ニ 、耀 ^ニ 光外 ^ニ 、置 ^ニ 于行者之前 ^一 。

右の表に記した託宣集の字句は、諸本(奈多本・柞原本・天理本・宇佐本・城原本・薦社本・御許本・妻垣本・管崎本)とも、ほぼ同一であるが、この縁起の語句は、それと多少趣きを異にする。例えば、縁起で補入されている「天」「於」の二字は、文意を正確に把握するには必要な字である。また、差し替えられた「來由」と振仮名の「ツエ」は、託宣集の内容を熟知した上でなされたものと思われる。第三に、託宣集の重複する記述や異伝を伴う長文を約して端正に仕上げた恵海の力量は、他に秀れるが故に祐音法師に強く要請さ

れることと推測される。

その他、特筆すべき点はなお存するが、その考査は割愛して、次に託宣集からの引用部分を明示しておこう（『史料拾遺』上下巻の頁と行で示す）。

一、聖母大明神者	上巻4頁9行～7頁7行。8頁8行～10行。 下巻146頁12行～149頁7行。150頁8行～10行
一、八幡皇大神者	上巻13頁10行～15行。15頁13行～15行
一、応神天皇御靈垂迹之事	上巻93頁3行～94頁12行。96頁3行～13行
一、和与石之事	上巻97頁9行～100頁2行。

なお、一比咩神之御垂迹之事に關する出典は、奈多本系の「宇佐大神宮縁起」と旧記・或記等であり、その趣意文をもって纏めたものである。

(4) 考証—その二—

上述の項目は、出典を容易に提示し得るが、残る一つ、「猪山宮之事」に関わる典拠は、一考すべき課題である。手順として、本項目の要点を個条書にし、次に関連史料を列記して、出典と覺しきものを探索する方が妥当であろう。

A 猪山宮之事の要点

- 1 道鏡天位の事件で清丸は勅勅を蒙り、名を穢丸と変え、両足の筋を切られて配流となる。
- 2 空船に乗り宇佐の浜に打寄せられた時、迎えの猪に乗り宇佐宮へ参詣。
- 3 神前で祈念したところ蛇が逞出て来て、清丸の足筋を噛むと、もと通り足が立った。その報賽として足立寺を創建した。
- 4 猪は今の猪山に帰った。それが八幡神の変化と知り、社殿を造立し恒例の祭祀を執行した。

B 清麿伝承と猪山信仰の史料

1 『日本後紀』延暦十八年二月廿一日条。

(前略) 往詣^ニ神宮^一。神託宣云々。清麻呂祈曰。今大神所^レ教。是國家之大事也。託宣難^レ信。顯示^ニ神異^一。神即忽然現^レ形。其長三丈許。色[・]如^ニ満月^一。清麻呂消^レ魂失^レ度。不^レ能^ニ仰見^一。於是神託宣。我國家君臣分定。而道鏡悖逆無道。輒望^ニ神器^一。是以神靈震怒。不^レ聽^ニ其祈^一。汝歸如^ニ吾言^一奏^レ之。天之日嗣必續^ニ皇緒^一。汝勿^レ懼^ニ道鏡之怨^一。吾必相濟。清麻呂帰來。奏如^ニ神教^一。天皇不^レ忍^レ誅。為^ニ因幡員外介^一。尋改^ニ姓名^一。為^ニ別部穢麻呂^一。流^ニ于大隅國^一。尼法均還俗。為^ニ別部狹虫^一。流^ニ于備後國^一。道鏡又追將^レ殺^ニ清麻呂於道^一。雷雨晦暝。未^レ即^レ行^一。俄而勅使來僅得^レ免。于時參議右大辨藤原朝臣百川愍^ニ其忠烈^一。便割^ニ備後國封鄉廿戸^一。送^ニ充於配處^一。(中略) 弟清麻呂脚瘻不^レ能^ニ起立^一。為^ニ拜^ニ八幡神^一。輿^レ病即^レ路。及^レ至^ニ豊前國宇佐郡楢田村^一。有^ニ野猪三百許^一。挾^レ路而列。徐步前駆十許里。走^ニ入山中^一。見人共異^レ之。拜^レ社之日。始得^ニ起步^一。神託宣賜^ニ神[・]封綿八萬餘屯^一。即頒^ニ給宮司以下國中百姓^一。始駕^レ輿而往。後馳^レ馬而還。累路見人。莫^レ不^ニ歎異^一。

2 『扶桑略記抄』一一、神護景雲三年條。

(前略) 清磨上表云、(中略) 清丸歸還奏^レ之。具如^ニ神宣^一。爰道鏡大怒。解^ニ清磨官職^一。改^ニ姓名^一為^ニ穢磨^一。身降^ニ刑獄^一。遂流^ニ大隅國^一。道鏡追使將^レ殺^ニ清丸^一。俄勅使來。得^レ脫^ニ其死^一矣。清丸脚瘻不^レ能^ニ起立^一。為^ニ拜^ニ八幡大神^一。乘^レ輿即^レ路。至^ニ豊前國宇佐郡^一。有^ニ野猪三万許^一。挾^レ路列。除步駆十許里。走入^ニ山中^一。見人異^レ之。拜^レ社之日。始得^ニ起立^一。神託宣賜^ニ神封綿八萬餘屯^一。

3 『水鏡』下、四十九代称德天皇

(前略) 此弓削ノ法皇ノ勅号ハ、神護景雲二年十月廿日ノ事ナルニ其後御門此松名ガ勅宣ノ御契約ヲ背奉テ、神勅ノ誠ノマヽヲ公卿所ニテ申披露シタリシ事、大ニ安カラズイカリ思食ケレバ、或武ニ仰付ラレテ、彼松名ヲバ深キ山高尾ノ峯ニ具足セシメテ、命ヲバ害スベカラズ。左ノモヽヲ切テ、故ノ蘇武ガ如クナル足立ヌ物ニ成スベシト宣旨アリ然バ。武勅命ニ隨テ彼山ニ具足シテ既ニ足ヲ切ケル。松名叫ビ悲ム事無^レ限。其音ヲ遙ニ宇佐ノ宮ニテ八幡聞食サレテ。我故ニ松名ガ憂目ヲ見ル事哀ミ悲ミ給テ。宇佐ヨリ八幡ハ垂跡ノ俗形ト顯レ給テ、紫雲ニ乗ジ給。彼高尾山ニ御影向アリテ松名ヲ護リ。其ノ足ノ疵ヲ愈シ給。剩^ヘ八幡御身ラ座像ノ薬師ノ等身ノ像ヲ造立シ給。汝ハ殊ニ醫道ノ大祖ナレバ、子孫ニ傳テ永キ本尊トシテ、汝ヂ軀テ寺ラ建テ、此本尊ヲ安置シ、其寺号ヲ神護寺ト号スベシト神勅座シテ、今ニ至マデ和氣ノ氏寺ノ高尾ノ神護寺ハ。八幡ノ神ノ和氣ノ松名清丸ヲ守リ給シ其因縁ノ寺号ノ神護寺是ナリ。(中略) 此事一詞モ落スベカラズト宣セキ。清丸帰參テ此由ヲ申入然バ。道鏡^[オホキニ]イカリテ。彼清丸ガ司ヲ取。

大隅国へ流シ遣シテ。ヨウロ筋ヲ断チニキ。清丸叫ビ悲テ遂ニ神ノ御助ヲ蒙ラントテ。輿ニ乗テ豊前国宇佐ノ宮へ参シニ。八幡ノ御侍者ト思シクテ猪三万計出来テ。彼ノ道ノ左右ニ其数歩ミ連リ。松名ヲ宇佐ヘ十里計分ヲ送リ付テ。山中ヘハシリ入ニキ。哀レナルカナ此清丸松名ハ。前ニハ御門ノ御為ニ左ノ足ノモヽヲ切テ。其時モ八幡ノ御助ヲ蒙シニ。今度ハ又道鏡法王ノ御為ニ右ノ足ノモヽノヨウロヲ断チ切ラレ奉リ。乍レ去カクテ遂ニ清丸ハ宇佐ニ参付テ。社壇ヲ拝シ奉シニ。則ヨウロハ元ノ如クニ懸ニキ。其時詫宣シ給テ。汝ヂ清丸我為ニ苦惱ヲ受ケ。悲ノ思ヲ成ス事度々ニ及。此条返々不便ナリ。汝ニ引出物ヲ与ヘント詫宣シ給テ。此度ハ神封ノワタハ万餘屯ヲ給セキ。

4 流布本『水鏡』下、四十九代称徳天皇

清丸かへりまいりて。このよしを申しかば。道鏡おほきにいかりて。清丸がつかさをとり。おほすみのくにへながしつかはして。よをろすぢをたちてき。清丸かなしげをなして。こしにのりて宇佐・宮へまいりしに。ゐのしし三万ばかりいできたりて。みちの左右にあゆみつらなりて十里ばかりゆきて、山の中へはしりいりにき。かくて清丸宇佐にまいりつきて拝したてまつりしに。すなはちもとのごとくたちにき。託宣したまひて神封のわた八万餘屯をたまはせき。

5 『道鏡法師繪詞』（『続群書類從』三二上）

みな御門の御かたはらに。法皇倚子をならへていたり。清まるをちかくめしよす。いかゝありつると御門とはしめ給。清まるはしめより。ありのまゝの事をひとつもおとさす申。御門きこしめして。ほいなしとおほしめす事限なし。法皇は目を血めに見なして。おもてをあをうなし。あかくなし。いきつきうつくみて。此清まるは。えもいはぬ盜人なり。人にかたらはされて。そら事を奏する也。さらにさる事あるへからす。此事によりて。おもきつみにあてんと奏しけれは。けにいとひんなし。すみやかにその心なりとゆるされければ。からめよせて。よをろすぢをたちて。伊豫国になかしつかはしつ。清まるなかされて。かなしかりけるまゝに。字佐宮の御かたにむかひて。手をすりて申さく。仰のまゝにまいて奏したりとて。かかるかなしきつみになんあたりたる。大ほさつたすけ給へとて。こゑをはなぢてなきければ。にはかに託宣し給はく。清まるはあやまちたることもなし。よこさまにぬす人のためにつみせられたる也。すみやかにこれよりむかへにつかはせと仰られければ。宇佐宮より人きて。むかへてなんてまいりける。よろ（トイ）（イ先）こひてまいらんとてたちければ。よをろもとのことくつかれにけり。宮にまいりつきたりければ。いまこと・もなをりなんと仰給ひ

ければ、宮になんざふらひける。

6 『八幡宮巡拜記』下(京大本)

一 稽德天皇ノ御時清丸勅使ニ立タマヒシニ大菩薩御返事

ニシノ海立白波ノ上ニシテ何スクスランカリノ浮世ヲ

又清丸ニ告テ曰、汚穢不淨ヲハ不嫌謔曲不實ヲ嫌トノ給フ。此天皇ノ御時、道鏡法師ヲ国王ニナサントテ、清丸ヲ勅使ニ立給ヒシニ、大神示云、吾國ニムカシヨリ民ヲ玉位ニナス事ナシ。爰ニ道鏡怒ヲナシ御使力申ナシト思テ、姓名ヲカエテ、ワカレノキタナ丸ト云。天皇モ又惡テ清丸カ足ヲ切テ空船ニ入テ海ニ放ツ。夫悲ム事、詞ニタラス。只タノム心ハ、一心ニ大菩薩ニ祈念シ奉ル計ナリ。此船宇佐ノ宮近キ和ヘノ、濱エヨセラル。イツクヨリカ来リケン、猪来テ船ニソヒテ立リ。清丸此猪ニ乗ヌ。直ニ宇佐宮ノ南樓ノ中ニ入ニケリ。化現ノ猪成ト思ヒ、二心ナク歎キ申ニ、御殿ヨリ五色ノ帷出テ清丸ヲ子フルニ、本ノ如リ足ナリヌ。道鏡カ非道ノ時ヨリ、大菩薩御殿ノ内ニテ御声ヲ出シテ御返事ノ御詞ト、マリヌ。

7 『八幡愚童訓』上(『群書類從』卷十三、經濟雑誌社刊)

(前略) 孝謙天皇道鏡法師可レ有ニ践祚由申サセ給シニ。我朝ハ神代ヨリ已來。民王トスル事ナン。神吾物ヲ云ニ依テコソ如レ是聞ニ非例。自レ今以後不可レ有ニ勅答一トテ。御詞留ケルコソ悲ケレ。然レニ猶神驗ノ掲焉タル事昔ニ不替新也。件勅使和氣清丸成シヲ。惡ク申タレハコソ御許ハナケレトテ。ワケノキタナ丸ト名テ。二足ヲキリ乘ニ空舟ニ流サル。其悲無レ類只一筋奉レ祈ニ念大菩薩ニ計也。此船宇佐濱打寄ラレタルニ。猪来テ添レ舟ニ。清丸是ニ取付テ乗ヌ。忽宇佐宮ノ南樓ニ到シカハ。是偏ヘニ大菩薩ノ被ニ召寄ケルニコソト貴テ。即猪ヨリ飛下テ流レ泊處ニ。御殿内ヨリ五色蛇ハイ出テ清丸カ脛ヲ舐ルニ。如レ元足ニ成シカハ心中ノ悦無ニ喻方ニケル。果ニ宿願ニ造ニ足立寺。卞和被ニ切ニ兩足ニ成王即勧ニ其賞。切ニレシ蘇武ガ一脚ヲ。漢王哀ニ其勞トトイヘトモ被ニ切足不ニ出来。於ニ清丸ニ被ニ切足直シカ。サレハ大菩薩靈驗古今都無譬。挂ガル頬シキ人ソナキ。

8 『八幡愚童記』上(日本思想大系20『寺社縁起』より)

(前略) 孝謙天皇勅使ヲ立て、色々ノ幣帛ヲ捧テ、道鏡法師ニ践祚在ベキ由執申サセ給ヒシ時、「我朝ハ神代ヨリ以來民ヲモテ無ニ為レル王ト事」。吾発ニ誓願ニテ三身ノ神体ニヨリ善惡ノ道ヲ。今我不レ受ニ宣命ヲ。此旨ヲ可ニ奏聞。定汝科ニ當ラン歟、

神吾能可ニ相助ニ也。依ニバ物謂一コソ、如ニ此非例ヲ聞ケ。自今以後ハ可レ止ニ御詞ニト在リシコソ悲シケレ。然レ共猶神驗ノ
掲焉ナル事ハ、昔ニ不レ替新也。大菩薩ノ無ニキ御許ニモ上ハ、道鏡即位不レ叶シテ、貴モ腹立ノ余リニ、「件ノ勅使ハ和氣清丸也。
惡ク申タレバコソ御許サレハ無ケレ」トテ、ワカレノキタナ丸ト名付テ、切ニテ兩足ニヨ乗ニセテ空船ニ被レ流。此船宇佐宮ノ浜ニ
被打寄タルニ、猪来テ船ニ副フ。清丸是ニ執付乗ル。忽ニ宇佐宮ノ南楼ニ至リンカバ、是偏大菩薩ノ被ニ召寄ケルニコソト貴ク
テ、猪ヨリ飛下テ涙ヲ流ス処ニ、御殿ノ内ヨリ、

行ツゝ來ツゝ見レ共潔キ 人ノ心ヲ我レ忘レメヤ

是ヲ承テ、身毛弥立魂懼テ、無ニ一心ニ奉ニル信仰ニシ処、又自ニ御宝殿五色ノ小蛇這出テ、清丸ガ脛ヲ舐ルニ、如レ元足成リシ。心
ノ中ノ悦無ニ譬方ニ。帰依ノ余、一伽藍ヲ造テ備ニト法味ヲ願ヲ發ス処ニ、御託宜ニ、「汝、男山ニ可ニ建立」ト告給シカバ、八幡
山ノ奥ニ弥勒菩薩ヲ安置シテ足立寺ト名付タリ。和氣氏ノ氏寺トシテ今ニ在リ。ト和ガ兩足ヲ被レ切、成王勤ニム其賞ヲ、蘇武ガ一
脚ヲ被レ切、漢王憐ニト其勞ニ云ヘ共、被レタル切足ハ不ニ出来。清丸ガ足ノ本ニ復セシ事、大菩薩ノ靈驗古今都無レ喻。

9 『八幡愚童訓』乙（日本思想大系20『寺社縁起』より）

和氣の清丸は、勅使として道鏡が事大菩薩に申されし時、ありのまゝに御返事を申たりとて兩足をきられしも、御殿の内より五色
の蛇出てねぶり、もとのごとくに成しも、正直をあわれみ給ふ故也。其の時の御歌に云、

歌 ありきつゝきつゝみれどもいさ清き 君が心を我わすれめや

とありしこそ、たぐひなき世のためしなれ。増源と云僧の御示現に、大治年中、「若人心正直、我身人ニ心中」と告給。（下、正直事）

又和氣の清丸につげ示し給はし、「汝男山に神宮寺を建立すべし。我百十年を過して彼所に移給べし。清丸が命それまで有べからざれども、兼て造おくべし」と仰ありしかば、一伽藍を造営して足立寺と名付たり。されば遷坐あるべき神方はるかに其期あり、人望時をあひ得たり。（上、遷坐事）

10 「松浦廟宮先祖次第并本縁」（『群書類從』卷二五）

（前略） 可レ讓帝位於玄昉之由。以ニ和氣清麻呂為勅使。令レ奏ニ宇佐大神宮。專不レ譖ニ帝勘。為レ攝ニ神罰。返奏下不ニ容受
給ニ由。帝姫大瞋。攻ニ彼清麻呂。降ニ穢麻呂。斬ニ其手足。已配ニ流隱岐国。替々宿衛。爰商客之船遭ニ於逆風。來レ從ニ管州。

密通ニ事由。乗レ船浮レ海。得レ達ニ宇佐宮。俯伏拜表申云。為レ攝ニ神冥。返ニ奏不レ容之由。今遭ニ禍對。唯願神驗。如レ故還復。悲哀睡入。覺悟之次。手足還生。神助不レ空。咸喜之足。即依ニ祈念之應。建ニ立神護寺。在愛宕山。今為ニ御願寺。和氣氏寺也。

11 「神皇正統記」 四十八代称徳天皇

(前略) 抑此道鏡は法王の位をさづけられたりし猶あかずして。皇位につかんと云心ざし有けり。女帝さすがに思ひわづらひて

給けるにや。和氣の清丸と云人を勅使にさして宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さまぐ詫宣ありて更にゆるされず。清丸歸参して有のまゝに奏聞す。道鏡いかりをなして清丸がよばるすぢをたちて。土佐の国にながしつかはす。清丸うれへかなしみて大菩薩をうらみかこち申ければ。小蛇いできて其きずをいやしてけり。光仁位に即給ひしかば則めしかへさる。神威をたとび申て河内国に寺を立て神願寺といふ。後に高雄の山にうつし立。今の神護寺是なり。件のころまでは神威もかくいちじるき事なりき。道鏡つるに望みをとげず。女帝も又ほどなくかくれたまふ。宗廟社稷をやすくする事は八幡の冥慮たりしうへに。皇統をさだめ奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

上掲の史料群（B）の内容と要点（A）とを勘案するに、鎌倉中期から後期にかけて成立した『八幡宮巡拝記』と『八幡愚童訓』を基礎とし、さらに宇佐・下毛両郡内に存する関連史料をも収集して、この項目「猪山宮之事」を纏めあげたものと推測される。

三 「八面山峯入順拝次第記」考証

(1) 解題

この史料は、櫟木晋一郎氏の所蔵する八面山関係史資料中の一点である。これには題簽なく外題もないが、内容から推して今かりに「八面山峯入順拝次第記」（以下、「順拝記」と略称す）と名付ける。縦二一・三センチ、横六七六・〇センチの巻子本で、几帳面に真書体で墨書きされている。全て二百行からなり、一行に十字前後を配す。巻末に、

于時明治元年ニ至リ唯新除峰入執行ヲ廢シ

治部卿(マサニ)

智辨事

箭山神社外九ヶ村神社エ奉仕ス。
櫟木義男ト改名、神官職務

とあるように、八面山大日寺に住する修驗の治部卿智弁法印は、明治維新の神仏分離に際し、還俗して名を櫟木義男と改め、箭山神社（聖母大権現）の神官を本務職に近村の神社へも奉仕することになった。彼は大正六年五月十四日、六十九歳で没したから（櫟木氏「過去帖」）、維新当時は二〇歳の青年である。八面山と山麓の村々を結ぶ生活規範としての峰入行事が廃止され、かつ伝統的な思考方法も全面的に転換を余儀なくされて次第に旧来の姿が稀薄になった頃、八面山座主大日寺の法脈と仏神事を後世に伝えようと意図したのであろう。所有の史資料に古老人の伝承等も集め加えて一巻に纏めたと思われるが、誤記や欠落が目立ち大いに検討の余地がある。

なお、卷末記につづけて鉛筆書で櫟木義男以降の系譜を記してあるが、「順拝記」の本旨と直接かかわらないので省略することにした。

(2) 翻 刻

△凡例△

- 一 本巻は、もと無題・無名ながら、いま便宜上「八面山峯入順拝次第記」と仮称する。
- 一 原文に句読点・返点・送仮名を付して判読の便に供した。
- 一 字体は現行の漢字に改めたものもある。
- 一 翻刻の上欄に主な行数を示し、引用に便ならしめた。
- 一 原文の字句に疑義あるものは、下欄に註記したものもある。
- 一 卷末の鉛筆書は省略した。

翻刻

藥王菩薩一號，惣堂達也。

〔八面山峯入順拜次第記〕

人聞菩薩一味同心五人

2 同行被修放生會為永

3
代例一。

八幡大菩薩者、移ニ
住小倉

5
山_一奉_レ崇_二
弥勒菩薩_一現_ニ

護國靈驗威力神通大

自在・菩薩一。

法蓮大和尚八宇佐郡於二

山本一 奉レ崇ニ 虚空藏菩薩

薩號小坂坊也。

華嚴大和尚於下毛郡

諫山鄉八面山聖母大

卷之二

卷之三

卷之十七

覺道元

藥師如來一號三西別當也。

躰能大和尚ハ於六郷山ニ

奉レ崇ニ

別當・座主・勤行勅願。

淳和天皇天長六年、以光

惠法師_一被_レ定_二講師_一。從_ニ此時_一

別當為講師_{一ト}。忌種神見等

45 又以同前。不去住之外、不

出壞之中、皆此_レ常住ノ寺僧

矣。長保之元命、天喜之戒

喜_一・保_一・圓_一・乍_レ為_ニ此憎林之

上首_一兼_ニ帶彼_一男山之別當_一。

50 以_ニ齊會之隙間_一上落之際、

社家無_レ謂之由、奏聞之後_ハ

戒心法印、圓賢法眼、寬賢

講師等、不_ト望_ニ兼住_ト住_ニ一

寺_一畢_ニ。其_ノ後_一、彼_ノ社_ノ別當賴賢_一。

之子息光清僧都、天治_一比_ニ大_一。

初_一、申_ニ給當寺_一、檢校座主_ニ。

治年中_ノ祐清、嘉祿之棟清

等、為_ニ寺塔_ノ修造_ニ勅願_ニ勤_ニ仕_ニ。

暫雖_レ住_ニ寺不_レ經_ニ幾年_一。即_ニ

60 棉_ニ講代_ニ勤_ニ導師_ニ。又置_ニ留守職_ニ張_ニ行_ニ寺務_ニ。寺院之廢亡、

齊會ノ陵夷ハ、職_ニより而因_レル斯。隨則

堂塔者破壊而僅_ニ留_ニ礎石_ニ、

仏像者朽損而不_レ知_ニ在所_ニ。

65 八面山者、象_ニリ八葉九尊ノ兩

界_ニ西北、滄海漫々タルハ表ニシ金界

鑾字之智水_ニ八面之山_ニ齊

等_{トシテ}巍々タルハ模ニシ胎藏八葉之

心蓮_ニ中臺_ノ大日如來ハ則チ講

70 堂ノ尊佛也。

所司五人行法次第

如意論法 五十日

金剛界 五十日

胎藏界 五十日

不動法 五十日

不動護摩供 一七日

八面山八ヶ所順拜執行護摩供

一七日

八ヶ所拜禮 一七日

順拜之次第

80 三所和光社殿ハ聖母八幡

比咩神三柱靈神。護摩供

札奉納。從レ是社壇之北、金

色鷹、金色犬之靈石拜禮。

85

護摩供札奉納。從レ是東方

奥院石窟尊神拜禮。護摩

供札奉納。從レ是南馬城峯

山神宮拜禮。湖水_{ニテ}甘水_{ニテ}

御供洗、山神水神_{ニテ}奉レ獻。從レ

是和与石、聖母八幡法蓮

御座也。石駄ノ大神大嶽峰

拜禮。湖水之甘水_{ニテ}御供

洗奉獻。水神祭執行。從レ是

猪川内ノ岩屋堂如意輪觀

世音菩薩護摩供札奉納

拝禮。從レ是八面山聖母八

幡比咩神拝所_{ニテ}一宿。東

田口村中五穀豐登、諸病

除御祈禱執行、護摩供札

奉納。役宅_{ニテ}御祈禱指出、村

中ヨリ一宿ノ賄有レ之。從レ是ハツ

時出立。秣村長谷宇津保岩

窟藥師如來拝禮、護摩供札

100

95

90

奉納。從レ是長谷觀音大菩薩
拝禮。白山大權現廣前ニテ三
株村中ノ五穀豐登、諸病除御
祈禱執行。從レ是長谷寺一宿。

西秣中賄。從レ是五ツ時出立。猪

宿。村中諸病除五穀豐登御
祈禱執行。從レ是阿波羅室阿

彌陀如來拝禮、護摩供札奉

納。從レ是東屋形村椎木宮_{ニテ}一

宿。村中五穀豐登、諸病除御
祈禱執行。從レ是矢倉宇戸窟

觀世音菩薩拝禮、護摩供札

奉獻。從レ是今行村鉢立_{ニテ}御

祈禱。村中五穀成就、諸病除
也。一宿村中賄。役所_ヘ御札指

出ス。從レ是下矢形天狗岩窟不

動明王拝禮、護摩供札奉獻。

從レ是下矢形村ノ宮_{ニテ}一宿。村中五

105

110

115

120

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時文明十六年四月十一日ヨリ

刑部郷^(マサニ) 出立同十八日帰宮

智永峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時永正十一年四月十一日ヨリ

民部郷^(マサニ) 出立同十八日帰宮

智照峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時弘治二年四月十一日ヨリ

大部郷^(マサニ) 出立同十八日帰宮

智倍峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時永^(マサニ)錄三年四月十一日ヨリ

兵部郷^(マサニ) 出立同十八日帰宮

智順峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時正保元年四月十一日ヨリ

大藏郷^(マサニ) 出立同十八日帰宮

智喬峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時^(マサニ)満治二年四月十一日ヨリ

大藏郷^(マサニ) 出立同十八日帰宮

智圓峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時元^(マサニ)錄三年四月十一日ヨリ

出立同十八日帰宮

普門郷^(マサニ)

智玄峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時元文四年四月十一日ヨリ

治部郷^(マサニ)

智潭峰入

松尾山

當峯執行 于時天明六年二月十七日ヨリ

出立同十八日帰宮

智善峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時文化八年四月十一日ヨリ

大部郷^(マサニ)

智永峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時弘化二年八月廿四日ヨリ

民部郷^(マサニ)

智淳峰入

于時明治元年ニ至リ唯新除峰入執行ヲ廢シ

治部郷^(マサニ)

智辨事

櫟木義男ト改名神官職務

箭山神社外九ヶ村神社^エ奉仕ス

(以下、鉛筆書で櫟木氏の系譜を記すも、省略す)

(3) 考証

「順拝記」の内容を分析すると、左記のように凡そ五項から成り立っている。

① 尊神権化同行者の所職次第（1行～38行）

② 弥勒寺所職相承次第と八面山（39行～70行）

③ 所司五人行法次第（71行～79行）

④ 八面山峰入順拝次第（80行～139行）

⑤ 峰入執行者一覧（140行～200行）

右の各項を順次に概述すれば、①は隼人征討の折に八幡神に同行した僧四人の伽藍所在地と別当職次第を記し、②は弥勒寺講師等の所職相承と寺院の衰亡および八面山の意義を説き、③は弥勒寺以下五寺院の所司、とくに八面山大日寺座主等の修すべき行法と日の数を記す。④は八面山峰入の順拝地・式次第等を述べ、⑤は八面山（大獄峯）峰入を執行した歴代行者名一覧にその日程を付したものである。この史料は、明治維新に廃止された峰入を知る上で誠に貴重ではあるが、子細に検討すると随所に疑念が生じ、俄に従えない。そこで各項ごとに若干の考証を試みることにしよう。

①の疑点は、華嚴建立の伽藍所在地にある。『託宣集』卷五には、

（前略）為懺悔殺棄罪障。五人同行

一味同心^{シテ}被^レ修^ニ放生會^一。為^ニ永代例^一。大菩薩者

移^ニ住^レ小倉山^一。奉^レ崇^ニ禰勒菩薩^一。法蓮和荷

者於^ニ山本^一。奉^レ崇^ニ虛空藏菩薩^一。花嚴者、

於^ニ郡瀬^一法鏡^一奉^レ崇^ニ如意輪菩薩^一。覺滿者、

於^ニ來繩鄉^一。奉^レ崇^ニ藥王菩薩^一。體能者於^ニ六鄉

山^一。奉^レ崇^ニ藥師如來^一。皆以被^レ建^ニ立^レ伽藍等^一。

とあり、また、文明十年八月日付の「宇佐宮法鏡寺縁起書上写」（『大分県史料』2）にも、

宇佐宮法鏡寺之事

右當寺者、忝任ニ「八幡大菩薩勅宣」、華嚴和尚御開基大神比義建立之伽藍也。 (下略)

とあり、華嚴は宇佐郡の郡瀬に法鏡寺を建立して如意輪觀音をまつたとするのが通説である。ところが、「順拝記」では下毛郡諫山郷の八面山に大日如来をまつり、大日寺と号したと主張する。この両説は相容れられるものではなく、おそらく「順拝記」の編者が大日寺の尊嚴を誇示し、法脈の流傳を説くために作文したものか、それとも古老の伝を認めたものか、いずれかであろう。なお、(f)の典拠は主に『託宣集』や縁起類を基に纏めたものと思われる。また、大日寺の所在は三転しているが、最古の旧跡および聖母權現の御手洗地より出土した土師器等は、平安中期の遺物であり、奈良朝まで遡らず、創祀と併せ今後の研究課題である。

(g)の疑点は、所職相承の人名・年代等に頻出する。以下に順次略記しよう。まず初めに、(a)延宝法師については人名・年代・事歴等から実在の確認は得られない。次に、(b)光恵法師は『類聚三代格』卷三・諸国講読師事の天長七年七月十一日付の太政官符により、天長六年（五月十日カ）弥勒寺講師に任命されたことは、一般によく知られている。また、(c)元命は『石清水文書』二「八幡別當令兼任弥勒寺講師例」（以下、「兼任例」と略称す）によれば、長保元年に任じ永承二年まで勤仕している。以上の二人は特に疑問はないが、以下の人物にそれが多い。例えば(d)戒喜の場合、「兼任例」によると永承二年三月九日、元命の譲を受けて寛治元年の死に至るまで当職にあったから、天喜年間は任中に含まれる。故に原文「天喜之戒喜」は「天喜之戒信」の誤記と解すべきであろう。次に(e)清円の場合は、寛治元年の任命であり、後任の円賢は長治二年である。この間に「保」字のつく年号は「嘉保」のみであり、彼を「嘉保之清円」と称しても不思議はない。つまり、原文の「保清円」は「嘉保之清円」の誤脱であろう。次に(f)戒心は、「兼任例」にも「石清水祠官系図」（『續群書類從』第七輯上。以下、「祠官系図」と略称す）にも見られない。上記の戒信の誤記でもない。ところが、中野幡能氏が『八幡信仰史の研究』上巻五四四頁に引用した「森坊系図」では、「戒信」が永久・元永年間に任にあつたと記す。この時期は次の円賢の任中に含まれるから、「森坊系図」も信用しがたい。結局、戒心の実在さえ危いのである。さて、(g)円賢法眼は「兼任例」によると長治二年の任命である。「森坊系図」は「大治」とするが、これは次の寛賢の任中であり、右と同じく信用できない。(h)寛賢講師は、「兼任例」によると保安四年の任命である。「森坊系図」は「仁平」とするが、後の光清の任中であ

るから、またも信用しがたい。(i)別当頼賢は、「兼任例」には勿論みえないが、いま「祠官系図」の「頼清」と同一人物とすれば、光清の父として記されており、「順拝記」と同趣である。なお、「森坊系図」では「文治」の任中とするが、彼は八〇年前に入滅しており、この系図はまた／＼信用の限りではない。(j)光清僧都は「兼任例」によると大治三年十月に弥勒寺并喜多院検校に任じられているから、原文の「天治ノ比初」は「大治」云々の誤記であろう。(k)祐清は建久元年に講師并喜多院司となり、正治元年には弥勒寺并喜多院正宮検校に任じているから、原文の「大治年中」は年代上、全くの誤りである。(l)最後の棟清は承元元年に弥勒寺正八幡宮の寺務社務等を棟清より受けたと解されるので、後任の宝清の嘉祐四年までの期間に「嘉禄」年中は含まれる。(註)従って原文の主旨は妥当である。以上のように、人物を中心て検討したところ、「順拝記」の叙述に誤記・誤解もみられるが、大勢はほど認めてよかろう。これに対し、中野氏が引用した「森坊系図」なるものは歴史知識の不足によるものか誤解も多く、軽々に引用すべからざる代物である。

⑤の疑点は、所司五人が如意輪法より不動護摩供まで修するのは定法であろうが、残る八面山八ヶ所順拝執行護摩供と八ヶ所拝札を行つたのであるうか。それとも八面山峰入の執行者が行ずる次第を記しただけなのか、今一つ判然としない。

⑥の疑点としては特に見当らないが、強いて言えば文体不統一のため文意不明の個所もある。なお、順拝地とその内容については後述する。

⑦の疑点は、あまりにも多く考証も多岐に亘るが、ここには若干記すにとどめよう。第一に用字・用語の誤解が多い。例えば卿（官職名）を卿に、久・禄・萬（年号の用字）を文録・満に、維新（歴史用語）を唯新としており、また官職名の該当個所に「大部卿」「普門卿」など見慣れぬ用語がある。大部卿は恐らく大府卿（大蔵卿の唐名）の誤記であろうし、普門卿は墓碑銘の「示寂普門祐玄大徳」や位牌の「権僧都普門祐玄尊靈」等の語句を官職名と誤解した結果であろう。この語句は元来「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第二十五」に由来する仏語であつて官職名ではない。第二に峰入執行者を一九名（智弁＝櫟木義男を除く）掲出して近世期だけでも七名にのぼるが、その実在性と経歴には多くの疑点を含む。即ち、櫟木家の古墓を調査したところ四人の墓碑銘文が確認され、位牌から五人、棟札・版木から各一人が知られる。その中で峰入執行者一覧にみえない人物のみ挙げると次の通りである。

人物	事歴	等	典拠
祐智	當山前權大僧都法印良尊祐智位、天正十一年正月	過去帖	位牌
祐潭	當山前權大僧都良眞祐潭法印、天正十二年十二月	過去帖	過去帖
祐音	權僧都柱數祐音大德、享保十八年四月。八面山縁起の編集を依頼す	墓碑・過去帖・外	墓碑・過去帖・外
宮内卿	享保九年、同二〇年に大日寺鎮守弁財天社を再建	弁財天社棟札	弁財天社棟札
式部卿	天明四年の牛王寶璽版に陰刻	版木	版木

右の表で、祐智・祐潭は位牌・過去帖により他に徵証はないが、祐音は墓碑銘・過去帖にもみえ、かつ「八面山縁起」の編集を恵海法師に依頼して当山の復興を希求した人物である。その彼が峰入執行者一覧に記されないのは誠に不思議と言ふほかない。また、宮内卿は大日寺鎮守の弁財天社を二度も再興しており、式部卿は天明四年の牛王寶璽版の製作者と思われる。この版木は國家安穩・五穀豊穣・無病息災等の祈願に必要な料紙をつくる根本である。恐らく式部卿は峰入のために製作したのであるまいか。ともあれ、右の二名も峰入執行者一覧にみえず疑念は残る。

第三に、人名に加え峰入の時期も疑わしい。例えば上述の「普門卿 智玄峰入」について検討するに、該当者と覚しき人物を史資料に求めると、墓碑銘に、

元禄三庚午年

示寂 普門祐玄大徳雙靈

正月二十六日

とあり、また位牌にも、

(表) 玄當寺中興権憎都普門祐玄尊靈
(裏) 元禄三年正月十六日

とある祐玄の外に見当らない。つまり「順拝記」の智玄は祐玄の誤記と解されよう。ところが、峰入の日程には「于レ時元^(フ)禄三年四月十一日ヨリ出立。同十八日歸宮」とあって、彼が三ヶ月前に示寂したことと相容れない。いま祐玄の外に該当者がないとすれば、

「順拜記」の峰入日程も信じ難い。同様のことは、「嘯山 智善峰入」にもみられる。すなわち、墓碑に、

安政三年

狹
權大僧都嘯山法印

辰八月晦日

とあり、位牌には、

(表) 機木大人前嘯山翁靈位

(裏) 安政三年八月晦没

行年七十七歲

とあるから、安政九年（一七八〇）の出生である。しかるに峰入日程では「天明六年二月十七日ヨリ出立。五十日、四月六日帰宮」とあり、僅か七歳の少年が松尾山峰入を五〇日間も執行したとは考え難く、疑念は去らない。これに対し、嘯山の八面山峰入執行を推定せしめる史料がある。下毛郡本耶馬渓町大字今行字御下おもじも一一九二一一番地に鎮座する鉢立宮に玉社が安置されており、次のような墨書き銘が見出された。

(外側右面) 玉社 法印嘯山造之

(内側奥) 慈
願以此功德
普及於一切
我等興衆生
皆供成神道

(外側左面) 文政八乙酉年吉祥日

大庄屋 佐知彥右エ門
東西村庄屋 田口次郎左エ門

木崎 源十郎

(背面) 願主 現住權大僧都法印嘯山代

施主士伏見伸右衛門

金色・渋見・樋田・下屋方・今行・東西屋形諸人以諸
功德成就也。右意越者、天下泰平・国家安全・

御武運長久・諸人快樂・衆病退除・即災增福、
祈處如レ件。

右の文面から、峰入の順拝地区・祈願事項および関係者等が知られ、極めて重要な史料である。その内容から推して、恐らくその年に八面山の峰入を執行したのではあるまいか。次に、「民部卿 智淳峰入」については、過去帖に、

前機木民部靈位
左ノ年号月日ニ死
去ス
行六十七才ニ候

俗名民部卿

明治廿七年一月六日死去
下總國香取郡大
下見徳星寺

大乘院少僧都法印智澄位

明治廿六年
一月晦日也、墓所ハ、八都村大字下見ト申ス。

とあり、峰入日程に「于時弘化二年八月廿四日ヨリ出立。同廿九日帰宮」とあるから、弘化二年（一八四五）、十九才で峰入したことになる。ところが、猪川内岩屋堂（下毛郡三光村大字田口字岩屋堂二六三四番地）内に存する護摩供板には、

弘化二己年天
八面山座主

云
奉修不動明王護摩供

(手か)

(座か)

堂内安穩諸人快樂祈所

四月

日

者智諱

とあり、執行は四月であり八月ではない。また智淳は智諱の誤記と解され、智澄は別名か後の改名でもあろうか。つまり、人名・日程とも誤記が目立つのである。

以上のはか子細に検討を加えると、さらに幾多の疑点が生じ「順拝記」の史料的欠陥が多く指摘されようが、その原因は編集時における収集史料の不足と内容検討の力不足によるもので、編者は決して峰入執行の捏造を企図したのではない。そのことは、上述の

掲出史料および後述の順拝地探訪の記述内容によつても証明されるであろう。

註 小田富士雄「宇佐彌勒寺所職相承考」（『大和文化研究』八の六。のち『九州考古学研究』歴史時代篇に所収）

(4) 順拝地探訪

「順拝之次第」の要所を摘出して現地比定を試み、これを一覧表にすれば次のようになる。なお、比定地の考証には膨大な紙幅を要するため全て省略し、その結果のみ記した。表と地図および写真等を参照して、現況を把握せられたい（表・地図・写真の番号は、相互に一致する）。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	社 宮・役 宅	祭 神・本 尊	宿	摘	要	現 在 地 (大分県下毛郡内)
												三所和光社殿	聖母・八幡・比咩神	箭山神社	三光村大字田口字八面山三五六七番の一		
長谷寺	白山大權現	長谷觀音大菩薩	薬師如來	役 宅	八面山三神拝所	猪川内岩屋堂	和与石	山神宮	鷹石・犬石	靈 石	尊 神	如意輪觀世音菩薩	石体大神	天狗おとし	"	"	"
○					○							木像・護摩供札あり		三光村大字田口字八面山三五七二番			
								上永家力					"	"	字岩屋堂二六三四番		
													"	"	字猪川内平三四一一番の二		
													"	"	字猪川内三五八五番		
													"	"	大字西秣字字土山二二二五番の八		
													"	"	字堀田平二一五七番		
													"	"	字西秣二一五四番の二		
													"	"	字前 一八九三番		

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	猪山大宮司稻用家
大日寺	猪山八幡宮	護摩場所	熊野大權現	椎木宮	楠木宮	妙見宮	渋見	天狗石	下矢形村ノ宮	役所	天狗岩窟	不動明王	鉾八幡	矢倉子戸窟	椎木宮	阿波羅堂	南立宮	阿弥陀如來	三光村大字西弊字古殿一〇三番	
大日如來			菩師如來			妙見菩薩		愛宕大權現				不動明王		觀世音菩薩		七所神社に合祀	現、八所神社	"	大字上深水字江尾五八八番	
					○		○		○			○		○		○		○	本耶馬渓町大字東屋形字ホゲ岩九八六番	
寺跡のみ						太正六・七・二一、流失		上渋見の糸切力		和田家力	小市郎宮				宮成家力			"	大字今行字甲進七九九番	
"	"			石祠	三田家	今尾白一馬氏宅		三光村大字白木字渋見(?)		"	"	字原井九五七番			"	"	"	字御下一九二番の一		
"	"						字妙見三六一五番		"	"	字渡丸一〇一九番			"			"	字小畠四七一番		
"	"						字上中原八〇八番の三		"	"	字進上石六四六番			"			"	大字上深水字江尾五八八番		
"	"						字西迫一〇一九番		"	"	字猪山平二六九六番			"			"	本耶馬渓町大字東屋形字ホゲ岩九八六番		
"	"						二六八一番											三光村大字西弊字古殿一〇三番		
"	"						字寺の下二三七四番											大字上深水字江尾五八八番		

四 今後の課題

本稿は、収集史料に基づき八面山と神社の関係を概述したものであり、学問的研究は全て今後に托されている。史資料の残存するうちに調査を継続し、基礎史料の収集と保存に努める必要がある。

現地調査に際しては、三光村教育委員会の酒井登氏・本耶馬渓町教育委員会の神野哲氏をはじめ、地元の古老等の協力と案内を得て古跡の探索に努めたが、なお未見の地も多い。いま、古老と称される人物の存するうちに、彼等の相伝する旧聞や異事に加え、その生活経験の知恵をも聴聞して、今後の調査の基礎知識となす必要もある。



① 三所和光社殿（箭山神社）



箭山神社本殿

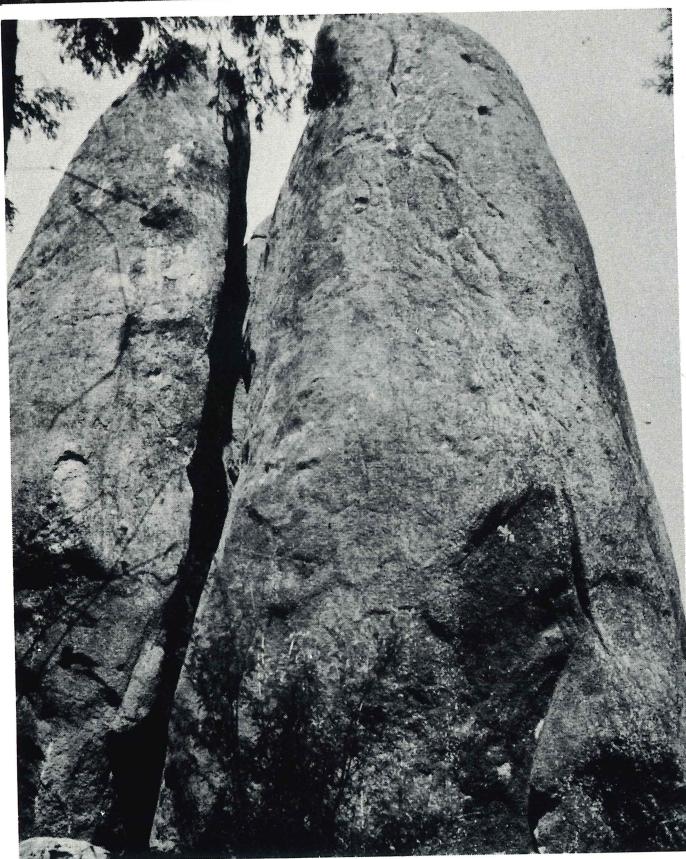
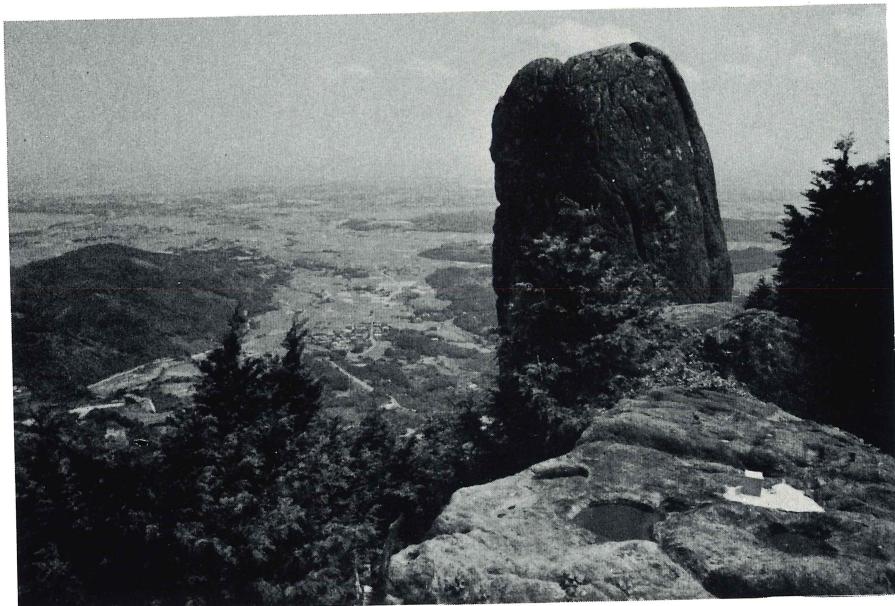


② 鷹石・犬石（絵縁起の一部）

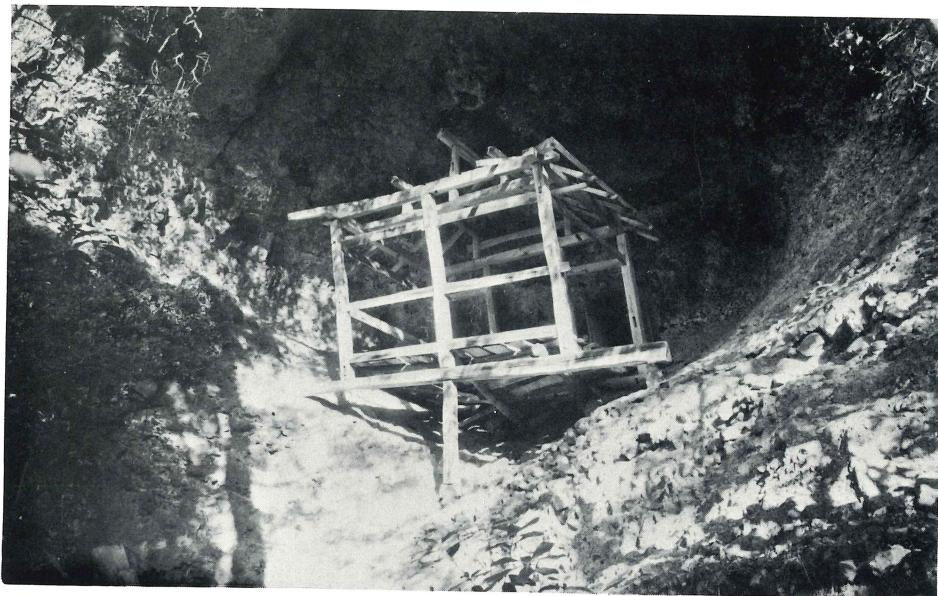


鷹
石
(箭山神社本殿の横)

⑤ 和与石

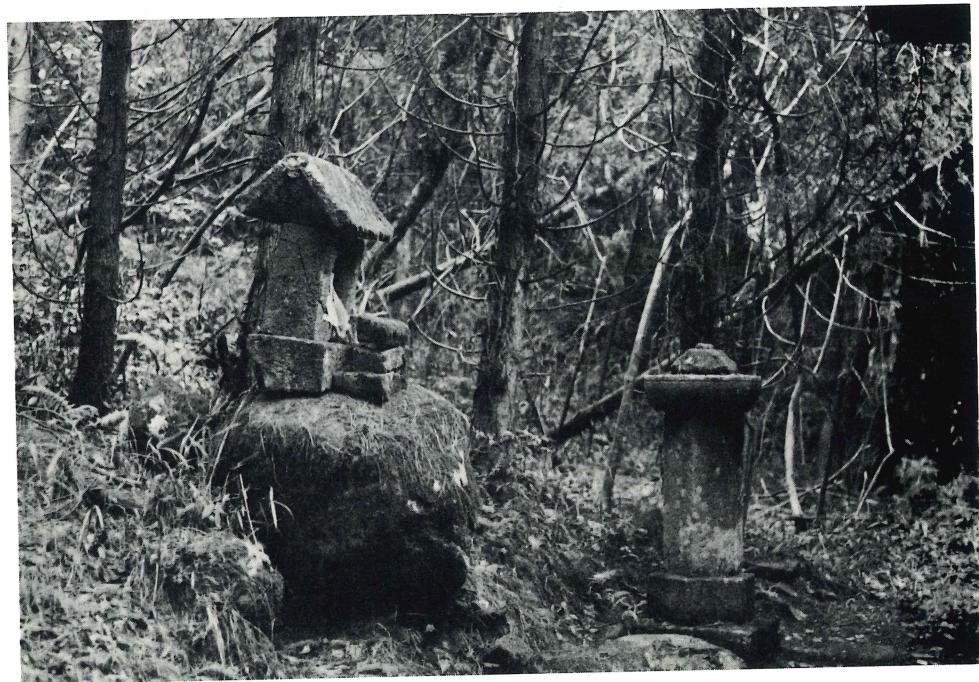


⑥ 猪川内岩屋堂（如意輪觀世音菩薩）



堂内の護摩供板と木造如来立像

⑦ 八面山三神拝所



(9)

宇津保岩窟の薬師如来（今、長谷寺にあり）



焼仏の薬師如来

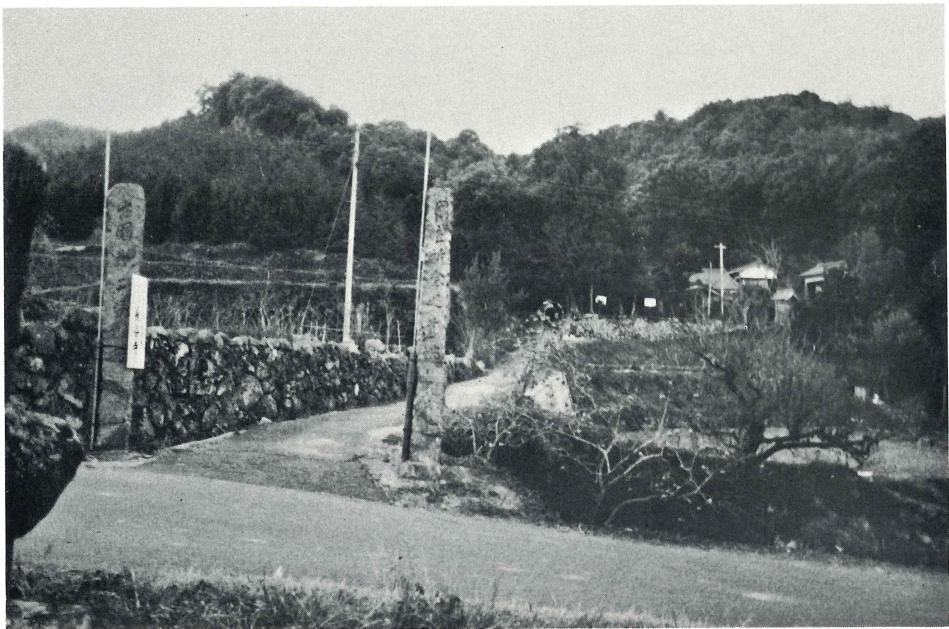
(10)

長谷觀音大菩薩
(奥の院)





⑫ 長谷寺



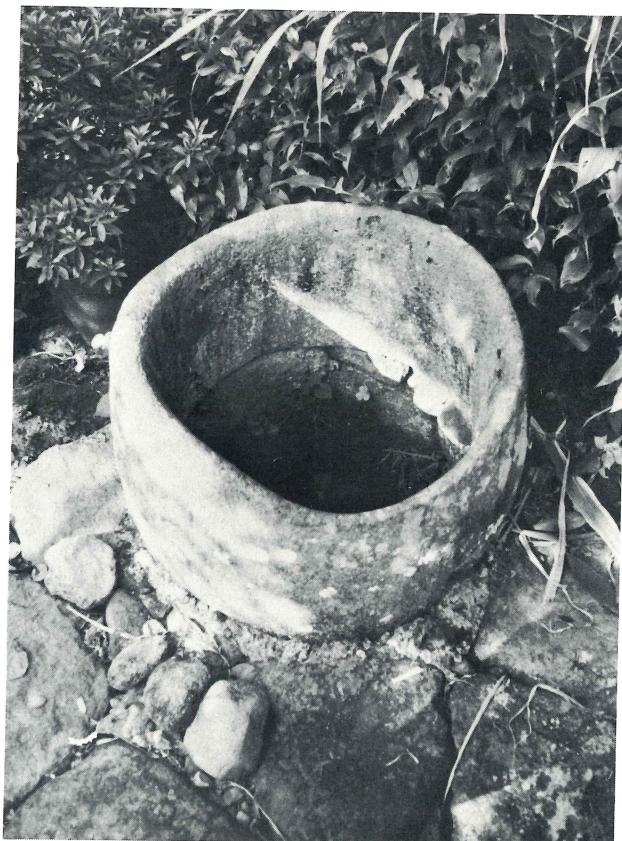
(13)

猪山大宮司 稲用家

屋敷跡全景



屋敷内の古井戸



⑭ 南立石（八所神社）



峰入の宿所



伝、阿弥陀如来
(実は十一面觀音菩薩)

(16) 椿木宮（屋成氏一族の氏神）

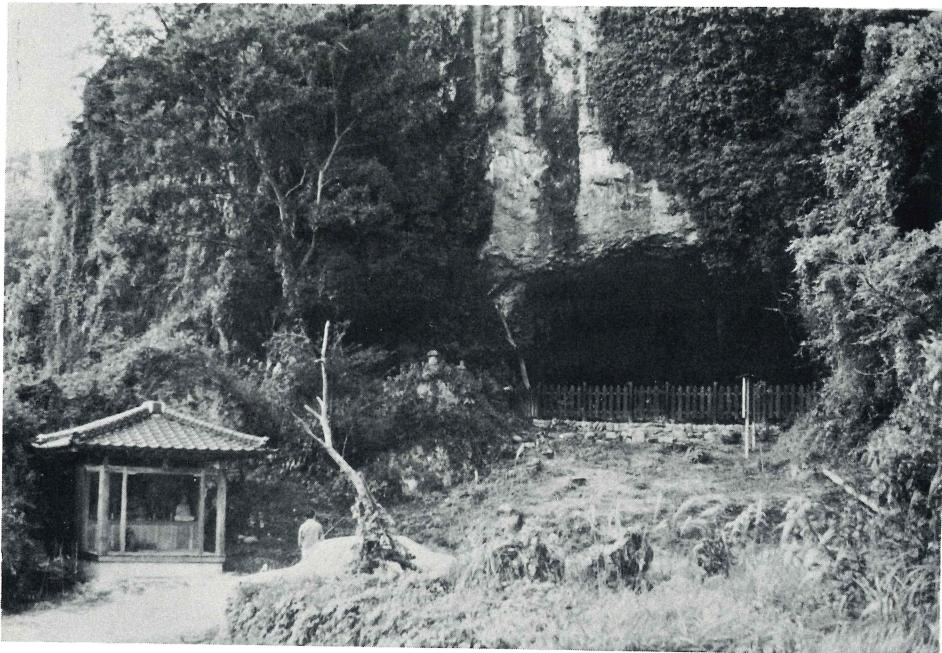


本殿跡（人物の前方）



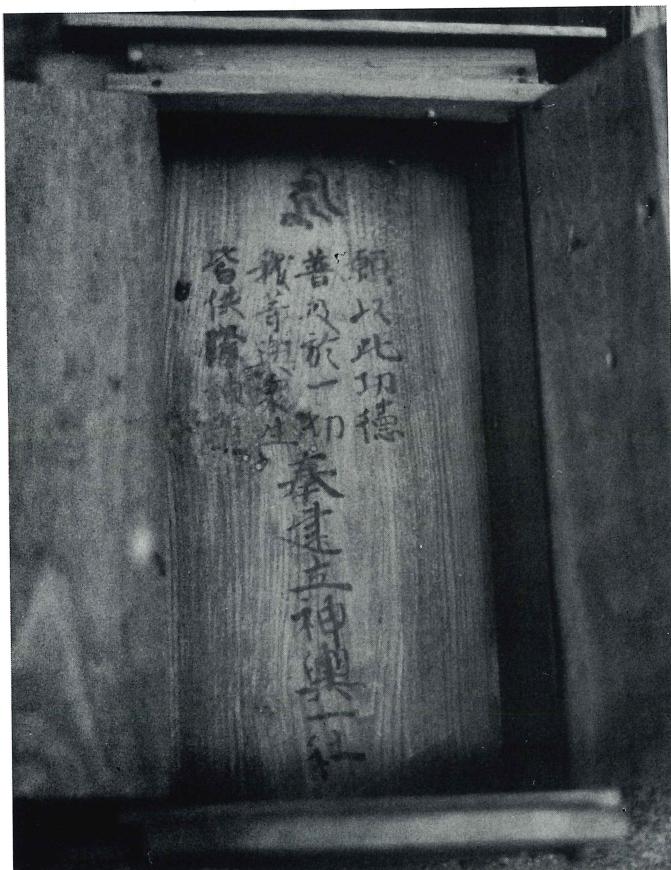
参道の石鳥居

(17) 矢倉宇戸窟 宇戸窟（粉洞穴）



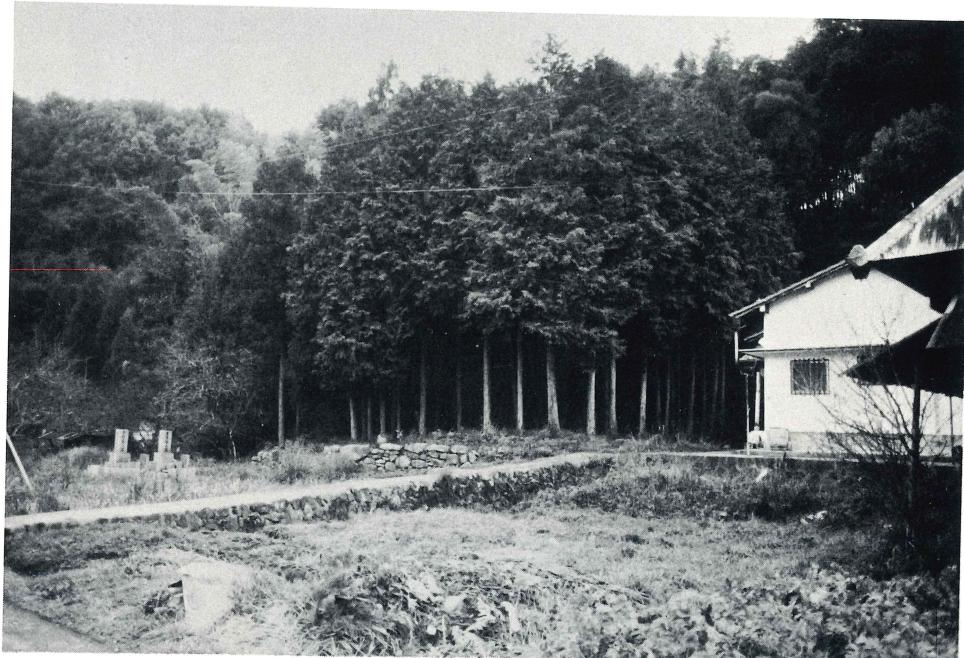
木造観世音菩薩像の残欠

(18) 錐立宮



玉社の墨書

所（宮成家
カ）



宮成家屋敷跡（杉林の部分）

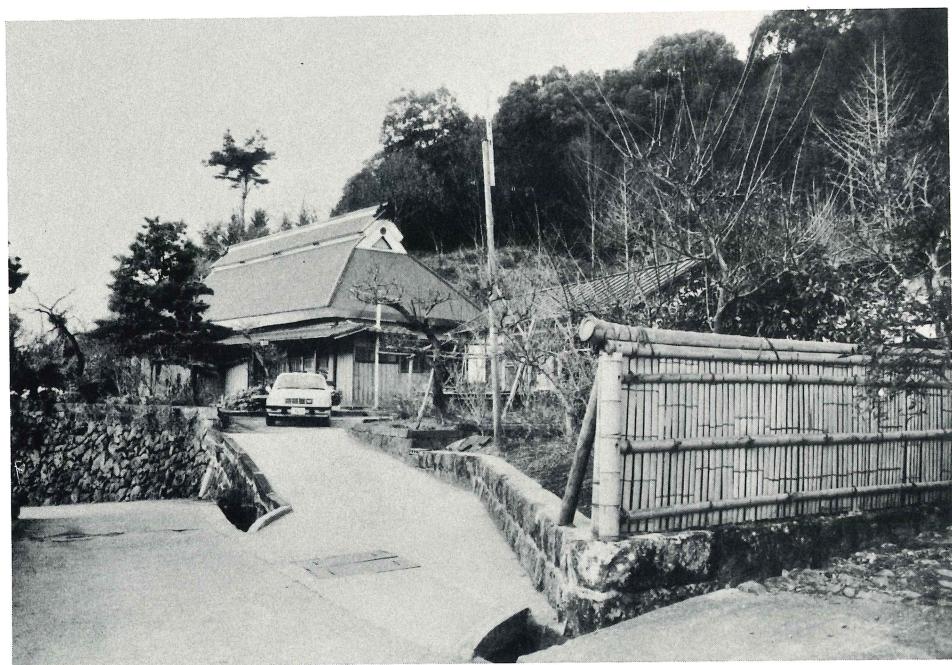
白い家屋の裏に鉢立宮が鎮座し、
杉林のすぐ上に宮成家墓地がある。

㉑ 下矢形村ノ宮（原井の小市郎宮）



かつて社殿と鳥居の間に仮屋があり、峰入の宿所とされた。

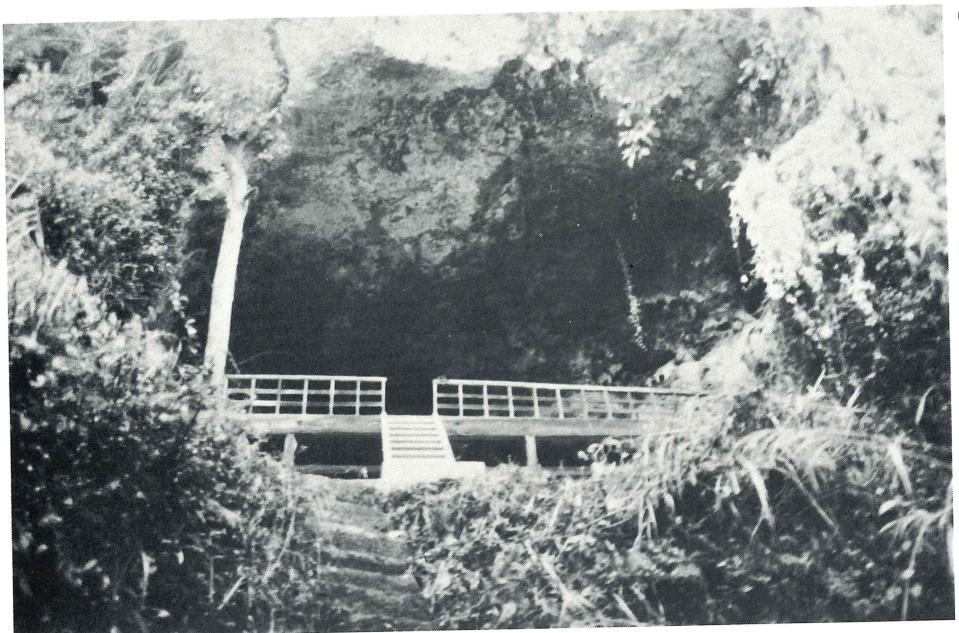
㉒ 役所（和田家カ）





社殿跡（後方の人物の箇所）

老松跡（前方の人物の箇所）



妙見窟



妙見窟と囲炉裏（おこもり用）

(27) 椿木宮



石祠（右側）

(28) 護摩供場所（今、尾白一馬氏宅地）



②9 熊野大権現

本殿跡



境内入口の石祠



(30) 護摩場所（藥師如來）



(31) 猪山八幡宮 本殿跡



参道の鳥居





大日寺跡



大日寺鎮守弁財天社